

裾野市史研究

口 絵

講演載録

戦後裾野の暮らしと生活意識 ……………安田常雄 (1)

論 文

駿河郡周辺の古代氏族 ……………仁藤敦史 (33)

駿河国近世初期検地の再評価

—駿東郡御宿村を事例として— ……………柴 雅房 (56)

小田原藩の村足輕について

—軍役負担を中心に— ……………厚地淳司 (73)

歴史随想

大森氏に関わる地名の考察 ……………羽田 勲 (106)

深良用水に感謝しよう ……………鈴木 強 (116)

鈴木強氏に哀悼の意を表す ……………四方一弥 (127)

編さん室日誌 …………… (129)



1998年3月

裾野市史編さん室



明治31年（1898年）勝又半次郎絵日記より、元旦の頁
（御宿 勝又重夫家蔵）

人々の暮らし

明治30年代、御宿の勝又半次郎氏が、日常生活の様々な出来事を絵日記として書きとめています。

〔平成10年度、資料叢書『勝又半次郎』
絵日記（仮題）〕として、発刊予定



夜、寝ている時に、ねずみに耳をかじられたので、えさをしかけて退治をし、猫にあげたことが記されている。

明治33年（1900年）の絵日記より
（御宿 勝又重夫家蔵）



〔講演〕

第十回歴史講演会

戦後裾野の暮らしと生活意識

安田 常雄

一九九七年二月八日
裾野市民文化センター

一 方法としての暮らし

安田でございます。今ご紹介がありましたように、六年ぐらい前だったでしょうか、やはりこの歴史講演会で、主に戦争中の庶民の暮らしと、それがどんなふうな戦時体制に巻き込まれていったかというお話をいたしました。今日はある意味ではそれを受けまして、では一体戦後になってこの地域の人たちが、どのような形で生活をし、暮らしそのものをどのような形でイメージをしていたか、それは今から振り返ってみてどういう意味があるのだろうかというようなことを、改めてこの機会に考えてみたかどうかというものが発端でございます。

今、編さん事業のほうは、ご紹介がありましたように『近現代Ⅱ』の編集をやっております。前の『近現代Ⅰ』は大正から戦後の市制施行までの時期です。その中でいろいろな資料が出てまいりまして、各調査員の先生方も含めて鋭意作業をいただいているわけですけれども、まだ資料調査・整理そのものも中間段階でありまして、本来ならば、その資料編がきちんと出た後に、改めて全体を見渡してお話をできればよろしいのですけれども、そんな経過もございまして、とりあえず、今日のお話はここに書きましたように、新聞と、それから子どもたちの作文を通しながら、先ほど申し上げたようなお話をしてみたいというのが全体の骨組であります。

今日のお話の資料としてあらずと、子どもたちの作文を用意いたしました。恐らく時間の関係で全部話すことは

できないと思いますが、面白い作文がたくさんありますので、お帰りになってからでもお読みいただければと思います。して、たくさんつくっていただきました。

戦後五〇年になるんですね。戦後五〇年をどのような形で振り返るかという試みは、ご承知のようにおとし戦後五〇年の年前後にさまざまな形で行われたわけですから、改めて五〇年たつて戦後を振り返ったとき見えてくる風景と意味を、どのような形でとらえるかということが、今後我々がどういふふうに生きていくかということを考えるときの手がかりになるだろうと、そのように思っています。

今日のお話は、戦後を三つぐらいの大きな固まりにして焦点を当てて考えたい。その一つは一九五〇年前後、昭和二四年～二七年あたりです。戦後が終わって、さまざまな戦後の焼け跡、ヤミ的な雰囲気はまだ残っていた時代であります。次は一九六〇年前後、大体一〇年ぐらいたった時期でありますけれども、五九年～六二年あたりです。東京オリンピックに向かっていく時期、これが一つの固まり、それからもう一つは、さらにそれから十年後、一九七〇年前後。戦後の日本の歴史というのは、五年刻み、十年刻みで見るとよく見えるんですね。五年刻み、十年刻みのところで比較的大きな事件が起こっています。後でお話しま

すけれども、戦後の高度経済成長は一九五五年スタートでありますから、ちょうど戦後十年たつたところから出発をするということになるんですね。この場合も、そういう意味ではちょうど五年刻み、あるいは十年刻みの固まりのところをポイントに置いて、そのところで暮らしの形がどうであったか、その中で我々がその暮らしを見るイメージがどんなものであったかということをお話をしたいと思っています。

(1) 暮らしの実態・社会意識・感受性

ではどういう視点でそれを考えていこうかということなんですけれども、第一に暮らしの実態、第二に文化・社会意識に焦点を当てたい。それからもう一つ、幾らか意識的にお話ししたいと思っているのは、感受性の変容という問題なんです。つまりさつき申し上げた三つの時期で我々の感覚そのものが変わっていくわけです。感覚の変容とか、感受性の変容を通して戦後五〇年を見る方法が、大事なのではないか。それはたとえば、戦後直後とはかく物ささえあれば、食べられる物ささえあればよかったという時代から、衣食住すべてがある意味では文化の概念になっていくんですね。食べる物にしても、着る物にしても、住まいにしても、そういう物に向い合う感受性の形が、戦後直後とは非常に

大きく変わってきているということだと思います。そういう点に着目をしないと、恐らく今の若い人の感覚をつかまえることはできないだろう、そういう問題意識も私の中にはあります。

実は、こういう問題の設定は、現在の歴史の学会であるとか、研究者の世界でもまだまだ立ち後れているというか、ほとんどまだこういう領域まで踏み込んで研究をしていくというふうにはなっておりませんで、依拠する手がかりは少ないんですけれども、限られた材料でやっていきたいと思えます。

そのときに使いたい資料ですが、『駿東文園』という作文集がこの地域にほぼ完璧な形で残っております。その作文の中にあらわれてくる子どもたちの感受性を媒介にしながら、今申し上げたような問題に接近したいということなんです。この資料そのものについては、教育史のほうで詳しい研究をされておまして、私はあまり専門ではないのですが、ごく簡単にお話をいたします。

富原義徳という御殿場の先生が中心になりました、大正期の終わりぐらいから作文教育の一環として、こういう作文集をつくる試みが行われておりました。当時『児童文苑』と呼ばれておまして、戦争中は幾らか中断があるんですが、戦後にまで『駿東文園』と名前を変えて存続し、現在

でもまだずっと続いているものであります。

富原義徳という人の評価はいろいろあるようでして、例えば、一九五八年に刊行された『生活綴方事典』（明治図書）の中ではこういうふうに書いてあります。「社会的な見方が非常に薄い」、「文芸的・自然美耽美的である」。つまり、自然の風景を美しくうたうことはこの作文の中で一生懸命やっただけでも、どうも社会的な広がりがないということですね。それから、「童心・詩情への著者の熱意」というのは非常にある。童心というのは、ある意味では大人がつくった子どもイメージです。子どもは純真でいつも素直であるとかいうわけですね。もちろん純真で素直なわけですから、同時に、それほど単純ではないわけですから、作文教育の全体の方針が、そういうところに一本に収斂されてつくられていくと、全体としてはある歪みを持たざるを得ないだろう、そういう意味の批判であります。

他方で、この『児童文苑』という作品は、当時の作文教育全体の中ではかなり独自の位置を持っていて、都会中心の作文教育というのではなくて、むしろ土くさい作品というんでしょうか、農村的な題材を取った作品が、この作文集を通して広く世に問われ、多くの人々に非常に大きな影響力を与えたという点を高く評価しているようであります。

この運動そのものは、単にこの地域だけの特徴というの

ではなくて、一九二〇年代から三〇年代にかけて日本全国各地で、言ってみれば自由主義的な「綴方教育」の運動というのがずっと広がったんですね。その一環であります。

これは簡単に申し上げれば、それまでの学校教育の中で、作文というの、ある形の決められた題を出されて、それに対して形の決められた作文を書けば、「よくできた」とほめてくれるという格好でした。これはいわゆる明治時代の日本の教育体系の仕組みが、非常に型にはまった概念的な教育の仕組みであつたわけですけれども、そういう形では、子どもたちが本来持っている内側の自発性というものを引き出していくことができないのではないかと、いう反省が、大正期になって多くの自覚的な先生方の中に広がっています。

(2) 方法としての「概念くだぎ」

そういう中でさまざまな実験が行われるわけですから、一つだけ注目すべきものをあげると、当時の作文教育のキーワードで、「概念くだぎ」という名前前で呼ばれている方法があるんですね。これは作文教育の方法であると同時に、もっと広くとらえますと、明治以来日本人の物の考え方そのものに内在する問題点を、はつきり批判して、その中で我々がどのくらいしなやかに物を考えていくことができ

るか、そういう思考方法の実験でもあつたと私は思っています。

もう少しわかりやすく申し上げますと、概念から出発する、あるいは言葉ですね、ご存じのように、日本の明治以来の言葉、つまり物を考える言葉は、外国から入ってくる言葉が多いわけです。「理念」という言葉であつても、「理想」、「自由」、「平等」でもいいわけです。そういう外来の型にはまった概念を覚えて、それによって物を考えるという習慣を、どうやったら砕いていくことができるかというふうに考えたんですね。

当時の事例でお話しますと、「自由画教育」というのが作文と同じ時期にありました。自由に自分で絵をかこうという教育の方法です。そのときに自由画教育の先生たちが考えたのは、例えば、「海を描きましょう」というと子どもたちは真つ青に塗る。お日さまをかきましようというと必ず真つ赤に塗るわけですね。でも、それはよく考えてみると概念なんだというのが、この概念砕きという方法であります。地域によって、それから時期によって、海は青いとは限らないわけですね。北海道の子どもが見ている海と、沖縄の子どもが見ている海は違うわけですね。だから、海は青いとか、お日さまは赤いとかいう、その概念そのものを、自分たちの生活と経験の一コマ一コマのところに戻して、そ

こから自分たちの自発的な物の考え方を出して、こういう運動なんです。固定された概念をゆさぶって、壊して、砕くんですね。そして、暮らしの中で自分たちが考えた姿をその中からつくり出して、そういうスタイルのものであります。そういう思想がその後三〇年代から戦後にかけて、綴方教育の一つの大きな柱になっています。

今日のお話は、それがある意味では方法上のヒントにしたい。我々にとって暮らしというのは大変身近なものですけれども、それを少し意識的に考えようとする、絶えず概念化される危険性があるんですね。そういう意味で、この概念砕きの方法を参考にしながら、今申し上げたような戦後の生活意識の変遷というのを考えたいと思います。その時に、それぞれの時期の暮らしには、必ずそれぞれの人の個別的な、固有な一枚ずつの経験の絵というのか、スナップショットというのか、それが必ず付着しているところがあることがとても大事なだろうと思います。それはすべての人におしなべて当てはまるものではないかもしれないけれども、自分にとって昭和二〇年とか、昭和三〇年とかいう生活のイメージを浮かべるときに、それはある個人の具体的なある時点の一枚の絵が対応している。絶えずそこに戻ること、そのことが感受性を改めてつかまえて直していく一つの手がかりではないかと思っております。

(3) 方法としての綴方

それでは次に、子どもの作文の一つの方法として使うことは一体どういう意味があるのかということなんですが、ここではこんなふうに考えました。子どもの作文というのは、もちろん子どもでもありますから幼いんですね。幼いんだけれども、大人の凝集体だと思えます。もつと言えば、この時期の作文をずっと読んでいきますと、戦後の大衆(大人)の欲求のあたりがよく見えるんですね。戦後の非常に大きな特徴は、欲望自然主義というものが全面開花していくというのが、戦後五〇年を通して基本的なコンテクスト(文脈)であります。戦中は「欲しがりません、勝つまでは」でありますから、なるべく自分たちの欲望を抑えて、己れに打ち勝つという形の教育も行われたし、社会全体がそういう風潮で動いていたわけですけれども、それが戦後になって、人々の中に内在した深いところにある欲望、欲求が、いろんな角度で噴出していくわけです。それが実は高度経済成長をつくり出していく究極のエネルギーになっていく。

つまり、子どもの作文というのは、大人がある意味ではつきり言えなかったような、自分の奥にある深い欲望を、非常に素直に表出しているという面があります。ですから、幼いけれども、むしろ時代の状況をかなりシャープな形で

表現しているのではないかと思います。

もう一つは、大人に見えない子ども、未来の眼とというのがあるんですね。そのときにはよくわからないんですが、後で振り返ってみると、子どもたちの考えていた視線（まなざし）の方向性というのが、実はこういうことを言っていたんだということが改めてわかるということがしばしばあると思います。そういう意味では、幼いけれども大人の凝集体であつて、将来に向かつての未来の眼を持っている。言ってみれば、そういう複合的なものとして子どもというものをつかまえて、その作文を通して時代を読むことが可能なものかもしれないと思つてゐるわけです。

二 占領期の暮らしと生活意識

(1) 暮らしの風景

まず戦争が終わつて、ご存じのようにアメリカGHQによつて占領された七年間があります。そういう意味での占領時代です。

まず、人口がものすごく増えていきます。県統計の新聞記事がこの時期たくさんあるんですけども、戦前段階で二〇〇万と言われた人口が、戦後急速に二二〇万になり、一九四八年には二四〇万ぐらい増えていきます。これはご

存じのように、戦争中海外に出ていた人々が帰ってくるわけですね。引き揚げという形で多くの人々が村に帰つてまゐります。大都市は空襲によつてやられてゐるわけですから、その意味で、また農村に帰つてくるという人々も増えてくる。それから、これは年配の方はよくご存じのように、大変な食糧難で、新聞記事にもたくさん食糧難の記事がございます。例えば一九四五年十一月、戦争が終わつて間もなくですが、「駿東・沼津地方、食糧難は必至」という大きな記事が出ております。具体的にはそういう中で子どもたちの生活、我々の暮らしの全体を取り巻く幾つかの象徴的な風景がありまして、一つは「伝染病の集団発生」という記事がありますね。一九四七年の新聞を見ると、その前の年の三分の一ぐらいの発生がもう既に出てゐるけれども、これからどんどん増加していくであろう。もう枚挙に暇のないくらい伝染病の集団発生の記事が書かれています。

もう一つ今日のお話の中で重要なのは、引き揚げてきた人々の援護という社会的問題がこの時期の新聞に非常にたくさん登場します。一つだけ例をあげておきましたが、引揚船の記事、「恵山丸」という引揚船が舞鶴に入港したという記事です。その中に静岡県の人々が、各村ごとに全部名前が載つてゐます。誰々さんが帰つてきたということですね。この四九年七月二六日の記事で言えば、富岡村の人が

一人、泉村の人が一人帰ってきた。具体的な名前が書いてあります。恵山丸だけではなくて、次々に引揚船が舞鶴に入ってくるたびに、そこに実名がずっと記されているというのが当時の雰囲気であります。それに対しまして当然県のほうもさまざまな形で対策を考えるわけです。四九年七月二六日の静岡新報の記事はその一つの象徴なんですが、「終戦に伴う海外からの引揚同胞、またその留守家族について、県は万全の援護に乗り出すことになった。(中略)応急的に衣料品、困るものには上衣下衣、シャツ、タオルなどを配給する。また引揚直後の不時の出費も要するという見込みで〇円を支給するし」、この〇円というのは、実はコピーが不鮮明で幾らかはつきりしなかつたので、きちんともう一回見ないといけないんですけれども、幾らかお金が出るということですね。「留守宅家族で送金が杜絶し生活の困難な者には生活費の補給とまたは一時建替を行ふ。また引揚民で適当な縁故先のない者は一時静岡市有東三菱重工業の静岡市有東寮を収容所とするが、これらの宿舍施設はさらに増設することになってゐる」。この時点では、引き揚げた人は八七人、さらに将来一七三一人の人が引き揚げてくるということが見込まれているという記事です。

そういう意味では、この昭和二〇年代前半はたくさんの方の移動があるんですね。人口が移動します。引き揚げ

くる人がたくさんいる。その一人ひとり引き揚げてくる人に即してみれば、それは後で申し上げるように、さまざまな悲喜こもごもの感情が各家庭の中に広がっていく、そういう状況とお考えいただければと思います。

あとこの時期で比較的新聞記事でたくさんあるのは、どろぼうの記事なんです。これは後で子どもたちの作文にも出てまいりますけれども、この時期を非常によく象徴する記事が、静岡新報の一九四九年三月四日のところに載っておりますので、これもちょっとご紹介しておきますと、「泉村に六人の強盗が入った」という記事なんです。三月三日であります。「三日午前零時頃駿東郡泉村公文名三四農業鈴木清作さんの妻きみさんが屋外便所に行こうと表大戸を開けた際、表口に六人の怪漢がいて、中一人が「こら」と呼び止めたので驚いたときに五名がドカドカと屋内に侵入、さきの一人が〇〇(刃渡?)一尺余の短刀を突付け、騒ぐとこれだ、金を出せ」と脅迫、現金六百円余を強奪、一人はピストルを携帯し屋内を物色したが、目星しい物なく、薩摩芋を食べて悠々逃走した。届出により泉村署で犯人捜索中であるが、いずれも二〇歳台の青年で烏打帽に一人は赤鼻緒の藁草履、地下足袋などをはいていた」。

この時期はどろぼうがものすごく多いんですけれども、非常に象徴的な記事だと思えます。短刀やピストルを持つ

ているわけですね。復員してきた人なのかもしれませんが。入ってきて薩摩芋を食べて悠々と逃げる。履いているものは赤い鼻緒の草履と地下足袋、烏打帽子というスタイルです。私の家も当時、どろぼうに入られ、大きな地下足袋の足あとがたたみの上に残っていたと母からよく聞きました。かなり騒然とした物騒な世相なんですね。

もう一つお話をすると、昭和二十七年四月、「三十年ぶりに裾野に大火事があった」という非常に大きな記事が出ておられます。これは恐らく年配の方でご記憶のある方もおられると思いますけれども、「十四戸を全焼、新発足直前の裾野町ご難」という見出しが入っています。

(2) 感受性と生活意識

では、こういったような当時の時代の雰囲気、気分の中で、子どもたちはどういふふうに暮らしているものをイメージしていたんだろうかということでもあります。少し資料を見ながらお話してみたいと思います。

この中には、狭い裾野地域だけではなくて、駿東郡全体にわたる子どもたちの作文を引いてありますので、厳密に言えば、裾野の子どもの話ではないものも含まれていますけれども、時代の共通の雰囲気表現するためには、少し広く領域を取って考えてみたいと思ったわけです。

まず「八月十五日」（一九四九年一月）という詩をごらんいただきたいと思います。

もろこしを見るとなにかなつかしい
もろしの実のみのもる頃

あの戦争が終ったのだ

その時家でゆでたもろこしを持って

弟ととなりの家へ天皇陛下の放送をききにいった

近所の人も皆んな来た

「ああよかった」「あー」とため息をつく人もあった

「うむ」とうでを組む人もあった。

飛行機が通った

なにも思わなかった

せみがうれしそうに鳴いていた

この「八月十五日」に関しましては、当時の著名な文学者や知識人が、さまざまな形の回想や詩がいろいろ記録として残っております。私はこの詩を読んだときにまずパツと思いましたが、戦争中有名だった伊東静雄という詩人の八月十五日に書いた日記と感じが非常によく似ているんですね。その詩は現在から振り返ってみても、当時の実感を鮮明に表現した詩として大変に有名な詩人ですけれども、

特に最後の三行です。「飛行機が通った なにも思わなかった せみがうれしそうに鳴いていた」、この感覚、これが戦後の我々の意識の出発点だったということです。ただ伊東静雄はもう一行、「何の異変も自然におこらないのが信ぜられない」(『定本・伊東静雄全集』人文書院、一九七一年)とつけ加えられておりますけれども、それがつまりある種の空白からの出発なんですね。そこに、我々が現在立っている地点から五〇年前のスタート・ラインがあるということとを、まず確認をしておきたいと思えます。

第二に、戦争体験と引き揚げについての記録がさまざまあるんですが、「かなしい思い出」(一九四九年一月)という御殿場の五年生の女の子が書いた作文は、多分当時の満州での戦争体験を書いたものであります。子どもたちの意識の中では、作文というのは、何年何月何日何時ごろ、どういう状況でというふうには書かれませんが、最初の一行がある意味ではとても象徴的なんですね。

「切れかかったくつをはいて、長い旅をつづけた。」これが全体のテーマを非常によくあらわしている。ソ連軍が侵入してくるわけですから、それに対抗して日本人がとても大変だったということを書いた文章です。そして一番最後のところに書いてあるように、「今、その時のことを思うと、かぞくがぶじで、ひきあげてこられたことが、ふしぎでた

まらない。」

こういうふうな体験がそれぞれの子どもたちの中に、実感をもつて蓄積されているとお考えいただけたいと思うんですね。そういう戦争体験がこういう形で記録されております。

次にあげるのは、お父さんが復員して帰ってきたときの風景です(「私のお父さん」、一九四八年二月)。

たのしみになっていた、えいがが夜學校にありますが、早目にごはんをすましてお母様と妹と三人でえいがを見に行きました。とてもおもしろくて、大きな聲で笑いしました。

歸ってお家に入ろうとするとお寺のおばさんが、「お父様から電報ですよ。」と紙を下さいました。お母様は、「わっ」と大きな聲で泣きました。シベリヤから六年目に歸ってきてくださるので、私はもううれしくて、なみだが後からく／＼流れてたまりませんでした。なんどもく／＼電報を見なおしました。お寺のおばさんが「さあ、日蓮様へおれいにおいのりをしましょう。」とおっしゃって本どうへお母様とまさとおばさんと私と四人ですわって手をあわせました。

今日はいよいよお父様が歸られる日です。二日の朝七

時に三島驛につくと電報がありましたので、きしやの着くのをまっています。しんせきのおばさんやごきんじよの、人々もたくさんむかえに出てくださいました。きしやが、「ゴー。」と走ってきました。あちらこちら一生けんめいお父様をさがしますと、やせた兵隊さんが、はいのうをしょって降りてきました。「あつ。お父様。」私は思わずとびつきました。お父様はまっくろいかおをして、「お、昭代、大きくなったなあー。」といってなみだを流して泣きました。

そういう戦争体験と引き揚げ、それを含めてさらに大きく覆っているこの時期の人々の中に広がっていた感受性として重要なのは、「死の影」というんでしょうか。つまり死ぬということとすれすれというんでしょうか、死という問題が暮らしの中にずっと染みわたっているという状況ですね。これは言うまでもなく、戦死したお父さんの話、「私のお父さん」(一九四八年二月)などに象徴されます。この時期、お父さんとかお母さんとかを主題に作文を書くとき、その中のかんりのものが戦死したお父さんの話というテーマなんです。

また、「お母さんの思い出」(一九五一年一月)という生活記録も、大変よく書かれていると思います。突然病氣

で死んでいくお母さんの話です。それから、ここにはあまり引かなかつたんですけれども、自分の妹とか、近所の友達とか、ついきのうまでのしくみんなで遊んでいた友達に、急にふつといなくなるという、そういう喪失の感受性であります。現在では想像できないかもしれませんが、子どもたち、あるいは父親とか母親が消えていく。そういう意味での「死の影」と「喪失」、それが暮らしを覆っているというのが、この時期を特徴づける大事な要素なのではないかと思えます。

では第三に当時平和というものを人々はどうか考えたのかということでご紹介したいのは、次の短い詩です。「『平和な國に』、一九五〇年三月)これは小泉村の土屋克子さんという女の子のものです。

平和な國になりたいな
あらしも
じしんもない國に
何にも争いもない國に
いつになったら
平和な國になるかしら。

これを我々が今振り返ってみると、平和が大事だとい

ことを言っているものと概念としてつかまえずいんです。私が最初申し上げたのは、この言葉はもちろんそのことを言っているんですけども、この詩の深層には当時の時代の気分というのがあるんですね。時代の感受性があるんですね。そういうものと、ここで書かれた言葉というのは、密接な形でつながっているということが、この昭和二〇年代という時代を特徴づける大変大事な点だろうと思います。これは後で申し上げますけれども、逆に言うと、高度成長期に入って、実生活上の気分と言葉が離れてくるんです。言葉が抽象化されていくんですね。概念がひとり歩きしてここから離れていくことですね。それが究極的には戦後五〇年我々が到達している場所でありますから、それを今度は逆に、今申し上げたような形で照らし出していくことが、大事なのではないだろうか、そんなふうに私は思っています。

当然今の詩も、平和憲法ができて平和になったという、そういう単純なものではなくて、ある屈折を含んだ当時の気分の中で表出されているものだとつかまえることが必要なのではないかと思えます。

他方で、当時の状況の中でもかなり概念的に表現した作品もあり、たとえば清水町の森崎さんという女の子の書いた「菊の花」（一九四九年二月）という詩です。多分とて

も優等生の女の子だと思います。これは当時の建前としての言葉が中に幾つも出てくるんですね。ちよつとそこを拾ってみますと、最初の固まりのところでは、「今日、榮ある君主の日に理想日本の基礎を」と書いてありますね。二つ目に、「今日輝かしき文化の日に平和日本の門出を」、三つ目は、「今日起ち上がりたる民衆の日に自由日本の歌聲を」と書いてあります。「理想」「平和」「自由」「君主」「文化」「民衆」、これはみんなある種のシンボル用語なんです。戦後の「お守り言葉」といってもよい。ただ、ここで注意したいのは、先ほど申し上げたこのシンボル用語だけがひとり歩きして抽象化していくというよりも、まだこの時期、昭和二四年ですから、こういう概念語自体が輝いている。暮らしの中のさまざまな気分と、生活意識の屈折が言葉のリリティを生んでいると思います。一面大変概念的な詩であると同時に、その裏側にある時代の気分も、我々は一緒にあわせて確かめておきたい、そんなふうに思います。

もう一つついでの話でありますけれども、これは当時の状況を比較的よく表現しているもので、「ゾウ」（一九五一年一月）という作文があります。これは動物園に行ったんですね。「ゾウもライオンもいなかった動物園」であります。これも年配の方はご存じだと思いますが、一九四九年にインドのネール首相が、インディラちゃんというゾウを

日本に贈ってくれました。これが子どもたちにとつては当時の平和の象徴であります。あのとときインドという国は、日本にインディラちゃんを贈るのはアジアの平和のためであるということを書き添えてインディラちゃんを日本に贈ったんですね。ですから、平和という言葉は、具体的なインディラちゃんというゾウのイメージとして子どもたちの中で結びついている。概念と一枚の絵は結びついているんです。平和という言葉は、子どもたちにとつてはインディラちゃんなんです。そういうふうな結びつけ方が、昭和二〇年代の初頭には、かなり生き生きした形で存在したわけですね。

(3) “アメリカ” 体験の諸相

もう一つこの時期を特徴づけるのはアメリカ体験です。アメリカについては、私は前にも別のところで書いたことがあるんですが（拙稿「アメリカニゼーションの光と影」『戦後思想と社会意識』岩波書店、一九九五年）、そんなことも若干含めながら作文に即して見ていきたいと思えます。当時占領期において、アメリカのイメージというものは一般的にどうだったのか。

一九五〇年十一月十八日付の朝日新聞、「アメリカ人をどう思うか」という世論調査をやっています。その結果は

「関心がない」という人が全体の半分ぐらいなんです。特に地域の農村、漁村に住んでいる人たち、都会の労働者の奥さんたち、こういう人たちは、アメリカというものに対して無関心であるという反応が世論調査の中では出ております。

アメリカとかアメリカ人が好きだと答えた人、これは主に都市のサラリーマンとか、都市の労働者層が比較的多くて、全体としては、そこにありますように三二%ぐらいの人がアメリカに対して割合好感を持っているという統計がございます。アメリカ嫌いという人もありまして、女性が六〇%であります。嫌いという中には「恐い」というものもあるんだと思います。そういう感じの分布が一九五〇年、朝鮮戦争の年でありますけれども、少なくとも朝日の紙面からうかがうことができるんですね。

ほぼこれと同じころ、日本文学会というところが、『社会的緊張の研究』（有斐閣、一九五三年）というかなり厚い本を出しまして、その中で、もう今は亡くなったんですが、元東大の駒場にいた文化人類学の泉靖一さんが、「東京小市民の異民族に対する態度」という論文をお書きになっております。その中であげられている項目を拾ってみますと、全体としてアメリカに対する感覚というのは、「親切」「愛想がよい」「気前がよい」と答えています。経済的には「日

本のためになる」、文化的にもアメリカ文化は「親しみやすい」と多くの人が答えているんですね。こういうのが昭和二〇年代半ばぐらいの全体的なイメージということになります。

それをこの裾野及び駿東地域に即して具体的に見ていきますとどういうことになるかということなのですが、「ジープ」(一九五〇年二月)という作文がごいます。これは小さい子、三年生ですから、ジープが走ってきたのを見て感じた「怖い」という感受性ですね。最後の一行のところに、「ぼくも、大きなためいきをつきました。」という一文があります。この作文に象徴される事柄は、幾らか抽象化して言うと、アメリカという国の持っている軍事科学力に対する驚嘆と、それに対する恐れの高義性です。戦後の日本人のアメリカ体験というのは、必ずそういう意味でのアンビバレンツなんです。背中合わせのように二つの反応が同時にくっついているんですね。一方では驚嘆、他方では恐怖という両義的なものとして、戦後の日本人のアメリカ体験というのがあるわけで、ある意味では、この三年生の男子の作文は、そのことを非常によくあらわしているものの一つではないだろうか、そんなふうにも思っていますね。

あと幾つか典型的なものを拾っていきますと、たとえば六年生の女の子が東京に旅行に行ったときに見た風景です

(「東京旅行記」、一九四九年一月)。その真ん中あたりのところに東京のことを書きながら、「ちょうどアメリカの町へきたような気がしました」最後のところには、「ふりかえってみたら、丸の内にたち並んだ大きな建物も雨にかすんで、映畫の外國の町をみるようでした」と書いています。つまり、雨の東京の風景は外國の町という形でイメージされているということですね。

「ラジオ」(一九五〇年三月)という作文をごらんくださいたいと思うのですが、これは深良の子どもの作文です。この作文自体は、自分はともラジオが好きだ、どういふ番組を聞いているかというのをずっと書いたものであります。何聞いているかというと、朝は「えい語會話」、「ニュース、天気よほう、朝の歌」、お昼ぐらいになって「ふじんのじかん」とか「パンのつくりかた」、夕方になって「こどもの時間、かねのなる丘、スポーツニュース、むこう三げんりようどなり」、これは当時のことをよくご存じの方はすぐにおわかりだと思いますが、一生懸命聞いているわけですね。そういう形で子どもにとってのアメリカというのがイメージされているということですね。

英会話については、この作文だけではなく、もうちょっと広く、戦後の日本人の暮らしの感覚に与えた影響力とは一体何だったのかということ、きちんと考えなければい

けないのですが、「カムカム英語」というのがありまして、当時NHKで平川唯一という人がやった英会話放送が日本全国を一世風靡いたします。平川さんという人は、戦争中NHKの国際放送のアナウンサーでした。彼はアメリカで教育を受けたリベラリストでありまして、戦争中軍国主義の激しい中で、自分のリベラルな思想を表に出すことができずに、放送の仕事をしつと静かにやってきて、戦争が終わってから「カムカム英語」の担当になります。一躍当時のアイドルとなって、とても有名になった人です。だから、日本のアメリカに対する感覚というのは、別に戦後になってすぐ始まったわけではなくて、明治から大正のころに入ってきたアメリカ的なものに対する親近感というものが戦争中ずっと沈んでいるんですね。それが戦後になってもう一回噴き出して来る、よみがえってくるということになります。

次は、学校給食です。子どもたちのアメリカの定義のもう一つは給食なんですね。私はこれを読んで大変びっくりしましたんですけれども、私の個人的なことを申し上げますと、生まれたのは昭和二年ですから、小学校に入ったのは昭和二七年なんですね。もちろん東京でも給食がありました。ありましたけれども、裾野では五一年にこんなにつばいメニユーがあつたのかと私は驚嘆いたしました。

例えば、須山の杉山さんという女の子の作文（「給食記念日を迎えて」、一九四九年一・三月）、「親切なアメリカの皆様に感謝する會を開きました」という作文です。そこには「ミルク、アンズ、お肉のかんづめなど次から次から珍しいものがいただけるので、うれしくてうれしくてたまりませんでした」と書いてありますね。

また深良の井上純子さんという女の子（「おいしいきゅうしょく」、一九五一年四月）も、「きゅうしょくがあります。とても、えいようになるので、たいじゅうもだんだんと多くふえていきます」。メニユーが書いてあります。「ミルク、みそしる、おしろこ、サラダ、シチュー、チャウダー、うまに」、「アメリカのへいたいさんは、ありがたいなあと思えました」。最後のところに「ほんとうにえいようになるきゅうしょくを、おくつてくれるアメリカのへいたいさんは、ありがたいなあと思ひ、私はアメリカのへいたいさんありがとうと思いました」。学校給食に対する感謝、これが子どもたちの中におけるもう一つのアメリカイメージであります。これはマツカーサーの食糧援助によって助かったという、大人たちの無言の感覚の表出になっていると思います。そういういわば風俗のレベル、さらには生活のレベル、そういうものを通して我々は実は思想というものがだんだん身についでいくんですね。だから、さっき申し上げたよ

うに、概念としての思想だけが入ってくるのではなくて、そういう具体的な物と暮らしの形と、暮らしの気分です、その感受性を通して、我々の中に思想というとなしにくいですが、一つの物を考えるかたちができ上がってくるということだろうと思います。

ただ、この時期、思想ということについては、アメリカ民主主義というのとは一体どのくらい根づいたか、そういう問題なのですが、必ずしもよくわかりません。そのことを考える一つの手がかりは、これはこの地域の話ではないんですけれども、同じ『駿東文園』に載っていました資料をちょっとごらんいただきたいと思います。「オーストラリアの子供は日本に来て何を、何を感じたか」(一九四九年一月)という紹介の文章です。場所は広島であります。我々はえてして日本の占領というのはアメリカだけによって行われたと思っておりますが、実は広島あたりはイギリス、オーストラリア連合軍によって地方軍政部ができてきたんです。恐らくその関連でオーストラリアの子どもたちが日本に来て何を見て、何を感じたかという記事がこの作文集の中に載っております。

この中に書かれていることの一つは、日本の古い、言ってみれば封建的な体質に対して、それは違うのではないかと書いてあります。「日本は、オーストラリアと違い女が男

にこき使われていますが、それは正しいことではないと思います」。これは戦後の男女平等というんです、そういう理念を書いたものです。また「新しい立派な民主國をつくるよう援助しなければなりません」と書いてありますね。つまり「民主主義」、「男女平等」の理念が、一つはこういう形で外国の子どもたちの中からも、やってくるということになります。

もう一つこの中で注目しておいていただきたいのは、「上からの啓蒙的民主主義」という考え方なんです。私達はこの生活らしい生活を持っていない日本を、あわれんでやるべきで、決してしかつたりいじめたりしてはならないと思います。程度の低い無知な國民が、私達の目には非合理だと思えるような、妙ないやしい風習を持っていることに對しても、温い理解を持ってやらねばなりません。日本人を私達と同じにあつかってはならないが、いつてけいべつすべきではありません」と書いてあります。その次が象徴的なんです。「病人や未開人に對すると同じようにいたわってやり、日本が將來よりよい富める生活を設計し」云々。外国の子どもたちもある意味では外国の大人たちの凝集体なんですね。

恐らくこういう意味で言えば、当時のGHQの中に潜在的にあった、言いかえれば、当時の外国人が日本に来て日

本を見たときに感ずる潜在的なイメージが、こういう作品の中に非常に鮮明にあらわれているというふうに読むことができるだろう。そういう「上からの啓蒙民主主義」がベイスにあつて、そして、さつき申し上げたような形のさまざまなアメリカ文化とか、アメリカからの食糧援助とか、そういうものに対する感謝、これが背中合わせのようについでいるんです。そういう意味での両義的な仕組みというのが、当時の生活意識を考えるとときに、とても重要な問題点ではないだろうかということですね。

それでは、そうした「民主主義」は、この地域のなかにもどのくらい根づいたのでしょうか。これを考える手がかりとして、静岡県タウン・ミーティングと「石川さつき事件」についてごく簡単にお話をしたいと思います。面白い資料が一つあるんです。一九四九年の八月に、静岡県の地方軍政部、正式に言いますと、静岡民事部民間報道課長モーセス・バークという人です。この人が『タウン・ミーティングの手引』というパンフレットをつくつて、それを静岡県が恐らく全市町村に配布していると思うんです。これは静岡県史にも載っておりますが、この原資料は御殿場の役場にあつたものです。恐らく裾野にも配られていたと思えますけれども、裾野では発見できませんでした。これが実際地域でどのくらい実現されたかということはよくわからない

いんですけれども、当時の思想としての民主主義というのでしょうか、そういうものを考えるとときの面白い資料だと思つていられるんです。

このタウン・ミーティングというのは何かというと、アメリカ型民主主義というものがそもそも原型として持つていたある意志決定の形です。アメリカ合衆国がイギリスから独立した直後、東部十三州を中心にして、アメリカ民主主義はスモールタウン・デモクラシーとして展開していきます。小さい町の民主主義として始まるんです。だからアメリカは現在でも地方分権感覚が非常に強くて、憲法修正条項に支えられて、連邦政府よりもむしろ地域の自治が非常に強い国でありまして、その伝統は、アメリカの建国当初からあつて、その最も象徴的なものが、このタウン・ミーティングというシステムなんです。

これはわかりやすく申し上げると、その町にとつて何かとても大事なことで、あそこに橋を架けようとか、あの山を切り開こうとか、そういう問題が起こったときには、必ず町の人全部が集まって議論をする、一種の直接民主主義の集まりであります。それをタウン・ミーティングというんですね。

民主主義の成熟度というのは、逆に言えば、そういった直接民主主義型の組織がどのくらい地域の中に根づいてい

るかというのが重要な物差しであります。占領軍として日本に入ってきたときに、一面ではそういう方向で日本の地域民主主義を考えようとしたに違いないわけで、それが今申し上げた「タウン・ミーティングの手引」という資料になって残っているんですね。

その中ではいろいろなことが書いてあるんですけども、みんなが集まって話をして討議するということはとても楽しいことなんだということを、一生懸命書いています。その中にはマンガを使ったり、絵を使ったり、例えばコーヒを飲んだりしながら、みんなで自分の意見を出し合って討論をする。そういう習慣がどのくらい地域に根づいていくかが民主主義を考える柱になると書いています。

この文書については、恐らく全県下に配られたと思われるんですけども、それがどの程度地域で実践に移されたかという点については、現在の段階では資料的にまだわかっておりません。しかし、結論はたぶん否定的ですね。

他方で、「石川さつき事件」というような事件が、富士郡上野町で一九五二年に起こります。これも年配の方はご記憶があると思いますけれども、石川さつきちゃんという女の子が、選挙があったときに、彼女は村の中で選挙違反が行われていることを発見するんです。簡単に言えば、「棄権防止」を口実に、行かない人の入場券を集めて別の人が投

票する替え玉投票です。それを彼女は新聞に真相の解明を依頼したことから日本中で大問題となり、村の中でいじめにあうんです。今日持ってまいりましたけれども、これが当時出た本であります。「村八分の記」（理論社、一九五三年）という本になって全国で発売されて、映画にもなるんです。

つまり、一方ではタウン・ミーティングということで、地域の中に討論のデモクラシーというものを根づかせようという思想がGHQにはある。しかしそれと同時に、地域の中ではまだまだ昔からの非常に根強い古い体質がずっと残っているわけですね。その両極性が少なくとも昭和二〇年代における地域におけるアメリカの問題ということを考えるときのポイントになります。現在、五〇年たっても地域民主主義はまだまだ根づいていないわけですから。

三 一九六〇年前後の暮らしと生活意識

(1) 暮らしの風景―乖離する実像とイメージ―

次に、第二番目の時期、一九六〇年前後でありますけれども、この時期はいわゆる高度成長期に入ります。日本の高度経済成長というのは、ご存じの方も多いと思いますけれども、二段階で進行するんです。一九五五年がスタート。

もつと正確に言うと、五五年の暮れから五六六年にかけてがスタートで、一九七三年のオイルショックまで続くんですね。ところが、その間に一つ切れ目があるんです。それは昭和四〇年でありませう。一九六五年という年は不況の年なんです。それからもう一つ申し上げれば、高度成長が始まる直前の一九五四年という年、昭和二九年が不況の年なんです。昭和二九年に不況があつて、そこから経済成長が始まり、昭和四〇年にもう一回不況でガクンとなる。そこで終わりかなと思つたら終わらずに、さらに今度は経済大國に向かつてオイルショックまでもう一回急上昇するといふ、こういう二段階なんです。

経済のほうではそれをどう説明しているかというのと、前期、昭和三〇年代の経済成長というのは、国内需要が内向きに拡大していく時代ととらえています。さまざま家庭電化製品が農村の隅々までずっと浸透していく時期ですね。所得倍増論ですから、働いている人々の給料が上がり、それによつて購買力ができて、テレビとか、電気洗濯機というものが各家庭の中に入つていきます。だから市場は国内中心なんです。国内にずっと行きわたつていく時代、これが大体昭和三〇年代の基本的な形です。

それが昭和四〇年不況を経て、四〇年代前半になりますと、日本経済は今度は国内はもうほとんどいっばいになつ

て、今度は海外に出ていきます。東アジアです。アジアの市場をターゲットにして出ていきます。前半期は国内需要が充満していく、国内の需要にこたえるための時代、それが今度は海外進出の時代と、ほぼ二段階に分かれます。

ここで申し上げたいと思つている一九六〇年前後の時代と七〇年前後の時代というのは、今申し上げた二つの時期にほぼ対応しているんですね。同じ高度成長といつても、昭和三〇年代の場合と昭和四〇年代の場合とはニュアンスが違ふ。ニュアンスが違ふと同時に、さつき申し上げた暮らしの中の気分とか、生活意識がまた変わつてくる。

多くの人の実感として、裾野の場合にいつごろから高度経済成長になるのか。この辺についてはよくわからないのですけれども、後で申し上げますように、既に昭和三〇年代においても、さまざまな形の家庭電化製品はかなり入っています。ただ、前に何人か女性の方に集まつていただいて戦後のお話を聞いたときには、多くの方の実感としては、一九七〇年前後ぐらいになつてから高度経済成長という感じが生まれてきたのではないかなとお話をされている方が多かつたんです。そういう意味でいうと、幾らか時差があるのかもしれないと思つておられます。一九六〇年前後の裾野の暮らしの風景は、基本的には占領期昭和二〇年代の暮らしの形の延長線上を歩みながら、次第次第に緩やかに

回復していくというイメージではなかったのかと私などは想像しております。ところが、その緩やかな回復の中に、後で申し上げるような新しい暮らしのさまざまなものが入ってくるわけですね。

昭和二〇年代には、政治とか、戦争とか、平和とかいうものと、具体的な生活の実感というものが非常に密着していた。それが、この時期になると、実像というものから次第に離れてくる。言葉がそれだけ浮いてくる、そういう現象が始まる時期だと思えます。さらにもっと後、七〇年代から八〇年代になって行けば行くほど、平和とか、戦争とかいうものが、いわば実感の裏づけというものが次第に希薄になって、言葉がひとり歩きしていくようになってくる。最初の兆候みたいなものが、この六〇年代の最初のあたりのところにあるような感じがいたします。

たとえば「おしうりおじさんと子供」（一九五九年七月）という作品があります。これは私流に言うくと、昭和三〇年代になってもまだ残っている戦争の影です。これは、「おしうりのおじさん」が、五つぐらいの女の子を連れてやってきます。「ふくはよこれてスポンは破れてよぼよぼで片足がなく、まつばづえをついているがおっかない感じはなにもない。そばには五つ位の女の子がそこいらをじろっじろっ」と見たり下を向いて手いたずらしたり、なんだかびくびく

してさびしそうな顔をしている」。そして一番最後のところに、「どこから来たのかな。どこへ帰るのかなとじつとみつめていた」。これは昭和三四年の作文で、五年生が書いたものです。この中には、昭和二〇年代の戦争の影がまだ長く延びているんですね。この時期は、これは裾野だけではなくて、日本全体の気分からいっても、まだ戦争の体験みたいなものは、かなり多くの人々の中には残っていると思います。それがご存じのように一九六〇年安保反対運動の基底を形づくっていくことになりました。それが一つでありました。

それからもう一つは、「こうたいしでんか、みち子ひでんか」（一九五九年五月）という作文です。この年一九五九年は皆さんご存じのとおり現天皇と美智子さんの結婚した年であります。これは四年生の女の子が書いた作文です。後ろのほうに「みち子ひでんかは、赤ちゃんがすきですか。だってしゃしんにまで、赤ちゃんをだっこしていたのが、でていましたよ。」という文章があるんですね。ここが転換点です。余り詳しいお話はできませんけれども、戦後の象徴天皇制は、一九五九年の結婚式を境にしてイメージを変えていきます。この時期初めて家庭のシンボルとしての象徴天皇制というものがはつきり形をとってあらわれてくる最初のスタートです。天皇制と言われるものが、戦前の強

固な政治体制から脱皮して、戦後十五年たって、一種のイメージとしての天皇制に転換していく最初の兆候なんですね。当然その場合のイメージは家庭のイメージです。そしてその家族イメージの背後にあるのは、アメリカン・ウェイ・オブ・ライフなんです。アメリカ的生活様式が、皇室の中にそういう形で定着して、人々はテレビを通してそれを見る、そういう仕組みになってくるんですね。

「皇室アルバム」という番組が大変に人気を得て、その後しばらく続きますけれども、そのスタートが大抵この時期なんです。一方では「おしうり」の女の子のイメージが続きながら、他方で象徴天皇制自体も、今申し上げたような形の一種のイメージ天皇制というんでしょうか、そういうものに転換していく最初の時期だったのではないだろうか、そんなふうに思います。その意味で、この女の子の作文は、このイメージ天皇制のスタートを的確に見ていると思います。

裾野に関係して、皆さんご存じの特攻隊の人の銅像があるんですけども、作文が一つありますので引いておきました（「ぼくは思う」、一九六〇年八月）。この銅像の意味づけを子どもは、「平和のシンボル」ととらえているんですね。特攻隊の兵隊さんを見るときに、戦争の犠牲者が自分たちの周りにまだいるんですね。

（前略）

「おとなの人で、時々、びっこを引いたり、かた手がなかったりする人は、たいいてい戦争のぎせい者だ。ぼくは『べんちゃん』のどうぞうを見るたびに、『戦争はやらない方がいい。』と思っているにちがいないと思う。』

（後略）

と子どもは書いております。戦争の象徴というよりも、むしろ戦争はやらないほうがいいという象徴として、子どもたちはこういう銅像をイメージしています。

この時代の政治にかかわる意識は、まだ戦後十五年、さまざまな形の戦争の影が残る中で、象徴天皇制に象徴されるような形で、次第次第にその実態と言葉が遊離していく最初の兆候のようなものが始まっていきます。そのころでおさえておけばよろしいのではないかと思うんですね。

(2) 労働の変容と機械化への夢

第二には、高度経済成長によって暮らしはどのような形で変わってくるのか、さらに、生活意識がどのような形で変わってくるのかという問題です。この時期の非常に大きな特徴の一つは、具体的な労働をうたったり書いたりした作文が急速に減ってくるということです。昭和三〇年代、その中の幾つかの例外的なものをそこにあげておきました。

ざっとごらんいただければと思うんですが、一つは「とうふや」(一九五九年一〇月)という作文です。これは自分のうちがおとうふ屋さんなんです。その中でお父さんがどういうふうに一生懸命におとうふをつくって働いているかということ、じつと観察をして丁寧に見た生活記録というか、詩であります。

また「わたしのおかあさん」(一九五九年六月)という作文がありますけれども、お店やさんのお母さんがとても忙しい様子で働いているということを書いたものです。最初の一段落あたりのところに、「冬なんて、おかあさんの手は、あかぎれや、ひびだらけで、とても痛そうです」と書いてあります。これが実は、のちの家庭電化製品が浸透する伏線であります。

さらに「父の手」(一九六〇年三月)という詩があります。須山の杉山さんという五年生の女の子が書いたものですが、けれども、ふいごを押ししたり、重いつちを打つ手というような職人仕事を書いています。この中で一つ注目しておいていただきたいのは、最後のところに「手にも、目や口やはながあるような気がして来た。」こういう一行があります。これは何かというと、労働というものが機械に変わっていく最初の段階なんです。何でも機械というのはそれで、例えば車を運転をしている人は操作をしているだけなんだけ

れども、ほとんど車の先に目があるような形で車は動くわけですね。そういう意味では、道具という段階から機械という段階に移り変わっていく人間の一種の身体的な反射の感じというのが、この詩の中に私は大変よく出ていると思います。

労働というものは本来、ちよつと難しく言うと、メディアの直接性という側面があるんです。これはつまり自然と人間のある種の相互的な応答の関係なんです。その応答の関係が次第次第に離れていく、間接化されていく。その間には当然道具とか、機械とか、装置とか、そういうものが入ってくることによって、人間は労働の直接性みたいなものから、一面では解放される、一面では離れるわけですね。そういう兆候がこの昭和三〇年代にはいろいろな作品の中によくあらわれているように思います。そういう意味で、直接的な生産とか労働とかというものをうたった詩とか作品が、この時期急速に減っていくことになりま

す。それに対して、むしろ農業の場合で言うと、たとえば「草のはえない薬をつくる」(一九五九年七月)という、つまり農業を使って農業労働を軽減していこうという、言ってみれば農業機械化への夢がたくさん描かれるようになっていきます。

そういう直接の人間と自然との関係が離れていくことに対応して、家族の生活の中では、家庭電化製品がいろいろ浸透していきます。この時期とにかく数が多いですね。洗濯機の詩とか、テレビに関する作文とか、そういうものが非常にたくさん登場してくるのがこの時期であります。

(3) 「家庭電化」というシンボル

具体的に見てみますと、まず最初に、「所得くらべ」(一九六〇年三月)という作文は、文字どおり日本の経済成長の機動力です。一人あたり国民所得を調べたんですね。日本は十万七千五百十五円、アメリカは七十六万七千五百二十円と書いてあります。一人あたり国民所得がいかにアメリカに追いつくか、ここですね。そういう形で高度成長は進展していくわけです。

その次には、「電気せんたく機」(一九六一年八月)という作文と、「おかあちゃんの手」(一九六二年二月)という詩があります。電気洗濯機のところでは、せんたく機を買ってとでもうれしかったということが書いてあるんですね。けれども、大事なものは、最後のところの「あたりが、急にあかるくなつたみたいな気がした」と書いてありますね。そして、珍しそうにさわってみたりしたんですね。電気洗濯機は白いイメージであります。白さと明るさです。当時のメー

カーの宣伝で言えば、「明るいナショナル」なんです。明るいナショナルリズム。高度成長期を支えるイメージが、そういう物を通してやってくるわけです。

その背後にあったのが、「おかあちゃんの手」という作文に表現されているような感受性だったのではないかと思えます。

おかあちゃんの手は
あかぎれでいっぱいだ。
いくらさむくても
せんたくをする。
そんな時
わたしは
せんたく機でもあれば
いいと思う。
おかあちゃんは
ときどき
おきやくさんがくると
「手がだされないから
さち子、お茶を入れて。」という。
わたしはこんな時
おかあちゃんの手をみて

なきたくなる

こういう詩ですね。当然これは、昭和二〇年代における多くの人々が、暮らしの中で抱いていた共通の実感、感受性だと思えます。それがこの高度成長期になって、洗濯機、冷蔵庫、テレビの浸透を下で支えているわけです。

まず第一に注目しておきたいことは、テレビです。さつき象徴天皇制はテレビを通じてやってくるという話をしましたけれども、このテレビの出現というのがそれでは一体我々の暮らしにどういう意味を持ったのか。これはかなりシンボリックな意味を多分持ったんだらうと思うんですね。いろいろな分析の仕方があると思いますが、例えばこういうことは考えられるだらうと思います。戦争中から昭和二〇年代にかけて、日本には昔ながらのいわゆる父権を中心とする家族制度がまだ残っていたわけです。家の中心とする場所というのはお父さんが座る場所。新憲法ができて、家制度は崩れているわけですけれども、生活の普通の習慣の中にそれが全体として浸透していくのは、もちろん地域によっても違いますけれども、時間がかかる。テレビというのは、お父さんが座っていた場所を奪ったんですね。父の座にテレビが座るようになる。父の座というのはどういう意味かというと、家の中心の場所です。け

れども、テレビが入ってくると、今度はテレビが一番よく見える場所というのが一番中心の場所になるわけです。今までお父さんが座っていて、全体としてでき上がっていた家の中の秩序というのは、テレビを中心にして今度は人間関係がばらまかれる。むしろ子どもが一番よく見える場所に座っているかもしれないわけです。そういう変化であります。

それともう一つは、そこから流れてくる電波というのは、確かに社会に向かつての窓なんです。これは昔から、お父さんは働きに出ているとすれば、働きに出ているお父さんは世の中のいろいろなことを経験して、それを家の中に持ってきてくれる社会に向かつて開かれた窓、そういう面はその以前もあつたんですね。ところが、そういうお父さんの経験した個別具体的な社会の経験が家の中に持ち込まれるのではなくて、ある画一的で管理化された一つのメディアとして、テレビを通して家の中に入ってくる、こういうことになりました。そして、場合によつては、お父さんの言うことよりも、テレビの言うことのほうが子どもにとっては正しいんです。「だってお父さん、テレビはそういうふう言っていないよ」ということはしばしばあるわけです。そういうふうには、社会の中から家の中に入ってくる社会的性質が、このテレビというものを通して個

別具体的なものから抽象的一般的なものに変わってくる。そしてみんなそろってテレビを見ているでしょう。そうすると、今度は逆にテレビの中の家族に似てくるんです。家族のあり方そのものが、テレビのドラマなんかの中で演じられている家族に似てくる。少なくともそういう変容が、テレビがそれぞれの家の中に持ち込まれていったときに起こってくる変化なのではないかと思うのですね。

また第二に電気洗濯機については、おそらく高度成長期における家庭電化製品のなかで最も象徴的なものだと一般的に言われておりまして、さまざまな分析が行われております。たとえば洗濯機の浸透の歴史的意義については、まず第一は、言うまでもなく家事労働が軽減されたということですね。もう一つは、「婦徳」としての家事労働からエネルギー節約型の家事労働への転換、これは昔ながらの家制度のもとで厳然としてあった、洗濯は必ず主婦のやるべき仕事であるという価値づけが、この高度成長の中で変わっていきます。さらには女の人もさまざまな科学技術に親しみを持つことができるようになったということ。また日本人の清潔感覚が電気洗濯機の普及によって変わっていく。この点はある意味でその後の日本社会の変容にとつてとても大事なことなんです、それが八〇年代における、朝シャンブームに象徴されるように非常に過剰な清潔信仰にまで

つながっていくような変容のスタートラインなんです。さらに、不十分なが男性の家事労働への参加を促すことや主婦像の均質化。さらに、合成洗剤の環境破壊といった特徴があげられています（天野正子・桜井厚『モノと女』の戦後史）有信堂、一九九二年）。

ここで一つ考えておきたいのは、それでは人間にとつて物というのは一体何なのかということですね。これは実はなかなか難しい問題ですけども、少なくとも高度成長期に、さまざまなものが家の中にさまざまな形で侵入してくることは昭和二〇年代から続いていた人々の潜在的な内側にある欲求の表現であります。その欲求がいわば引き金になつて高度成長が生まれて、その中で生まれてくるさまざまな製品がいろいろな家族の中に浸透していく。それはある意味ではとても便利で、生活をより豊かにしていく側面を一方で持ったと思うんですね。でも、他方で、その浸透が、社会性というのか、公共空間を非常に狭めていく作用をしていることも事実だと思うんですね。

簡単に言いますと、例えばLDKとか、ダイニングキッチンとかいうものが家の中に浸透していくことは、昔からあった応接間とか言われる家の中の公共空間が追放されることを意味しているわけです。家の中の公の場所というのが、家の中からだんだん外へ弾き出されていくんで

すね。それと同時に今度は自家用車、マイカーブームでマイカーがずつと浸透してきます。マイカーというのは、簡単に申し上げると、私的なものの延長なんです。マイカーで下駄履きでファミリーレストランに食べにいくというライフスタイルが、その後七〇年代以降に浸透してきますと、本来家の中にさえもあつた公共的なものが消滅して、さらに私的なものがさまざまな形で家の外側に向かつて露出していくわけです。もつとわかりやすく言ってしまうと、他人のことには無関心で、自分のことだけしか考えないようなライフスタイルが広がっていく根拠ですね、その一つが高度成長期の物の意味づけの中にはあるのではないだろうかということなんです。

四 一九七〇年前後の暮らしと生活意識

(1) 暮らしの風景

まず「暮らしの風景」というところで書きましたのは、新聞から引いたこの時期の裾野にかかわる比較的大きな出来事でありませう。

例えば、六八年七月一日、御殿場線全線電化、出発式というのが行われております。それから一方では、公害がこの時期からいろいろな形で広がります。生活はどんどん便

利になっていくわけですがけれども、他方で地域の変容がはっきり眼に映ってくるのがやはりこの時期なんです。その一つの象徴は、昔から裾野という地域に住んで暮らしていた人々と、工場誘致によって入ってくる新しい住民の人たちが生まれ始めてきて、古い住民と新しい住民の人たちがどのような形で仲良くしていったらいいだろうか、そういう問題が裾野の中で生まれてくるのがこの六〇年代後半であります。例えば六九年五月九日のところでは、団地婦人の融和にバレーボールをやってみんなで仲良くしようといったような試みが、さまざまな形で行われていきます。

(2) 戦争の記憶の抽象化

「生活意識の諸相」というところで申し上げたいことでありますが、まず一つは戦争の記憶が抽象化されていく。これは先ほど内容はもう既に申し上げました。そのことで一つ読んでおきたい「げんばく」(一九六八年六月)という作品があります。

昭和二十年、広島市にB二九という飛行機がげんばくを落とした。げんばくのひがいは、一・五キロメートルの所までひがいがあつた。それに市民の人たちは、その日暑くてうす着や半そでの人が多かった。だから、から

だの肉がただれてしまった。というテレビを、父とふたりで見えていました。父はよそ見もせずじっと見ていた。その顔はいかにも真けんだということがわかった。

テレビで人の肉のただれたところなど見ると、わたしは、広島にいらなくてよかったと思った。でも広島にいた人は、手がなかつたり、足がとれてしまった人はどうなるのかなと思った。

病院も広島には三つか四つぐらいしかのこつていないので心配だった。

父を見たら、まだじっとしている。母が紅茶を出してもふりむきもせずじっと見ている。

わたしは、げんばくというものはこんなに人をころし、ひがいをだしたものとは思わなかった。テレビを見ながら、父はどんなことを考えていたのだろうか。

先生はコメントとしてこういうふうに書いてあります。

「テレビで見た事実をもう少し書くと、うったえる力がさらに強くなると思います」。これは作文教育としてはそうなのかもしれないですが、戦後の思想の文脈から考えると、この詩は、原爆のことを書いた詩ではないんです。お父さんのことを書いた詩なんです。そのところを読み違えると、「平和教育」は間違えるんですね。この詩の大事なところ

は、子どもがお父さんの表情をじっと見ていることです。つまり、この時期になると、戦争体験はそういう回路を通して伝わっていくことです。子どもはお父さんの身ぶり、背中、あるいは言葉とか、そういうものを通して戦争体験を受けとめていく。言いかえれば、戦争体験はとも間接化されてる、抽象化されてるんですね。でも子どもにとってはお父さんのそういう身ぶりは、これはもうほとんど無言でありますから、なぜあんなに真剣なんだろう、そういう一種の驚きとして子どもには受けとめられている。このところが大事ですね。むしろそれがここでは未来を指していると思います。そういうふうはこの詩は読まれるべきなんだろうと私は思うんですね。

また別な作文の「終せん記ねん日」(一九六八年一〇月)では、お母さんの戦争体験のお話を聞いて、その言葉の中で、自分が戦争というものをもう一回考えようということが書かれているわけですね。これもある意味では両方とも間接化されているわけですね。これもその伝達の仕方ですね、つまり戦争の記憶というものの語られ方、あるいは言葉にはならない一種の身体表現としてお父さんが表現した事柄、そういうものを通して戦争体験が語られていくという時代になってきたということですね。

そういうふうを考えていくと、ある意味では、個別具体

的な生々しい戦争体験というのは、時間によってだんだん風化していくわけですけれども、同時に、間接化されているけれども、それを通して子どもたちは何かをそこで受けとめていく。つまり見る力、聞く力、感ずる力がどのようになり残っていくかという問題です。これはそのまま現代における記憶の政治学を考える重要な視点なんです。

(3) 「近代化と環境破壊」の両義性

それから第二の特徴は「近代化と環境破壊」の両義性という問題です。そういう中で大変面白かった作文は、次の作品です（「世界一うまいものをたべたい」一九七〇年八月）。これもとてもよく高度経済成長の雰囲気であらわしたものです。

世界一うまいものをたべたい。

これは七夕まつりのねがいごと。

家では

かぼちゃ。

シヨウガ。

魚。

のり。

いつもにたようなおかずばかり。

もつとうまいものを食べたい。
もつとうまいものが食べたーい！

世界一うまいものを

星の神さま

六年生の詩でありますけれども、これはたぶん高度成長という時代を担った多くの大人たちの潜在欲求を、非常に素朴な形でありますけれども鮮烈に表出した作品と言うことができらるうと思えます。

他方で具体的には引用しませんが、そうした欲求自然主義の裏側には、環境の破壊が広がり、子どもたちはそれをいろいろな作品のなかで描いています。

その中で生活の感受性という点で注意をしていたかと思ふのは、次の二つの作品です。これは東名高速道路について書かれたものです。

東名は、遠い所へ早く行ってべんりだけど、おそろしいじこや、とっても、しんじられない、ほうれいがたりしてこわい。どうせ、じこで人々がしぬなら、東名なんてないほうがいいな。かぞくの人々が悲しむ。それに、東名はうるさい。

わたしのおうちは、ちかいから、とくにうるさい。ひ

こうきのような音をして走る車、じこをした車があると、「ウーウー。」といって、通るきゆうきゆう車やらで夜もねむられない。まるで、ひこうきのとぶ音ときゆうきゆう車のまじった音楽みたい。でも、かつこいいな。いろいろな車が、じそく百二十キロいじょうもだして走る。「かつこいい。」でも、この車が通るかぎり、夜もねむれない日がつづいて、じゅぎょうのときもねむくて、あまり、さらにできないだろう。

日が富士の横にしずむと
あゆざわ川の向こうに

オレンジ色のひがあがる。

長いおびの東名のあかりだ。

山がまっかにもえる。

小山の町が巨大な赤い町にかわる。

みかん色に光る木、山、石、ガードレール。

赤いひのそばで、たくさんの虫が、

山からおりて、広場でおどるよ。

そこを走りぬける車も

いろいろな色のかわりをみせながら、

全そくりよくで通りすぎる。

まるで、おとぎの国のかぶと虫のよう。
だけど、
サイレンがきこえると、まるで、山火事だ。

まず最初のほうから見ていただくと、これは富岡の渡辺さんという女の子の作品（「東名こうそく道路」、一九六九年三月）でありますけれども、「東名はうるさい」というわけですね。すごい音がしている。うるさいけれども「かつこいい」、あるいは「かつこいい」けれどもうるさいなあ。これは東名のすぐ近くの実感、感受性なんです。だからミクロでつかまえた東名のイメージ、こういうものがこの作文にはあります。

次の作品（「東名のあかり」、一九六九年九月）は、今度は映画で言うとかメラをずつと引いて、マクロで撮ったワン・カットであります。赤い火のそばで踊る「おとぎの国のかぶと虫」、これが自動車ですね。これはこの時期になってきて初めて登場する新しい感受性なんです。東名というものをつかまえたときに、身近にずつと迫って見たときのうるささ、かつこよさという感受性と、それをかなり遠いところから全体として見たときの、ある意味では非常にメカニクな美意識だと思えますけれども、そういうものが両方六〇年代後半から七〇年代ぐらひにかけて生まれてい

ということが、私はとても面白いと思うんですね。一言でいえば、近代というものの両義性をとらえる感受性といつてもよいと思います。特に、「おとぎの国のかぶと虫」という感受性、恐らくそれは新しい文体と新しいスタイルをつくっていく、その前兆だと思っています。

(4) 「立身出世」と自分らしさ

第三に、この時期の生活意識の特徴は、学校Ⅱ企業という社会的管理システムに対する子どもたちの感受性が表現されていることです。子どもたちは、テストと塾で忙しくなるんですね。そういう作文も増えてきます。そして、いわゆる企業社会、会社人間と言われるような人々が増えてくる。そういう状況を背景にして、それにかかわるさまざまな詩が登場することになります。

まず時代の基調を形づくっているのは、立身出世の夢です。「日本で一番儲かる会社に行きたいな」〔アラビヤ石油一九六一年六月〕という夢ですね。

しかし、こうした立身出世の裏側には、もう一つのイメージがはりついています。たとえば次の作品（ぼくがおとうさんなら）、一九七〇年二月）です。

ぼくが、おとうさんになったら、東ようレーヨンより、

うんとうんと、大きい会社に、つとめたい。そして、社長にほめられる「か長」になりたい。

べんきょうもできるし、うんどうもできる「か長」になりたい。そして、子どもが、できたら、なんでもかかってやって、ドライブにもつれていく。そして日本一の「か長」になりたい。また、世界一の「か長」になりたい。

明治以来の日本の立身出世主義は、とにかく周りを全部蹴落としても自分だけ上に行きたいという太閤崇拜の形と、つまり田中角栄に象徴されるようなひたすら社会的階段をよじのぼっていく型と、もう一つ、明治の後半ぐらいからはつきり姿をあらわしてくるのは、そういう一気に高いところを望むんではなくて、課長になるなら日本一の課長になろうという型。これは年配の方はご存じだと思いますが、いわゆる信長に仕えていた木下藤吉郎のイメージですね。そこから思想史のほうでは「藤吉郎主義」という名前で呼ぶんです。一気に天下を取るのではなくて、課長ならば日本一の課長、係長でもいいんですね。そういう二つのものが実はワンセットになっていて、日本の立身出世主義というのはできてまして、上り詰めたやつだけだと支えがないんですね。必ずそれを藤吉郎主義というものが支えていて、簡単に言えば、途中で失敗しても納得できるような仕組み

なっているということなんですね。そういう意味では、明治以来続いている伝統が、高度経済成長期にも組み合わさって貫かれているんじゃないかと思えます。

恐らくそういう企業社会が、受験競争とも絡んで子どもたちを包んでいく状況になってきているわけですが、その中で、子どもたちの中には、ある種の屈折とある種の抵抗、これは私流に言うと、だんだん子どもの状況がきつくなりまずけれども、きつい中でもなお生きている、スキマの中にある自由を子どもたちは感じている、そういう作文（「親のねがい」、一九七一年七月）があります。

おかあさんは、

「ひやくしようのおよめさの方がいいな。」

と、わたしにいう。

それから、

「テストで、もつとまるもらってこい。」

という。

わたしが、テストを見せると、

「今じゃ、世の中がすすんでるから、

これじゃ、ひやくしようにもくられられないな。」

と言うときもある。

わたしは、そういわれると、

うんといやな気になるな。

これはかなりよくわかりますよね。この違和感がいわばスキマのなかにある自由の前提なんですね。まず一つは三年生の次の作品です（「大きくなったら」一九七一年四月）。

ぼくは、大きくなったら、お金もちになりたい。うんと大きな家にすんで、ちよつかくがめん二十がたのカラテレビを買って、へやは竹のまに、おうせつまに、茶のまに、きゃくまに、五メートルのろうか。五万円のシャンデリアに外車十台、それからにはプールもあるし、へいは七メートル。木はみどり、花のさくかだんもあるし、家は三がいで。めしつかいは、二十四人。おく上は広いテラス、たなにはウイスキー五十本、どれも外国のウイスキー、ストーブ、電気五十三もあるし、水どうは五つ、トイレは三つ、ベッドはきやく用が十、家のが十、あわせて二十、お金は五百おく円金こにしまつてある。「めしつかい。」というと、二分もしないうちに、二十四人ぜんいん一れつにならんで、なんでもいうことをきく。金こは、どんな金こやぶりでもあけられない金こ。

でも、そんなことは、十年も二十年も先のこと、今は

べんきょうだけしていればいいと思う。

三年、四年、五年、六年、そして小学校をそつぎょうして、中学が三年、こう校も三年、大学は四年。もしかすると、大学にいけないで、こう校だけでやおやをやっているかもしれない。それはコンピュータ、つまりきかいでもわからない。

書いているうちにどんどん興奮して昂進していくんですね。すごいイメージですね。そして最後に、何というか、反転する冷静な感受性というのが子どもの中に生まれてくる。もちろん子どもにとつてはとてもきつい状況なだけけれども、その中で、やっぱり子どもの中の自由というのがあるんだらうと、そんなふうに思います。

もう一つは、「ぼくの将来」(一九六九年四月)という作文です。裾野西小学校の子ども。

十代

学校で、今いっしょうけんめい勉強しているところで、 $3 \times (3 + 5) \times 10 \div 5$ をいっしょうけんめいやっている。もうすぐ五年生になるところで、五年生になったらがんばってやろうと思っているところだ。そして、もつとふくぎつなプラモデルを作りたいと思っているところだ。

二十代

二十代になって、プラモデル会社に合格してプラモデルを作りだした。だが、ただせっつけいするだけなので、会社をやめてパン工場へはいるうと思つたが、しけんにおちたので、頭にきて、子どものころ熱心につつた自動車のプラモデルのことを思い出して、自動車工場へはいり、自動車を作りはじめた。だが、くびになつたので、かんづめ工場へつとめるようになった。でも会社かつぶれてしまった。

三十代

会社がつぶれてしまったので、三十代は病院の医者にならうとして、十年間、いっしょうけんめい勉強した。

四十代

十年間いっしょうけんめい勉強したのに医者になるしけんにおちて、頭にきてしまった。ポンコツ頭がよいことを思いだした。それは、子どものころすぎだつたしよ。うぎのことだ。それで、しよぎの先生になる勉強をはじめた。

五十代

ついにしよぎの先生になつた。全国へ旅行して、しよぎを教えて歩いた。

六十代

ぼくは、しょうぎの先生として、長生きして一生をおわるのだった。

つまり、勉強して企業社会を転々として、専門職を試みるんです。でも、それも試験に落ちて駄目になって、結局自分の好きなことで生きようと考えるわけです。つまり、子どもたちの中にはいろいろな要素があるわけですね。そういう意味で、企業社会の大きな枠があっても、その中で現在の思想の言葉で言えば、「居場所」という問題ですけれども、それを子どもたち自身がどのような形でつかまえていくか。これは高度成長期だけではなくて、まさに現在に生きる問題なんだろうと思います。

格別、結論のようなものはないんですけども、今までお話してきたことの中で、今に伝わる問題というのは何か。かつて我々が物を持つことに慣れて、物に向かっていったときの感受性、そういう物と人間との交渉の直接的な関係の記憶というものを、どのような形で我々は思い出すことができるだろうかという問題が一つ、それからもう一つは、さっきの戦争体験のところでお話したように、人の話を聞くこと、そして、例えばお父さんが真剣である姿を見るということですね、そういう意味での身体的な反応を通して、社会への眼が子どもたちの中で生まれていくんですね。

それから第三には、新しい文体と感受性のスタイルの誕生ということ。それは先ほどお話しした東名高速道路の詩のなかにあり、また時間がないので省略したのですが、「もうふとりたくない」（豊山みどり、五年生、一九六八年一月）というとても面白い作文に表現されている身体的な生活感覚の可能性という問題です。

そしてこれは、おそらく第四の子どもたちのなかにあるスキマの自由という問題と通底していると思います。管理がどんなに強まっても、子どもたちのなかには、必ずスキマの自由がある。それは子どもたちにとつて、とつても大事なことなんです。そして、それはひるがえって考えれば、そのまま、私たち大人の問題なのだと言いかえることができると思います。では、以上でお話を終わりにしたいと思います。（拍手）

（やすだ つねお・専門委員・電気通信大学教授）

駿河郡周辺の古代氏族

仁藤敦史

はじめに

- 一、珠流河国造の領域について
- 二、駿河郡の古代氏族
- 三、駿河郡周辺の古代氏族
おわりに

はじめに

裾野市史編纂の準備作業として、木簡を中心とした駿河郡内における古代氏族の集成をおこない、その地域的特質を考察したことがある⁽¹⁾。その検討結果によれば、大型古墳群の消長や氏族分布などから、伊豆国は天武朝以前は珠流河国造の領域であったことを論じた。その後これまで、この結論を前提として、駿河・伊豆地域の古代史に關係した論考をいくつか発表してきた。すなわち、伊豆国および伊

豆国造の成立が比較的新しいこと⁽²⁾、天武九年に伊豆国が一般令制国よりも早期に成立するのは、火山・地震活動、流罪国、堅魚貢進という伊豆地域の特殊性に由来すること⁽³⁾、さらに堅魚貢進の諸段階を調と贄の不可分の關係から論じた⁽⁴⁾。

ところが、佐藤雅明氏からは氏族構成の分析によれば伊豆と駿河では氏族構成は異なり、大化前代における「伊豆国造」の存在を否定できないとの批判を受けた⁽⁵⁾。これは拙稿とは異なる見解をとるものであるが、問題とすべき点も少なくないと思われる。

そこで本稿では、事例の増加した駿河・伊豆地域の古代氏族について再検討をおこない、佐藤説への反批判をおこなうこととしたい。

一、珠流河国造の領域について

駿河地域の古代氏族の検討にはいる前に、珠流河国造の支配領域について「国造本紀」の記載を確認しておきたい。

『先代旧事本紀』卷十国造本紀

珠流河国造

志賀高穴穗朝世、以二物部連祖大新川命児片堅石命一、

定二賜国造一、

廬原国造

志賀高穴穗朝代、以二池田坂井君祖吉備武彦命児思加

部彦命一、定二賜国造一、

伊豆国造

神功皇后御代、物部連祖天薙粹命八世孫若建命、定二

賜国造一、難波朝御世、隸二駿河国一、飛鳥朝御世、分

置如レ故、

近年、珠流河国造の支配領域については、原秀三郎氏により、注目すべき見解が提示されている。その見解を引用するならば、

国造本紀では、珠流河国造は廬原国造の前に置かれ、その後には伊豆国造がつづくという順になっている。これまで珠流河国造の本拠はのちの駿河郡にあったと考えられ、そのことは大筋では誤りないと考えられるが、そうすると東海道の国造が西から東の順で書かれているのに、珠流河国造のみ廬原国造（清水市庵原地区が

その中心）の前に置かれたのは何故か、という問題が生ずる。その理由としては、従来廬原国造の領域として考えられてきた志太・益頭両郡のいわゆる山西地域が実は珠流河国造の支配領域（一例をあげれば益頭郡には八田郷・物部郷があり、物部系氏族の居住地であった）によると思われ、珠流河国造は後の駿河郡を本拠に、いわば飛地として志太・益頭地区をもその領域として支配していたとみてよい。

と述べられている。すなわち、『先代旧事本紀』卷十国造本紀の記載順から志太・益頭地域もその領域であるとする見解が示されている。その証拠としては、その他に物部系氏族の居住や駿河舞「やたへの殿」の解釈などがあげられている。⁷⁷⁾

『先代旧事本紀』卷十国造本紀における国造の記載順を考える場合、大倭を筆頭とする平安遷都以前の国次を基本としていること、陸奥の諸国造や那須国造などを例外とするならば、ほぼ『倭名抄』の記載順になっている点は確認しておくなければならないが、无邪志国造・胸刺国造が相武国造・師長国造の次、すなわち相模国の次に配列されていることから、東山道から東海道へ武蔵国の所屬が変更された宝龜二年（七七二）以降の知識で配列していることにも注目しなければならない。⁷⁸⁾したがって、宝龜から延暦頃の

国の配列に準拠していることが推測されるが、国内の順番については陸奥国のように明瞭に都からの遠近で区別されていないことも事実である。このように国造本紀の配列だけでは、明確な証拠とはならないが、以下に述べるように、成立する可能性は高いと考える。

すなわち、細かい氏族構成については後にも検討するが、まず国造の氏族系譜においても、

珠流河国造―物部連系

廬原国造 ―吉備武彦命系

伊豆国造 ―物部連系

のように、志太・益頭両郡に物部系の氏族がみられることと、珠流河国造が物部連系の氏族系譜を持つことは無視できない。さらに、駿河郡には大領・少領・主政・国造などをとめた金刺舎人氏⑩がおり、「国造本記」に見える物部系の「珠流河国造」と系譜的につながると推定される。その居地は古家郷付近で、郡家所在郷の可能性が高い。そして、これに対応するように天平宝字改元のきっかけとなった祥瑞を献上した人物として「駿河国益頭郡金刺舎人麻自」の名前がみえており、同郡の有力氏族として金刺舎人氏⑪が確認されることは、両地域の密接な関係を物語る。

おそらく「飛地」とされた志太・益頭との交通は、駿河湾の海上交通を利用したことが想定されるが、両地域には

古代からの津が存在した。『日本書紀』景行四十年是歳条の日本武尊伝承によれば、駿河の「焼津」（益頭）の地名が確認され、一方駿河郡内にも木簡の地名記載によれば、古家郷に「川津里」「猪津里」があり、後述するように小松郷には津の管理を職掌とする「津守部」の氏族名が見え、さらに近接した田方郡棄妾郷には「三（御）津里」が見える⑫。堅魚貫進の伝統も考慮すれば、両地域はこうした津により駿河湾の海上交通で結ばれていたことが想定されるのである。私見のように伊豆地域をも珠流河国造の領域とするならば、両者の交通の可能性はより高まると考えられる。

また、令制国の成立にともない珠流河国造と廬原国造の領域を合わせて駿河国が成立するが、通説では全七郡のうち五郡（志太・益頭・有度・安倍・廬原）の範囲を占めかつ国府所在郡を領域に有する廬原国造の名前を冠した廬原国ではなく駿河国に国名が決定するのは不可解である。やはり、富士・駿河の二郡だけでなく、志太・益頭両郡までも支配領域に含み、全七郡の過半を占め、さらに伊豆地域も支配領域としていたことを前提にしなければ、令制国の国名に駿河の名が冠せられたことは理解しにくいのではなからうか。このように、いくつかの状況証拠によるならば、珠流河国造は後の駿河郡を本拠に、いわば「飛び地」として志太・益頭地区をもその領域として支配していたことが

想定される。

二、駿河郡の古代氏族

駿河郡の古代氏族については、前稿⁽¹⁵⁾でも集成しているが、その後の史料の増加により増補すべき点もあり、「表一」のように増補改訂した。これら氏族のうち金刺舎人、壬生直氏が駿河郡の郡領氏族であったと考えられる。当地では律令制以前には、それぞれ欽明朝以降と推古朝以降において

金刺舎人―金刺舎人部

壬生直―生部

〔若舎人〕―若舎人部

という部民制的な統属関係が形成されたと推定される。特に金刺舎人―金刺舎人部の統属関係については駿河郡古家郷猪津里という同一里に両者が居住することから確認され、若舎人についても近接した伊豆長岡町北江間の大北横穴群出土石櫃に銘があり、若舎人―若舎人部が壬生部を出身母胎として二次的に編成された舎人集団であること、王子に貢納物を献上するために設定された稚贄屯倉とともに当地における上宮王家領を形成した可能が指摘できる。⁽¹⁶⁾

なお、長野県屋代遺跡出土の十号木簡には「金刺部富止」の人名が見えるが、同一木簡に「金刺舎人真清」の名前も

併記されていることからすれば、「金刺部」という新たな類型の部民ではなく、「金刺(舎人)部富止」の意で、「金刺舎人真清」との区別から舎人を単に省略したものと現時点では推測される。

これ以外の氏族では、駿河郡に比較的多く分布するのは春日部と玉造部である。

まず春日部は駿河郡宇羅(良)郷および古家郷に分布が確認され、駿河国出身の防人にもその氏族名がみえる。春日氏は『古事記』孝昭段に「天押帯日子命者、春日臣、大臣、出臣、小野臣、柿本臣、……近淡海国造之祖也」とあり、『日本書紀』孝昭六十八年正月庚子条には単に「天足彦国押人命、此和珥臣等始祖也」とあるところから、和珥氏の同族と伝承される。春日の氏名については、『新撰姓氏録』左京皇別下に

大春日朝臣

出レ自^レ孝昭天皇皇子天帶彦国押人命也。仲臣令下

家二千金。委^レ糟为上^レ堵。于^レ時大鷦鷯天皇^(仁徳)

臨^二幸其家^一。詔号^二糟垣臣^一。後改爲^二春日臣^一。桓武

天皇延暦廿年。賜^二大春日朝臣姓^一。

とあり、その家が富豪で、酒の糟を積んで堵としたため、仁徳天皇が糟垣臣と名づけたと説明するが、実際は、後の大和国添上郡春日郷(現奈良県奈良市春日野町付近)付近の地名にちなむ。和珥氏はもともと現奈良県天理市和邇の地

〈表 1 駿河郡の古代氏族〉

氏 姓	身 分	出 典 ・ 備 考
珠流河国造	駿河国造 物部連系	『先代旧事本紀』巻5・10
金刺舎人	駿河郡主政 無位 祖父万呂 駿河郡少領 正六位下 足人 小松郷専当使 駿河郡大領 正六位上→駿河国造 広名 駿河郡大領 金刺舎人道万呂 (富士郡擬大領国雄の姉が妻) 駿河郡古家郷猪津里戸主 勝麻呂 調籠堅魚 金刺舎人荒山	天平10年度「駿河国正税帳」 『平城宮木簡概報』19-21頁 天平宝字2年 『統日本紀』延暦10年4月戊申条 「富士大宮司(和邇部臣)系図」 『平城宮木簡概報』22-24頁 天平7年10月 『藤原宮木簡概報』6-7頁
金刺舎人部	駿河郡古家郷猪津里戸主・戸口 調籠堅魚	『平城宮木簡概報』22-24頁 天平7年10月
壬生直 (生部直)	駿河郡少領 外従八位下 駿河郡大領 外正六位上 壬生直と同一人	天平9年度「駿河国正税帳」『大日古』2-73頁 『平城宮木簡概報』4-19頁 『木簡研究』9-118頁 天平宝字4年10月
生部	駿河国防人助丁 郡名不明	『万葉集』巻20-4338番歌
若舎人部	駿河郡柏原郷小林里戸主 調籠堅魚 2枚	『平城宮木簡概報』22-23頁 天平7年10月
春日部	駿河郡古家郷戸主 駿河郡古家里戸主 駿河郡古家郷井辺里戸 駿河郡字良郷戸 駿河郡字良郷戸主・戸口 調籠堅魚 駿河郡字羅郷榎浦里戸主・戸口 調籠堅魚 駿河郡字良郷菅浦里戸主 調籠堅魚 駿河国防人春日部磨	『平城宮木簡概報』4-19頁 『木簡研究』9-118頁 天平宝字4年10月 平城宮第281次調査出土木簡 『平城宮木簡概報』24-24頁 天平7年10月 『平城宮木簡概報』29-32頁 天平7年10月 『平城宮木簡概報』31-25頁 天平10年9月 『紫香楽宮関連遺跡発掘調査報告』18号木簡 天平13年10月 『平城宮木簡概報』22-23頁 天平7年10月 『平城宮木簡概報』22-23頁 天平7年10月 『万葉集』巻20-4345番歌
玉作部	『和名抄』駿河郡玉造郷 駿河評柏原里玉作部 駿河郡柏原郷小林里戸主 調籠堅魚 駿河郡柏原郷浮嶋里戸主・戸口 調籠堅魚 玉作郷戸主玉作 外従五位下玉作金弓→駿河員外介 駿河郡防人玉作部広目	現沼津市下香貫に「玉造神社」/田方郡の式内社「玉造水神社」 『平城宮木簡概報』4-19頁 『藤原宮木簡概報』2-12頁 『藤原宮木簡』1-211号 『平城宮木簡概報』22-23頁 天平7年10月 『平城宮木簡概報』31-25頁 天平7年10月 『平城宮木簡』2-1956 『統日本紀』神護景雲2年6月戊戌条 『万葉集』巻20-4343番歌
矢田部	駿河郡字良郷菅浦里戸主 調籠堅魚	『平城宮木簡概報』22-24頁 天平7年10月
矢集部	『和名抄』駿河郡矢集郷	
弓削部	駿河郡字良郷榎浦里戸主 調籠堅魚	『平城宮木簡概報』22-23頁 天平7年10月
大伴部	駿河郡柏原郷小林里戸主 調籠堅魚	『平城宮木簡概報』22-23頁 天平7年10月
穴人部	『和名抄』駿河郡穴人郷	天平10年度「駿河国正税帳」に匠丁穴人部
丈部	駿河郡古家郷川津里戸主 調籠堅魚	『平城宮木簡概報』22-24頁 天平7年10月
九子部	駿河郡式内社「九子神社」	
三支部	駿河郡柏原郷?	『三新田遺跡』一八七頁 墨書土器「三杖□□」「三」
津守部	駿河郡子松郷 籠堅魚	『平城宮木簡概報』19-21頁 天平宝字2年
車以部 (車持部)	駿河郡古家郷井辺里戸主 調籠堅魚	『平城宮木簡概報』22-24頁 天平7年10月

を本拠としたが、やがて少し北方の春日地方を本拠とし、その結果欽明朝ごろ春日氏に改姓し、その後は太宅・柿本・櫛井や栗田・小野の諸氏が次第に独立化していくとされる。⁽¹⁸⁾春日部は伝承によれば宣化天皇の後春日山田皇女の御名代とされるが、⁽¹⁹⁾同氏出身の後紀が多々いることから、その部曲とする説もある。⁽²⁰⁾

駿河郡周辺では、田方郡有雑郷田我里に「春日(部)」が二例確認され、⁽²¹⁾同族の和珥氏については、富士郡と伊豆国那賀郡に分布が確認される。富士郡の和邇部臣は、「富士大宮司(和邇部臣)系図」⁽²²⁾によれば、孝昭天皇の子孫を称し、郡司として延暦十四年に豊磨が大領となって以後、代々郡領を世襲している。延暦二十年には前年の富士山の噴火にかかわって、浅間大神祭祀を掌握したともある。この系図の信憑性については、田中卓氏が『播磨国風土記』や『国造本紀』など、他史料の明らかな誤写を正すことができ、これは「偽作者の到底なしえないところ」⁽²³⁾であるとして、その史料の価値を高く評価された。

一方、比護隆界や佐藤雅明氏はその史料の価値については否定的である。⁽²⁴⁾しかしその論拠については、必ずしも明瞭でない。比護隆界氏の否定説は先行史料との類似を指摘するのみで、決定的な反証が提示されているわけではない。オリジナルな部分を潤色とし、先行史料との類似部分をそ

の引用と決めつけるだけでは、十分な議論や論証にならないことは明らかである。今後どのような新出史料が発見されたとしても、このような議論をする限り、否定的な議論しかできないことになる。否定説は明確な反証を提示する立証責任があると考ええる。一方、佐藤雅明氏は『各家系譜』所収の系図を重視し、前半の系譜については駿河との関係を否定し、後半の豊麻呂の父宗人の「駿河掾」就任を重視するが、疑う立場からすればこの書き入れ自体の信憑性が問題であろう。つまり、独自の所伝と解さなくとも神護景雲二年(七六八)の駿河員外介任命記事から上国の掾の官位相当は作為可能である。さらに、国司から富士郡郡司への土着については、奈良時代後半における類似例はほとんどないことが指摘でき、むしろ不自然である。また、県史所収の系図と『各家系譜』所収の系図を比較するならば、後者が前者のオリジナルな記載を簡略化し、『日本書紀』や『続日本紀』により和邇部臣君手の記載を加えるなど、⁽²⁵⁾諸史料により整合させており、前者が史料としては先行し、重視すべきと考えられる。系図の史料批判は今後も継続すべきであるが、系図の後半部の骨格を信頼する限り、富士郡の郡領氏族としての和邇部臣氏を明瞭に否定する論拠は見いだせない。むしろ駿河郡や伊豆国田方郡における春日部の分布や近接する伊豆国那賀郡にも「郡司擬少領」として

「丸部大麻呂」が確認されることからすれば、蓋然性は極めて高いと考へる。

次に、玉造部は駿河郡玉造郷を本拠にしたと推定され、柏原郷にも分布する。勾玉・管玉・平玉など玉類を制作貢納した品部とされる。

于時、諸神憂之、乃使二鏡作部遠祖天糠戸者造一鏡。

忌部遠祖太玉者造幣。玉作部遠祖豊玉者造玉。

とあるように、神代のこととして玉造部の遠祖豊玉に玉を造らせたという伝承や、

是時、楯部・倭文部・神弓削部・神矢作部・大穴磯部・泊檀部・玉作部・神刑部・日置部・大刀佩部、十箇品部、賜五十瓊敷皇子。

とあるように、垂仁朝のこととして玉作部・楯部・倭文部などの十箇品部を五十瓊敷皇子に賜つたとの記載がある。なお、

爾天皇悔恨而、惡二作レ玉人等一、皆二奪其地一。故、諺曰三不レ得レ地玉作一。

という、玉作の人を垂仁天皇が憎み、その地を奪つたため、農地を持たない玉作という諺が生まれたとの伝承と、六世紀前半以降玉作の遺跡が全国的に消滅することを関係させる説がある。その場合には、六世紀以降に專業的職業集団としての玉造部を想定することは難しくなり、どのような

存在であつたかは、別途検討する必要がある。単なる遺制とするか、中央の玉作りに奉仕する農民とするか、あるいは祭祀信仰との関係を考えることなど想定されるが、六世紀以降を部民制の充実・整備される時期とするならば、地方の玉作りを大和政権が一元的に掌握した段階で、自由自在に奉仕する農民として玉造部を新たに設定したものと想定される。

玉造部の祭祀への関与については、まず『倭名抄』に見える駿河郡玉造郷の有力な比定地である、現沼津市下香貫には「玉造神社」があり、また近接する伊豆国田方郡の式内社にも「玉造水神社」(現清水町玉川付近に比定)がみえ、玉造部と祭祀との関係が指摘できる。さらに、先述した『日本書紀』の伝承に、玉作部の遠祖と並んで、鏡作部や忌部の遠祖の名前が記されていたことを考慮するならば、玉作部と鏡作部や忌部とは祭祀的に密接な関係があつたと推定される。これに対応するかのようには、『倭名抄』には近接地に田方郡鏡作郷がみえ(現三島市北田町あるいは松本付近)、『新抄格勅符抄』の大同元年牒には「鏡作神大和戸、伊豆十六戸」とあり、鏡作神社の神戸も存在した。さらに、神津島には伊豆国賀茂郡三島郷の式内社として「阿波神社」や「物忌奈命神社」があり、「阿波」や「物忌」の神名から忌

部氏の居住が推定できる。⁽³²⁾

次は矢田部・弓削部・矢集部を検討する。いずれも物部系の氏族であると考えられる。まず、矢田部については、駿河郡宇良郷に分布する。『古事記』仁徳段に

為二八田若郎女之御名代一、定二八田部一也

とみえ、八田若郎女(矢田皇女)の名代部とある。『日本書紀』崇神六十年七月己酉条に「矢田部造遠祖武諸隅」とあり、『先代旧事本紀』卷五天孫本紀にも饒速日尊の八世孫物部武諸隅連公とあり、物部系の氏族であることが知られる。『新撰姓氏録』大和国神別にも、

矢田部連。

饒速日命七世孫大新河命之後也。

とあり、同書左京神別上の矢田部連、摂津国神別の矢田部造、河内国神別の矢田部首も同じく物部系を称する。矢田部氏は伊豆国に広く分布し、田方郡有雑・久寝郷、賀茂郡賀茂・川津・築間・色日郷、那賀郡那賀・石火・射鷲・都比・入間郷に居住が確認される。

弓削部も矢田部と同じく、宇良郷に分布する。弓の制作(弓削)に当たる部民とされ、弓を武器とする鞍負集団でもあった。系譜はいくつかに分かれるが、物部守屋大連が弓削連を称したように⁽³³⁾、物部系がその中心であったと考えられる。軍事氏族たる物部氏の支配下にあったと推定され、

『新撰姓氏録』左京神別上には弓削部を率いる伴造氏族として

弓削宿禰。

石上同祖。

とみえる。

矢集部は駿河郡矢集郷を本拠とした氏族で、『先代旧事本紀』卷五天孫本紀の八世孫物部武諸隅連公条には「珠流河国造」が物部連系で、「矢集連」と同族関係にあることが記載されている。『新撰姓氏録』左京神別上には、先述の弓削宿禰条に近接して、

矢田部連。

伊香賀色雄男大水口宿禰之後也。

矢集連。

同上。

とあり、これら矢田部・弓削部・矢集部という物部系の三氏が同族関係により地縁的な結びつきを有していたことが知られる。駿河郡内においても物部連系の「珠流河国造」を中心に、その配下に設定された部民であったことが想定される。ちなみに、伊豆国那賀郡にみえる宇遅部も物部系氏族で伊香色雄命の後裔を称する。⁽³⁴⁾

次は大彦命の後裔を称する(膳)大伴部・穴人部および支部をとりあげる。駿河郡柏原郷には大伴部が居住する。こ

の堅魚を貢納している大伴部が「膳之大伴部」³⁵と推定されることについては、すでに論じたように、「高橋氏文」の説話により膳臣の祖磐鹿六鴈の功業として白蛤とともに堅魚を料理したことが伝えられおり、膳臣による堅魚製品の貢納への関与が推定されること、その功績として大伴部が与えられたことが知られる。

『本朝月令』所引『高橋氏文』逸文³⁷

即磐鹿六鴈、以三角弭之弓、当二遊魚之中、即着レ弭而出忽獲二数隻、乃号曰二頑魚、此今諺曰二堅魚、今以レ角作二釣柄、釣二堅魚、此之由也、船遇二潮涸、天渚上爾居敷、掘出止為爾得二八尺白蛤一貝、磐鹿六鴈命、捧二件二種之物、献二於太后、(中略)

日堅日横陰面背面乃諸国人乎割移天大伴部止号天、賜二於磐鹿六鴈命、

この伝承は、『日本書紀』景行五十三年十月条にもあり、ここでは膳臣の遠祖磐鹿六鴈が「膳大伴部」を賜ったとされている。『新撰姓氏録』左京皇別上にも、

膳大伴部

阿倍朝臣同祖。大彦命孫磐鹿六雁命之後也。景行天皇

巡狩東国。至三上総国。從三海路一渡三淡水門一。

出三海中一得三白蛤一。於レ是磐鹿六雁為レ膳進レ之。故

美三六雁一賜三膳大伴部一。

とみえ、大彦命の後裔であることが知られる。さらに、近接する田方郡の式内社に「高橋神社」(現三島市松本に比定)があることから膳(高橋)氏の居住が推定される。また、粒選りな堅魚を貢進した近接する田方郡棄妾郷(現沼津市西浦木負付近)には「大伴部」が多く分布し、木簡の実例では五点ほどが確認される。とりわけ、他郷にはみられない「一斤十五両」という小分けされた記載がなされた木簡の全六例中四例が「大伴部」であることは無視できない。加えて、最近出土した平城宮跡出土木簡に伊豆国那賀郡の専当郡司として「擬領外正七位上膳臣山守」と墨書したものが³⁸あり、田方郡に隣接する那賀郡に郡司クラスの豪族として膳臣氏が居住したことも確認された。以上の検討によれば、駿河郡周辺では、令制前において膳臣―膳大伴部の関係による粒選りな荒堅魚貢進が行われていたことが想定³⁹できる。

『和名抄』にみえる駿河郡宍人郷の郷名によれば、当地に宍人部が居住し、「駿河国正税帳」にも「匠丁宍人部身麻呂」の名が見える。⁴⁰ 宍人部は鳥獣の肉を調理する部民とされ、『新撰姓氏録』左京皇別上に

宍人朝臣

阿倍朝臣同祖。大彦命男彦背立大稻腰命之後也。日本

結合。

とあるように大彥命の後裔を称し、膳大伴部とは同族関係にある。⁽¹⁾『日本書紀』雄略二年十月丙子条によれば、膳臣長野を穴人部に任じたという伝承があるように、膳夫の組織の拡充に伴い、鳥獸など食肉の調理を担当する膳部が穴人部として独立し、膳臣の一族がその総領的な伴造となつたことを示している。

ちなみに、伊豆国那賀郡の若桜部も『日本書紀』履中三年十一月条辛未条に膳臣余磯が天皇の食膳に奉仕していた時の出来事にちなんで、「稚桜部臣」に改姓したとの伝承や、『新撰姓氏録』右京皇別上に

若桜部朝臣

阿倍朝臣同氏。大彥命孫伊波我牟都加利命之後也。日本紀合。

とあるように、膳大伴部と同族の伝承を有する。ただし、同書右京皇別の若桜部造や和泉国皇別の若桜部造は別系で饒速日命の後裔を称するが、先述した物部系の矢田部・弓削部・矢集部と同系統となり、駿河郡との関係は否定できない。

駿河郡古家郷に居住する丈部の系統は明らかではないが、『新撰姓氏録』右京皇別上には阿倍氏の同族として杖部造がみえている。東国の丈部には阿倍の氏名を含む複姓を称する者が多いことから、阿倍氏との関係が強かったことが指

摘できるが、これ以外にも大春日氏・紀氏・鴨氏と同族関係を称する氏族もいる。⁽²⁾先述した春日部や和珥部臣との関係を重視するならば、大春日氏の系統の丈部であった可能性も高い。

この他にも駿河郡内には、丸子部・三枝部・車以部(車持部)・津守部などの分布が確認される。まず丸子部は、駿河郡の式内社「丸子神社」の名前から、その居住が推定される部民である。丸子は「マロコ」と訓み、継体朝以降に「マロコ」の別称を有する皇子間で共有・伝領された名代・子代の一種とされる。⁽³⁾陸奥を中心に東国に分布し、壬生部などと同様に推古朝段階には上宮王家に管理されていた部民である。すなわち、聖徳太子の子で膳妃所生の「麻里古王」(『上宮記』)、「麻呂古王」(『法王帝説』)、「三枝末呂古王」(『補闕記』)、「三枝(王)末呂古王」(『聖徳太子伝暦』)と表記される人物および、山背大兄王の子で春米女王所生の「難波王」(『麻里子王』)、「上宮記」(『難波麻呂古王』)、「麻呂古王」(『法王帝説』)、「孫難支王」(『末呂古王』)、「補闕記」(『難波王』)、「末呂女王」(『聖徳太子伝暦』)と表記される二人が丸子部の領有主体であったと推定される。珠流河国と上宮王家との関係は、物部連氏の滅亡以後、壬生部や稚贔屯倉を中心形成され、家臣的氏族である秦河勝や膳氏を介して膳大伴部・丸子部との関係が強化された。⁽⁴⁾同様に三新

田遺跡出土の墨書土器銘「三枝⁽⁴⁵⁾」から駿河郡柏原郷付近に居住したと考えられる三枝部も、上宮王家との関係が指摘できる。『上宮記』の記載によれば、聖徳太子の子で膳妃所生の伊等斯古王、麻呂古王、馬屋女王の三王は兄・弟・次の表記から三つ子の兄弟姉妹であったと考えられ、冒頭に「三枝王」の表記があるのはこのためと考えられる。『日本書紀』顕宗三年四月戊辰条に「福草部」を置くとの記載があり、顕宗天皇の名代と考えられている。語義は顕宗天皇の御世に、諸氏を召して饗宴した際、三茎の草が宮廷に生育したのを採取して奉獻したので三枝部造の姓を負ったと伝承する⁽⁴⁷⁾。一方、福草は「延喜式」治部省に「瑞草」とあり、『三代実録』仁寿元年八月癸亥条に「駿河国献三瑞草⁽⁴⁶⁾」。紫葉朱莖。或謂之芝草」とあることから、駿河国に生じる瑞草との関係も考えられる。福草が三茎之草であるところから三枝とも表記されたことは確実であろうが、植物の特定は諸説があり困難である⁽⁴⁸⁾。

最後の車以部(車持部)・津守部は、陸上交通と海上交通を掌握する目的で、交通の要衝に設定されたものと考えられる。車以部は駿河郡古家郷に、津守部は同小松郷にそれぞれ居住する。まず車以部が、車持部であることについては、「近江国志何郡計帳」に「車持君支麻須壳」が「車以君支麻須」とも表記されることから確認される。車持部は、輿輦や車の制作・供御を職掌とし、その分布や系譜・伝承から諸国の有力神との関係や、朝鮮や蝦夷に対する軍需物資輸送への関与などが指摘されている⁽⁵⁰⁾。こうした見解に従うならば、駿河郡の車持部は、東海道の交通の要衝に置かれたものと考えられる。一方、津守部は、摂津の津守氏が住吉津や海神としての住吉神社を掌握したように、その名前から津の管理を職掌とし、古家郷の「川津」「猪津」、さらには、田方郡棄妾郷の「三(御)津」などとの関係が想定される。ちなみに、伊豆国田方郡久寝郷にも「津守部」が居住する⁽⁵²⁾。

三、駿河郡周辺の古代氏族

次には令制以前において、珠流河国造の領域内にあった郡として富士郡を検討する。駿河郡と比較するならば、史料的には少ないが「表二」のように和珥部臣・倭文部・大伴部・中臣部・大生部の五氏が確認される。駿河郡と共通すると考えられるのは、このうち和珥部臣・大伴部・大生部の三氏である。

先述したように和邇部臣は「富士大宮司(和邇部臣)系図」に記載され、その後半部の記載を信用するならば、平安初期以降、富士郡の郡領職と浅間大神の祭祀を世襲的に

〈表 2 富士郡の古代氏族〉

氏 姓	身 分	出 典 ・ 備 考
和邇部	磯城金刺供奉 栲繩 (タエナワ) 臣 外正六位上 富士郡大領 豊磨 延暦14年 掌浅間大神祭祀 同20年 外従七位上 富士郡少領 池守 大同2年 従六位下 擬大領 大同3年 外従六位下 擬大領 国雄 承和4年	「富士大宮司(和邇部臣)系図」
倭文部	富士郡式内社「倭文神社」	「延喜式」主計駿河国調倭文31端
大伴部	富士郡久武郷野上里 若足 調荒堅魚	「平城宮木簡概報」22-23頁 天平7年10月
中臣(部)	富士郡嶋田郷鹿野里	「平城宮木簡概報」22-23頁 天平7年10月
大生部	東国不尽河辺の人 秦河勝→上宮王家との関係	「日本書紀」皇極三年七月条

〈表 3 伊豆国との比較〉

郡 郷	駿河・富士郡と共通する氏族	共 通 し な い 氏 族
田方郡	伊豆国造(日下部直・伊豆直) 玉作部・倭文部・丈部(大部)・矢作部	
佐婆郷	膳部	
依馬郷	倭文連・若舍人	
乘妾郷	大生部・大伴部・穴人部・春日部・金刺舍人部	語部・茜部・神人部
有雄郷	大伴部・生部・春日・物部・矢田部	桧前舍人部
久寝郷	日下部・矢田部・津守部・物部・若桜部	
賀茂郡		卜部宿禰・嶋直
賀茂郷	矢田部・生部・丈部	平群部・伊福部
川津郷	矢田部	平群部
三島郷	壬生	占部・忌部
稲梓郷		占部
築間郷	矢田部	
色日郷	矢田部	多治比部
那賀郡	丸部・膳臣・丈部	
那賀郷	生部直・倭文部・矢田部・宇遅部	
石火郷	物部・矢田部・宇遅部	
丹科郡	物部	
射鷲郷	物部・穴人部・矢田部・丈部	白髮部
都比郷	日下部・物部	刑部
入間郷	矢田部・物部・(中臣)志斐連	

◎伊豆国の氏族分布については拙稿「伊豆国の成立とその特殊性」(「静岡県史研究」一二、一九九六年)参照。

担当していた。注目すべきは、駿河郡の春日部と同族的な関係を有すること、駿河郡の金刺舎人氏と婚姻関係が結ばれていることであり、両郡の関係は古くから一体であったことが想定される。伊豆国那賀郡には擬少領として「丸部」が居住するが、これも同族と考えられる。また、大生部（オオフベ）は、「オホミブベ」の転訛で、壬生部と同義であること、堅魚を貢進する大伴部が膳大伴部と考えられることはすでに論じた。

富士郡で新たに確認されるのは、残りの中臣部と倭文部である。中臣部の職掌については、地方の屯倉・海部地域の祭祀を担当したとする説がある⁽⁵⁵⁾。この説が妥当とするならば、当地の中臣部は稚贄屯倉との関係で、農耕祭祀・新穀儀礼、海産物の貢献儀礼などを担当するために設定されたことが想定される。ちなみに、『新撰姓氏録』左京神別に天兒屋命の後裔を称する「中臣志斐連」が見え、同書と泉国神別にも、

志斐連

同レ上（大中臣朝臣同祖。天兒屋命之後也）。

（中略）

中臣部

同レ上。

とあることからすれば、中臣部の同族としては、伊豆国那

賀郡入間郷に居住する「志斐連」があげられる⁽⁵⁷⁾。

一方、倭文部は富士郡の式内社に「倭文神社」があることから、その居住が推定される。倭文という特殊な織物生産に関与した部民と考えられる⁽⁵⁸⁾。部民は東国に多く分布するが、『延喜式』主計によれば、倭文を貢納するのは、駿河国と常陸国のみとなっている。近接する伊豆国田方郡には式内社として同名の「倭文神社」があり、依馬郷および那賀郡にも「倭文連」の居住が想定される⁽⁵⁹⁾。

このように、珠流河国の領域に含まれる富士郡の氏族についても駿河郡同様、伊豆国との氏族系統の類似が顕著に見られる。しかし、佐藤雅明氏は史料数が少ないことを理由に検討の対象から除外されていることは理解に苦しむ⁽⁶⁰⁾であり、富士郡を除外した国造国の比較検討は、正確さを欠くと言わざるをえない。絶対数の限られる古代史料は、統計的に意味のあるサンプル数を得ることは基本的に不可能であり、むしろ除外することなく所与の史料群を最大限に使用することを心掛けるべきである。

さらに、比較の基準範囲として郡を採用されるが、これも国造制段階を基準にした場合にはあまり有効とは思えない。令制前における伊豆国造の存否が問題であることからすれば、基本的には珠流河国（駿河国富士・駿河郡）と伊豆国（田方・那賀・賀茂郡）を基本的には総合して比較す

べきと考える。そのうえであれば、郡郷ごとの特徴を議論することも意味のあるものとなる。

加えて、比較の基準として郡ごとの氏族名の一致を強調されるが、これまで論じてきたように同祖同族的な意識が強い令制前においては、膳臣と(膳)大伴部・穴人部・若桜部の関係のように氏族名が異なっても、同族的な意識を無視することは、実態を反映しないこととなる。また、郡領を世襲するような有力氏族の一致と、「破片的」な氏族の一致はその意味する度合いが大きく異なることも考慮すべきであろう。

以上のような点を配慮して、まず氏族の系統を整理するならば、珠流河国(駿河国富士・駿河郡)の領域内では、伊豆地域との関係も考慮して系統を整理すると、

物部系→伊豆国造(日下部直・伊豆直)・日下部・物部

矢田部・矢集部・弓削部

和珥系→和邇部臣・丸部・春日部

金刺舎人系→金刺舎人・金刺舎人部

壬生系→生部直・大生部・生部・(若舎人・若舎人部)

膳部系→膳臣・(膳)大伴部・穴人部・若桜部・(丈部)

という五つほどの系統が有力であることが分かる。

こうした観点により、珠流河国(駿河国富士・駿河郡)と伊豆国(田方・那賀・賀茂郡)の氏族構成を比較したの

が「表三」である。さらに、伊豆国の郡司層をまとめるならば、次のようになる。

田方郡→伊豆国造伊豆直(大領・少領・主政、物部系)

矢作部(主帳・物部系)

大部(丈部)(大興寺建立、膳部系)

那賀郡→丸部(那賀郡擬少領、和珥系)

膳臣(擬領、膳部系)

賀茂郡→不明

両地域では、これら五つの有力な系統が郡領を中心とする支配層を形成し、氏族構成はほとんど同じと考えられる。わずかに、賀茂郡の諸島地域では嶋直→卜部の系統が比較的有力視される程度であり、その他は語部・茜部・神人部・檜前舎人部・平群部・伊福部・忌部・多治比部・白髪部・刑部などであるが、郷単位では他に有力な氏族系統の氏族が存在する状況が確認でき、数も少なくそれほど有力でない「破片的」な部民のみであると結論づけられる。

以上の検討により、珠流河国と伊豆国では有力氏族の氏族構成が一致するという私見の確認がなされた。伊豆国造の領域に巨大な古墳がなく、天武九年以前に駿河国と一体になっていたことを重視するならば、珠流河国造の勢力が伊豆地域に及んでいたと考えるのが自然である。古墳の動向の動向を加味すれば、伊豆地域には中小首長は存在した

〈表 4 志太郡の古代氏族〉

氏 姓	身 分	出 典 ・ 備 考
楡前舎人	郡司少領外従七位下	天平10年度「駿河国正税帳」【大日古】2-126頁
丈部	里正	御子ヶ谷遺跡出土1号木簡 【県史】資料編974頁
矢田部	大津里戸 □田部 郷里不明	【平城宮木簡概報】24-24頁 【平城宮木簡概報】16-6頁 神亀□年□月
刑部	【和名抄】志太郡刑部郷 「刑」	秋合遺跡出土墨書土器 【県史】資料編1063頁
小長谷部	進上夫	御子ヶ谷遺跡出土8号木簡 【県史】資料編975頁
日置部	「日□(置カ)」	御子ヶ各遺跡出土9号木簡 【県史】資料編975頁
財部	「財」吉祥句?	居倉遺跡出土墨書土器 【県史】資料編1051頁
有刀部	志太郡大野郷田邑里人	【平城宮木簡概報】22-22頁 天平8年10月
韓人	「辛人」	秋合遺跡出土墨書土器 【県史】資料編1063頁
勝部	「勝部」	居倉遺跡出土墨書土器 【県史】資料編1048頁

〈表 5 益頭郡の古代氏族〉

氏 姓	身 分	出 典 ・ 備 考
大伴部?	益頭郡司伴成正	【朝野群載】天曆10年6月21日駿河国司解
丈部	高楊郷赤星(里)人	【平城宮木簡概報】22-22頁
金刺舎人	駿河国益頭郡人 従六位上 祥瑞献上	【続日本紀】天平宝字元年8月甲午条
物部	【和名抄】益頭郡物部郷 物マ里	郡遺跡出土木簡 【県史】資料編976頁
矢田部	【和名抄】益頭郡八田郷 「矢田マ子毛人」	郡遺跡出土木簡 【県史】資料編977頁
宇治部	物マ里人	郡遺跡出土木簡 【県史】資料編976頁
刑部	「戸主刑」	郡遺跡出土木簡 【県史】資料編976頁
他田臣	(益頭郡高楊郷)赤星里人	【平城宮木簡概報】22-22頁
他田部	益頭郡高楊郷中家里人	【平城宮木簡概報】19-21頁 神亀元年10月
蘭部	益頭郡高楊郷溝口里人	【平城宮木簡概報】22-22頁
石部	(益頭郡)朝夷邦人?	【平城宮木簡概報】22-22頁
神(美和)部	益頭郡式内社「神社」 駿河国美和天神 従五位下→従五位上 駿河国美和天神 従五位上→正五位下	【三代実録】貞観15年8月4日条 【三代実録】元慶2年5月17日壬子条
有刀部	益頭郡高楊郷中家里人 益頭郡高楊郷溝口里人	【平城宮木簡概報】22-22頁 天平7年10月 【平城宮木簡概報】22-22頁

かもしれないが、伊豆国造を称するほどの卓越した豪族は大化前代には存在しなかつたと思われ⁽⁶⁾。

ちなみに、志太・益頭郡の氏族分布を「表四」「表五」としてまとめておく。これによれば、珠流河国造の領域と共通する氏族としては

志太郡―矢田部・丈部

益頭郡―金刺舎人・物部・矢田部・宇治部・丈部

大伴部⁽⁶⁾

などが確認される。これによれば、内陸の志太郡よりも沿岸部の益頭郡との共通性が高いこと、金刺舎人や物部系の氏族が多くみられること、などが指摘できる。両郡には有刀部が見え、廬原国造の領域と考えられる有度郡との交流を示す部民も確認されるが、先述したように珠流河国造の領域と海上交通により結ばれていた可能性は氏族構成の類似性からある程度推定⁽⁶⁾できる。

おわりに

ここまで本稿の課題とした、駿河郡を中心とする駿河・伊豆地域の古代氏族について再検討を加えてきた。その結果、始祖を同じくする氏族系統の分類および有力氏族と「破片的」な氏族の区分を徹底した結果、珠流河国造(駿河・

富士郡)の領域にみられる有力氏族の構成は、田方郡を中心とする伊豆地域の氏族構成と類似性が高いことが再確認されたと考える。なお、駿河郡内の氏族分布と郷里の關係や設置時期についても、若干の検討を用意したが紙幅の關係により今後の課題として残しておきたい。本稿は推測を重ねた部分も多く、佐藤氏の詳細な論考に対して妄評を加えた部分があるかもしれない。敢えて批判を加えた非礼をお詫びして擲筆する。

付記 本稿は、一九九七年八月四日に行われた、裾野市史編さん合同会議における口頭報告を基礎としている。

註

- (1) 拙稿「スルガ国造とスルガ国」(『裾野市史研究』四、一九九二年)。
- (2) 拙稿「伊豆国造と伊豆国の成立」(千葉歴史学会編『古代国家と東国社会』所収、高科書店、一九九四年)。
- (3) 拙稿「伊豆国の成立とその特殊性」(『静岡県史研究』一二、一九九六年)。
- (4) 拙稿「駿河・伊豆の堅魚貢進」(静岡県地域史研究会編『東海道交通史の研究』清文堂、一九九六年)。その

他、関連論考としては同「調・庸の貢進と地方財政」

〔『静岡県史』通史編1原始・古代、一九九四年〕、同
「解説」〔『裾野市史』第二巻資料編 古代・中世、一九九五年〕。

(5) 佐藤雅明「古代廬原国の豪族と部民の分布について」
〔財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所設立十周年記念論文集〕一九九五年、同「古代珠流河国の豪族と部民の分布について」〔『地方史静岡』二四、一九九六年〕、同「古代伊豆国の豪族と部民の分布について」〔『地方史静岡』二五、一九九七年〕。

(6) 〔『沼津市史』史料編古代・中世、一九九六年、一頁。〕

(7) 原秀三郎「国造制の成立と遠江・駿河・伊豆」〔『静岡県史』通史編一原始・古代、一九九四年〕、四一九～四二〇頁。

(8) 高嶋弘志「解題」〔佐伯有清・高嶋弘志編『国造・県主関係史料集』、一九八二〕、七頁。

(9) 坂本太郎『大化改新の研究』(至文堂、一九三八年)、六五頁。

(10) 前掲註(1)拙稿、三四頁。

(11) 〔『続日本紀』天平宝字元年八月甲午条。〕

(12) 〔『平城宮発掘調査出土木簡概報』一九一～二一、同二

二二四・二五頁。

(13) 前掲註(1)拙稿、三五頁。以下の記述には『日本古代氏族事典』(雄山閣出版、一九九四年)、『日本古代氏族人名辞典』(吉川弘文館、一九九〇年)、佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証篇第一～六、索引・論考篇(吉川弘文館、一九八一～一九八四年)等を適宜参照した。

(14) 〔『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二～二四頁。〕

(15) 伊豆長岡町教育委員会・大北横穴群調査団「大北横穴群」本文編・図版編、一九八一年。

(16) 前掲註(1)拙稿、四〇～四一頁。

(17) 長野県埋蔵文化財センター「長野県屋代遺跡群出土木簡」一九九六年、四四頁。

(18) 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」〔『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年〕。

(19) 〔『日本書紀』継体八年正月条、同安閑元年閏十二月是月条。〕

(20) 平野邦雄『大化前代社会組織の研究』吉川弘文館、一九六九年。

(21) 〔『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二～二四頁。〕

(22) 〔『静岡県史』資料編四古代、一九八九年、一一〇六～一一〇九頁。〕

(23) 田中卓「不破の関をめぐる古代氏族の動向」(『田中卓著作集』五、国書刊行会、一九八五年、初出一九五八年)、一六八〜一七二頁。佐伯有清「山上憶良と粟田氏の同族」(『日本古代氏族の研究』吉川弘文館、一九八五年、初出一九八〇年)、二〇〇〜二〇二頁。

(24) 比護隆界「氏族系譜の形成とその信憑性―駿河浅間神社旧蔵『和邇氏系譜』について―」(『下出積與編』日本古代史論輯) 桜楓社、一九八八年)、佐藤雅明「古代珠流河国の豪族と部民の分布について」前掲註(5)論文。

(25) 『日本書紀』天武元年六月壬午、七月辛卯条。『続日本紀』文武元年九月壬寅、大宝元年七月壬辰、靈龜二年四月癸丑、天平宝字元年十二月壬子条。

(26) 井上辰雄「大化前代の中臣氏」(『古代王権と宗教的部民』柏書房、一九八〇年、二〇〇〜二〇六頁)によれば、信仰や職掌の類似、勢力交替などから中臣と和珥・物部氏の居住地域は密接な関係にあることが指摘されているが、珠流河国造の領域においてもこうした関係が想定できる。

(27) 『日本書紀』神代上、第七段一書第二。

(28) 『日本書紀』垂仁三十九年十月条二云。

(29) 『古事記』垂仁段。

(30) 寺村光晴『古代玉作形成史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)、五二八〜五三二頁。

(31) 天平期における伊豆国と駿河国の国境は木簡の郷里名記載によれば、現沼津市淡島付近に比定され、下香貫の「玉造神社」を田方郡の式内社とすることはできない。なお、寺村光晴註(31)前掲書、四四六頁の記載によれば、玉造神社の狩野川対岸に位置する日吉神社には攻玉砥石といわれるものが残る。

(32) 前掲註(3)拙稿、九頁。

(33) 『日本書紀』用明即位前紀。

(34) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二―二八頁、三二―一二頁。

(35) 『古事記』景行段。

(36) 拙稿註(4)論文、八九〜九〇頁。

(37) 『神道大系』古典編一三(神道大系編纂会、一九九二年)による。

(38) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』三二―三三頁。

(39) ただし、膳大伴部は単に大伴部と表記する例が多いことからすれば、膳臣が台頭する六世紀以前には大伴氏の配下にあった可能性もある。

(40) 『復元天平諸国正税帳』現代思潮社、一九八五年、九三頁。正税帳の食料支給額が「六郡別半日食」とあ

ることや、前後の配列からすれば、駿河国以東諸国の出身の可能性もある。

(41) 『新撰姓氏録』河内国神別宇治部連条、同和泉国神別宇遲部連条。

(42) 佐伯有清「文部氏および文部の研究」(『日本古代氏族の研究』吉川弘文館、一九八五年、初出一九八〇年)。

(43) 黛弘道「春米部と丸子部」(『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八二年、初出一九七九年)。

(44) 前掲註(1)拙稿、三七―三八頁。

(45) 富士市教育委員会『三新田遺跡発掘調査報告書』一九八三年、一八七頁。

(46) 黛弘道「三枝(福草)部」(『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八二年、初出一九六六年)。

(47) 『新撰姓氏録』左京神別下・大和国神別三枝部連。

(48) 黛弘道註(四)前掲論文。

(49) 『日本古代氏族人名辞典』三(吉川弘文館、一九五一年)、七二九頁。『大日本古文书』編年一―三二九・三三二頁。なお、「軍以」の表記は長岡京出土木簡にも

みえる(『長岡京木簡』二、一九九三年、五七〇号木簡)。

(50) 志田諄一「車持君」(『古代氏族の性格と伝承』雄山閣、一九七一年)。

(51) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』一九―二二頁、同

二二―二四・二五頁。

(52) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』一七―一四頁、『木簡研究』六一―二頁。

(53) 系図における「栲縄臣」が磯城金刺宮に供奉したとの記載との関連も注目される。

(54) 松島順正編『正倉院宝物銘文集成』(吉川弘文館、一九七八年)、調庸関係銘文二二九号。

(55) 加藤兼吉「ミブ・ニフ二題」(『続日本紀研究』一八二、一九七五年)。

(56) 中村英重「中臣部について」(『史流』二七、一九八六年)。

(57) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二―三〇頁。

(58) 『常陸国風土記』久慈郡静織里条、『古語拾遺』などによれば、綾織り文様のある織物で、主に帯に用いられた。

(59) 松島順正編『正倉院宝物銘文集成』(吉川弘文館、一九七八年)、調庸関係銘文七四・八六号。

(60) 佐藤雅明「古代伊豆国の豪族と部民の分布について」(『地方史静岡』二五、一九九七年)では、「富士郡

「珠流河国」はその史料総数がわずか七点で、ほとんど参考とならない」(七四頁)とし、考察の対象から除

外している。

(61) 佐藤氏のような比較法が必ずしも実態を反映しない方法であることは、極端な例として下総国葛飾郡大島郷戸籍を取り上げれば容易に理解される。孔王部が集中する郷として有名であるが、圧倒的に多い孔王部(五四六人)を除いても実に十三の氏族名を数えることができる(私部二八、刑部一九、三枝部七、磯部二、中臣部・日奉舎人・土師部・大伴部・壬生部・長谷部・石寸部・小長谷部・藤原部各一名)。佐藤氏のような氏族名の一致を唯一の原則とするならば、比較法を採用する限り、孔王部氏は合計十四氏族のうちの一氏族にすぎないこととなる。したがって、同様な孔王部氏のみが集中する郷と大島郷を比較した場合、孔王部が全体に占める割合は十四分の一で、一割以下となり、二つの孔王部が集住する郷の相関関係はほとんどないという結論となるが、この結論が明瞭な誤りであることははっきりしている。

(62) 伊豆国造の氏族系統については前掲註(2)拙稿参照。
(63) 矢作部氏の系譜については、『新撰姓氏録』河内国未

定雑姓に、布都奴志乃命の後裔を称する「矢作連」がみえる。『肥前国風土記』三根郡物部郷条によれば、准古朝に物部若宮部により郷内に「物部経津主之神」の神社が鎮祭されたと伝え、本来は物部系の祭神であつ

たと推定されること、『続日本紀』宝龜元年四月癸卯条に「矢作造辛国」の宿禰姓への改姓が弓削道鏡の失脚により本姓に戻されたことから、物部系の氏族と考えておく。

(64) 少なくとも「国造本紀」や『扶桑略記』『帝王編年記』の天武朝における伊豆国分置の記載を信用する限り、駿河国と伊豆国は七世紀後半において一体化していたことは否定できず、その間伊豆地域の氏族は珠流河国造の領域内に包摂される存在であつたことになる。

(65) 『朝野群載』天曆十年六月二十一日駿河国司解にみえる「益頭郡同伴成正」の記載によれば、益頭郡の郡領氏族として大伴(部)の居住が想定され、古くは膳大伴部またはその伴造氏族であつた可能性もある。

(66) なお両郡の成立過程については、益頭郡が郷数や立地において優越していることから、志太郡が評制段階以後において分割されたと考えられる(拙稿「天平宝字改元と益頭郡」『静岡県史』通史編一原始・古代、一九九四年)。

〔追記〕

本稿成稿後、亀谷弘明「駿河国・伊豆国の荷札木簡と堅魚貢納」(『民衆史研究』五四、一九九七年)および篠川賢

「伊豆国造小考」（佐伯有清編『日本古代中世の政治と文化』吉川弘文館、一九九七年）に接した。

前者は堅魚荷札木簡についての詳細な検討で、書式などから郡郷の徴税機能を分析する。浦（郷里制下の里に相当する）ごとに孤立した伊豆国の地形的特徴や荒堅魚の生産体制や運送形態を考慮するならば、国衙付属の水産加工場と准定される藤井原遺跡の機能と関連して、歴史的にも一体であった駿河郡との関係を考慮すべきと思われる。

後者は、旧国造としての伊豆国造の存在を否定する私見に対する批判。①「国造本紀」の記載の原則から伊豆国造の記載も信頼されること、②天武九年の伊豆国分立は令制国では不自然で、国造国の分立であること、③伊豆諸島に居住し、三嶋神の祭祀を担当した嶋直一族が伊豆国造と見られること、④「国造本紀」の伊豆国造も嶋直一族を示すこと、⑤伊豆国造の本来的な領域は賀茂郡に限定されること、などから旧国造としての伊豆国造は実在したと論じる。

まず、①「国造本紀」の記載を原則として信用する点であるが、その場合には、駿河国と伊豆国は七世紀後半において一体化していた段階の伊豆国造をどのように考えるのであろうか。もともと、国造国と令制国を連続して位置付ける編者の認識に無理が存在するのであり、その矛盾が七世紀後半の位置づけを困難にしている。すなわち、七世紀

後半の駿河国を珠流河国造の国と位置付けるとすれば、その段階の伊豆国造の地位および伊豆国の領域は珠流河国造のそれに包摂されることになり、重層的な国造および国造の存在は、原理的にあり得ないのであるから、珠流河国造の配下の中小豪族としてのみ位置付けられることになり、その間の伊豆国造は存在しないことになる。奉仕根源からの連続性を重視する令制以前の官職において、官職の中断は想定されていない。国造領域内の立評などによる細分化はあり得ても、国造領域の併合は原理的には律令制的な国にしか存在しないのであり、本来的に矛盾を内包した伊豆国造の記載を信用することはできない。

また、②天武九年の伊豆国分立は国造国の分立とされるが、その場合には、田方郡域を含むことの意味が理解できなくなる。すなわち、伊豆国造の分立だけであれば、狭小であっても国造国領域の拡大は不要である。すでに論じたように令制国として、堅魚貢進・流罪国・三嶋神祭祀など、特殊な役割を担う地域として設定し、この役割に対応する財政的な独立が要請されたからこそ、田方郡域が編入されたと考えられる。国造国段階ではそうした配慮は原理的に存在しないし、必要もなかったと考えられる。むしろ原理的に異なる国造国の再編と令制国の再編が近接した数年で生じていることのほうが、不自然と考えられる。財政的な

バランスを考慮した国造国の分割・併合を伴う再編は氏族制的な支配を前提とする国造制にはなじまないと考えられる。なによりも国造制の存続を前提とする孝徳朝における国造国の再編を疑問視するのはこの点による。全国的な行政区画の確定に、わずかに先行して、駿河・伊豆地域の再編がなされたのは、まさに律令制的要請であったと考えられる。令制国の領域確定の意味は、国造国とは異なる支配原理の転換を内包するもので、伊豆国もその要請による立国であったと考えられる。

③ 嶋直一族を伊豆国造と解釈する点については、長屋王邸での給米が一日であることだけでは京内他所での長期滞在や複数回の支給などの可能性を否定するものではなく、必ずしも決定的でない。さらに、官員令別記の解釈も国造一族を国造と表記するレベルと、嶋直を伊豆国造と拡大解釈するレベルは明らかに異なる。また成立年代の遅い「国造本紀」により津嶋の上下二県国造の存在を記す官員令別記の記載を一概に否定するのも難しい。羽床正明氏も指摘されるように『文徳天皇実録』天安元年六月庚寅条には対馬嶋上県郡の擬主帳卜部川知麻呂と下県郡擬大領直浦主らが共同して国司を襲つたとあり、直氏は国造の後裔と考えられ卜部氏との密接な関係が確認される（『伊豆国造と卜部について』『地方史静岡』二二五、一九九七年）。『新撰亀相記』

によれば諸国の直氏も卜部と一括されている。直氏が津嶋の国造であったことを否定しないとすれば、同様に伊豆国の嶋直のみを伊豆国造と表記しないのはやはり不統一である。少なくとも、別記の記載による限り大宝令段階では嶋直は伊豆国造ではなかったとするのが自然である。

つぎに④「国造本紀」の伊豆国造も嶋直一族を示すことについては、伊豆嶋直が一对で表記されることが多い卜部と氏族系統が異なる別氏とすることは無理が多い。むしろ三嶋神主家の矢田部氏は物部系であり「国造本紀」の伊豆国造とするのが自然であろう。また日下部直氏が元來物部系であることは近接する甲斐国の場合からも証明され、無理は少ない。

⑤最後の伊豆国造の本来的な領域は賀茂郡に限定されることについては、『扶桑略記』に伊勢四郡を割いて伊賀国とし、駿河二郡を別けて伊豆国としたとあり、伊勢四郡が後の伊賀国阿拜・山田・伊賀・名張郡の四郡に相当するとすれば、「別三駿河二郡」「如レ故」など伊豆国造の領域とされる賀茂郡を意識した表記になっていないことは問題となる。さらに、『伊豆国三島神主家系図』や賀茂郡の氏族構成からすれば、珠流河国造領域内の有力氏族としても確認される物部系の矢田部氏が賀茂郡の郡領氏族であったと推定され、諸島地域の嶋直―卜部がその支配下にあったとする

ならば、賀茂郡のみを国造国として独立させる議論は成立しにくい。

以上によれば、やはり批判にもかかわらず、伊豆国造の実在を論ずる議論は薄弱であると考ええる。

(にとつ あつし・調査委員・国立歴史民俗博物館助手)

駿河国近世初期検地の再評価

—— 駿東郡御宿村を事例として ——

柴 雅 房

はじめに

第一節 慶長四年の中村氏検地

(一) 新発見検地帳の年代特定

(二) 検地帳の分析

第二節 慶長九年の沼津藩検地

(一) 残存検地帳の原本特定

(二) 検地帳の分析

むすびにかえて

はじめに

駿河国の領主支配の近世的変容を実証する上で、近世初期検地の施行過程の検証とその評価は重要である。駿河国における本格的な検地の嚆矢は天正十七・八年(一五八九・九〇)の徳川氏の五カ国総検地である。本多隆成氏はこの

検地の分析を通じて徳川氏の在地支配の実態を明らかにしようとした¹⁾。しかし残存する検地帳の偏在性から氏の分析は結果的に遠江・三河国に主に限定されることとなり、その結論を残存検地帳が庵原郡由比之郷の一点のみの駿河国に直ちに適用するのには無理があつた。これに対して関根省治氏は七カ条定書の発給形態や駿東地域における北条系小豪族の存在から、徳川氏の駿河支配の特質を「駿河が五カ国領有期における支配拠点であつたことは否定できないものの、東駿河における支配はなお弱体だつたものと思われる。」として、東駿地域における検地の実施自体にも疑問を投げかけられた²⁾。

秀吉の小田原攻略後、家康が関東に転封となると、代わつて駿河国には中村一氏が入封。中村氏は天正十八年と慶長四年(一五九九)に領国内の検地を行った。天正十八年検地については石高制が初めて採用された点が注目されてい

るが、その背景や実態については不明な点が多く、その施行範囲をめぐっても研究者間の意見の対立が見られる。⁽³⁾ それに対して慶長四年検地は検地奉行を派遣しての明らかな領内一斉検地であり、石高制の採用とあわせ、太閤検地として一般的性格を備えたものと評価されている。⁽⁴⁾ 特に慶長四年検地直後に発布されたと思われるいわゆる横田村詮法度は、中村氏の近世的在地支配の政策基調を最もよく示している。横田村詮法度とは、慶長四年に重臣横田村詮の名で各村宛に発布された「御法度被 仰出条々事」のこと、その内容は年貢の賦課基準や地頭・給人衆の恣意的夫役徴発の禁止、大名権力による裁判権の集中等多岐にわたっている。

ところで中村氏のこうした政策基調が現実にとどこまで具現化されたかを確認するためには検地帳の分析が不可欠である。しかしこの方法はこれまでいくつか試みられたものの、目立った成果をあげえなかった。それは検地帳の残存状況が極めて悪い上に、残された検地帳もその多くが山間部のものであり、その分析結果を直ちに一般化することができなかつたためである。さらに個々の名請人についても関連史料が乏しく、その実態が十分に把握できなかった。⁽⁵⁾

関ヶ原の戦い後、中村氏が移封となると、駿河国は天領と小藩領が錯綜する状況となる。慶長九年（一六〇四）全

国各地で「辰の御縄」といわれる江戸幕府成立後初の総検地が行われるが、その一環として駿河国でも西駿河の幕領と沼津藩領を中心に検地が実施された。関根氏は最近この検地について体系的に分析され、その歴史的意義について言及されている。⁽⁶⁾

本稿ではこうした先行研究を受けて、今回駿東郡御宿村で新たに発見された慶長四年と慶長九年の検地帳について主に検地帳の記載様式と名請人の実態について分析を行った。こうした分析は両検地帳の希少性に加え、同一村における両検地の比較検討が可能で、極めて意義深いものと言える。

第一節 慶長四年の中村氏検地

(一) 新発見検地帳の年代特定

御宿村（現在の裾野市御宿）は裾野市街の北部、黄瀬川の西岸に位置する。御宿の名はすでに戦国期の史料に現れ、早くから村として成立していたことがわかる。村内に残る最も古い文書は天正十七年十二月十四日付の家康の朱印状⁽⁷⁾であるが、中村氏支配時代にも横田村詮法度をはじめとする横田村詮発給文書が数点残されている。しかし検地帳に

ついでには従来慶長九年検地のものが村内最古と考えられていた。しかし今回村内の湯山博氏所蔵の文書群の中からそれを遡る時期と推定される検地帳が発見された。しかしながらこの検地帳は写である上に表紙部分が欠落しているため作成年代が特定できない。その冒頭部分は左記の通りである。

まいのた 百元殿打口
 上田 六拾四間 二反八歩 二石六斗三升 宮内左衛門
 九間半 四合六夕七才

ゆの木た
 上々田 廿五間 五畝廿五歩 八斗七升五合 治左衛門
 七間

同

上々田 四拾間 壹反廿歩 壹石六斗 同 人
 八間

此外かき廿五本有 くり一本有

この検地帳は一筆ごとに田畑の等級、豎・横の長さ、反別、分米、名請人を記している。田畑は帳面上混在しているが、帳面の最後に無主の永荒分が一括して記載されている。

る。田畑の品位は上々田・上田・中田・下田、上々畑・上畑・中畑・下畑のそれぞれ四等級で、石盛は田方が十五・十三・十二・十、畑方が十・八・七・五で、屋敷は十である。また屋敷地の名請人の肩書の部分には全て左記のように押印とともに、その等級を示す記載がある。

い屋敷 拾四間 五畝十八歩 五斗六升 甚右衛門
 拾貳間 ④中百姓

くりのき一本

帳面の継目・ひもの綴目・屋敷名請人の肩書には漏れなく押印があり、裏表紙には以下のような記載がある。

御帳合済セ候事

狩野小□□□ ④

久内 ④

「久内」は帳面の持主である名主宮内左衛門を指すと思われる。

御宿村では横田村詮法度の存在から慶長四年検地の施行が推定できる。そのため慶長四年検地帳の記載上の特徴をこの検地帳と照合してみた。関根氏は駿河国内で現在まで

に発見された検地帳の分析から慶長四年検地帳の記載様式の一般的特徴について以下の四点を挙げている。

①品位は三等級に加え四等級

②縦・横の間数及び分米の一筆ごとの記載

③分付記載を持たない

④0・5歩を示す「半」という単位の採用

関根氏は①③を太閤検地帳の一般的特徴とし、④を中村氏独自の基準としている⁽⁹⁾。今回発見された検地帳は以上の特徴が全てあてはまる。さらに本多氏によつて取り上げられた承源寺村の慶長四年検地帳と比較した場合、先に挙げた以外の⑤⑧の承源寺村検地帳の特徴が御宿村検地帳にもあてはまる。

⑤石盛・品位

⑥屋敷を「居屋敷」と表記

⑦耕地内の樹木を一筆ごとに記入（横田村詮法度に対応）

⑧無主の永荒分を帳面の最後にまとめて記載

さらに御宿村検地帳は先の史料からも分かるように冒頭部分に「百元殿打口」の記載があり半ばに「半作殿打口」の記載がある。両者は検地役人と思われるが、小山町棚頭村の慶長四年検地帳にも検地奉行として「百元善助」の記載がある。両者は同一人物と思われる、両検地が同時期に施行されたことが確認できる。以上の結果から御宿村の検地

帳は慶長四年の検地帳であることは明らかであり、しかも写ではあるが、その体裁から検地施行時と極めて近い時期に村方控として作成されたものと推定できる。

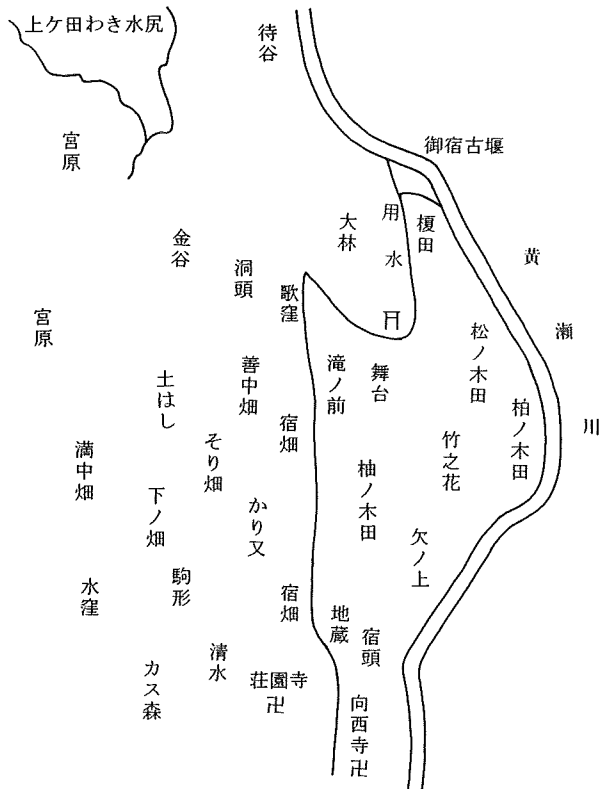
御宿村は慶長四年検地帳の現存する村の中で最大級の規模を持ち、さらに後述するが立地条件についても一般性が高い。ゆえに御宿村検地帳を分析することは、慶長四年検地の一般的な施行状況を知る上で極めて意義深いものといえる。また慶長九年検地帳をはじめとする豊富な関連文書の存在も他の検地帳にはないもので、名請人の実態を明らかにする上で多くの情報が期待できる。

(二) 検地帳の分析

慶長四年検地帳から集計した村高と反別は表1の通りである。次に慶長期の村全体の田畑開発状況の概況を空間的に明らかにするため以下の作業を行った。まず地元の方々からの聞き取りによつて知り得た小字の名とその位置を地図上に確定した。(図)次に慶長四年検地帳の小字ごとの田畑筆数一覧(表2)を作成し、小字ごとの開発状況を明らかにした。しかし地図の小字と検地帳の小字にはかなりの相違が認められたため、別に慶長九年の検地帳についても同様な表(表3)を作成した。これについては地図の

〈表1 慶長四・九年検地の反別・石高〉

石盛	慶長四年		慶長九年	
	反別	石高	反別	石高
15	480.19	72.095	500.20	75.102
13	235.11半	30.598	—	—
12	82.05	9.860	139.04	16.696
10	2.14	0.247	89.01	8.904
10	8.23	0.877	—	—
8	465.12	37.232	488.08	39.061
7	301.25	21.128	297.00	20.791
5	297.27	14.895	241.14	12.074
10	35.06	3.520	35.26	3.587
	1955.12半	190.452	1791.14	176.215



御宿村用水図

〈表 2 慶長四年検地帳小字別田畑筆数一覧〉

小 字	田	畑	荒	小 字	田	畑	荒
まゆい	3			い	1	8	
の	4	1		口	6	1	
た	3	2		の	2	3	3
た	1	5		の	5		
わ	10	11	2	ち			
ら	1			下		1	
そ	1			う		3	
た	5	1		し		1	
い	5	7		も		1	
し	2	3		た		5	
わ	1	2		は		3	
く	1	1		な		5	
わ	1			や		4	
ら	5			そ		7	3
ち	2			は		4	
ま	3			は		4	
ほ	1			り		7	
す	1			し		4	
ず	2			も		4	
よ	2			た		1	
か	3			は		2	
か	1			な		4	
た	1			な		8	
ま	3			わ		3	
え	1			ち		5	
よ	1			つ		4	
み	1			つ		7	3
み	3			い		4	
こ		3		し		4	6
か		7		た		1	
た		3	8	は		4	8
さ		5		り		2	
か		3		き		8	
か		4		き		1	
た		5	4	は		2	
ま		5		は		1	
え	1			ら		4	
の	1			ら		2	
ま	6	2		道		1	
え	5			か		1	
き	2			う			
え	8	4					
ま	3	2					
た		1					
の	1						
せ							

〈表 3 慶長九年検地帳小字別田畑筆数一覧〉

小 字	田	畑	荒	小 字	田	畑	荒
前	1			水		1	
ゆ	8	3		向		2	
石	12			の		5	4
わ	4			り		7	1
ば	4			又		1	3
わ	5	2		ど		1	
さ	4			そ		1	
川	3			え		1	
地	2			口		8	
内	3			畑		2	
み	2			畑		2	
か	1	3		十		2	
か	10			ば		2	
こ	6			な		0	
た	7	1		た		6	
み	4			ら		4	
た	1			屋		3	3
た	6			か		2	
た	2			し		4	
た	9			口		1	
た	2			口		2	
洞	1			の		8	
ふ	1			や		6	
ほ	1	3		た		6	3
ひ	1			原		6	
中	6			つ		6	
な	5			ノ		1	1
見	1			中		1	
松	5			ぞ		3	
北	1			ノ		8	
さ	3			の		6	
宿	6			畑			
清		2	3	山			
か		1		な			
た		2		と			
駒		2		上			
		2		い			
		2		り			
		2		原			
		2		う			
		1		共			
		8					

小字とよく対応することがわかった。両検地当時の開発状況はかなり近いものと考えられるため、表3を地図に対応させることにより、慶長期の村内の全般的な開発状況をとらえることができた。

当時においては、おおまかに言って村の東側に田、西側に畑が分布している。その境界線は御宿古堰より取り入れられた用水路とほぼ一致する。元来御宿の自然用水は、北部上ヶ田からの湧水筋と南部の水窪・清水あたりの湧水に限られ、村全体としては慢性的な水乏状態であった。御宿古堰はその成立年代は不明であるが、村北部において黄瀬川からの直接取水を意図して設けられ、取水後南下しようとする水流を遮るように東西に堤防を築き、水流を西へ誘導。歌窪から南下させることにより高度の低い用水東部一帯の水田化を実現したものである。分析結果は慶長期当時既に堰が設置されていたことを示している。用水西側は愛鷹山に向かって高度が高まっており、御宿古堰用水からの取水は物理的に不可能であった。分析結果からもこのあたりに水田が見られず、畑地が散在している状況が窺える。また最も土地条件の悪い村西端の広大な「宮原」や後に御宿新田として開発される用水北側の「上あらい」「よこ道」「とうこうそり」は当時においてもほとんど開発されていなかったことが窺える。ちなみに後に開通する深良用水は

〈表4 御宿村慶長四年検地帳名請人階層表〉

No.	名請人	上々田	上田	中田	下田	上々畑	上畑	中畑	下畑	屋敷	計
1	治左衛門	223.18半(29)	64.11半(6)	1.18(1)		4.12(2)	169.26(14)	155.19(22)	59.03半(10)	5.16(2)中	684.15(76)
2	宮内左衛門	65.13(9)	125.26(12)	72.08(8)	1.25(1)		160.07(17)	77.21(12)	41.24(15)	4.13(1)中	549.17(86)
3	善右衛門	30.21(3)	24.14(2)	2.10(1)			52.20(8)	27.03(4)	7.22(2)	5.16(1)中	150.16(21)
4	五郎右衛門	38.24(5)	8.20(1)			4.11(2)	21.21(4)		21.02(8)	4.00(1)下	128.18(21)
5	曹左衛門	24.08(1)	1.24(1)	5.05(2)	.24(2)		40.25半(6)	5.00(1)	29.25(7)	5.00(1)下	119.21半(21)
6	宗三郎 (入作)	50.19半(6)	7.06(2)						34.00(3)		91.25半(11)
7	忠左衛門	32.06(2)					1.18(1)	5.18(1)	28.17(6)	4.00(1)下	71.29(11)
8	いまい							8.27(1)	34.20(2)		43.17(6)
9	号兵衛 (上田入作)	8.22(1)		0.24(1)	.25(1)		7.08半(1)	0.15(1)	9.28(3)	2.00(1)下	30.02半(9)
10	ちやくう	3.01(1)					2.04(1)	12.08(1)			27.13(3)
11	彦右衛門 (佐野入作)						9.10(3)		5.06(2)	3.03(1)下	17.19(6)
12	三郎右衛門								9.21(2)		9.21(2)
13	二右衛門 (千穂入作)							5.28(2)	3.00(2)		8.28(4)
14	新右衛門								7.10(1)		7.10(1)
15	宇合							2.12(1)	2.28(1)		5.10(2)
16	七郎右衛門	3.08(1)								1.18(1)下	4.24(2)
17	四右衛門 (千穂入作)								3.01(1)		3.01(1)
18	甚七郎							0.16(1)			0.16(1)
19	十左衛門							0.06(1)			0.06(1)
	無主										956.12(65) 水尻
	計	480.19(50)	235.11半(20)	82.05(13)	2.14(4)	8.23(4)	465.12(54)	301.25(43)	297.27(65)	35.06(10)	1955.11半(282)

注 単位は畝、()は筆数。総計は無主水尻を除く。屋敷名請人の等級については、善右衛門・治左衛門については下から中へ、五郎右衛門・善左衛門については、中から下への書き替えの形跡が見られる。

上ヶ田村から村中央部を南下、村内において細かい水路に枝分かれし、水不足に見舞われていた用水西側の水不足を一挙に解消し、畑地の水田化を実現した。

次に検地帳から名請人の階層表を作成した。(表4)その結果に従つて以下名請人の階層を四つに分類した。まず一つ目は五町を越える耕地を名請している大百姓で、治左衛門と宮内左衛門の二名である。この両家で実に村全体の田畑の約六三%、田方の六九%を占めている。

宮内左衛門家(湯山家)は須山村から当地の神主として移住したとの家伝を持ち、戦国期には在地土豪的な性格を帯びていた。当時上ヶ田・御宿村の兼帯肝煎を命じられており、史料1・2はいずれも宮内左衛門が上ヶ田村の兼帯名主を命じられる経緯を示す史料である。史料より領主の村切り政策が現実には不徹底にならざるおえなかつたことと、宮内左衛門が隣村にも多くの田畑を所持していることがわかる。

〈史料1〉

尚以此書中 [] 則此宮内左衛門方へ相渡し以来の証文に持度候由候
間如此候、已上

急度申遣候、駿東内上田村肝煎之事、此前者新九郎と申者
仕来候由候へ者小百姓共めいわく仕候由申候間、自今以後者

御宿宮内左衛門其村之肝煎ニ仕度由小百姓共のそミ候間、
得其意候而、宮内左衛門ニ上田村之公方役等之可申付候、為
其如此候也

(慶長四年)

亥

八月廿七日

内膳正
村詮(花押)

[] 衛門とのへ

〈史料2〉

以上

上田村之肝煎、自今以後者其方ニ申付候間、可成其意候、
御宿村ニ抱候田地者出作分ニ可仕候、為其如此候也

(慶長四年)

亥

九月廿九日

内膳正
村詮(花押)

上田村

宮内左衛門

治左衛門家(中川家)も戦国以来の在地土豪の系譜に連

なるものと思われる。寛文年間の宗門人別帳⁽¹⁾に治左衛門家の「門」を称する百姓が記載されていることは、治左衛門家や宮内左衛門家の本来の経営形態がこうした隷属的農民を擁したものであることを示している。両者が多くの田畑を名請していることは領主側がそうした経営を認めただで支配を行っていることを示している。

二つ目は一町前後の田畑と屋敷地を名請している村内の百姓である。甚右衛門・五郎右衛門・善左衛門・庄左衛門がこれにあたる。いずれも家族労働を中心とした経営が想定されるが、甚右衛門・五郎右衛門・善右衛門が散りがかり的に田畑を名請しているのに対し、庄左衛門は屋敷周辺の畑地を名請しており、経営のあり方に差異が見られる。これは先の三者に対し庄左衛門が新興の百姓であることを推測させる。

三つ目は他村からの入作百姓である。宗三郎・与兵衛・彦右衛門・二右衛門・四右衛門がこれにあたる。この中には宗三郎のように一町近くの田畑を名請している例や与兵衛のように屋敷地を名請している例もあり、ここでも当時の村を越えた田畑の入り組み状況が窺える。

四つ目は名請地が極めて少なく、屋敷の所持も見られない百姓である。これらはいずれも慶長九年検地帳に名請が見られない。こうした百姓は村内で零細な経営を行っている

る百姓であると考えられる一方で、他村からの入作百姓であった可能性も捨てきれない。

以上御宿村の検地帳の分析を通じて、中村氏の支配の実態について解明してきた。その結果中村氏は地域に影響のある有力農民を自己の権力基盤に取り込むために、有力農民の隷属的農民を擁した経営、及びその広大な土地支配を事実上黙認しており、その結果小農自立政策や「村切り」は不徹底なものとなっていることが明らかとなった。

表4には屋敷地の欄に名請人の肩書きに記載された等級を併記した。こうした等級はそれぞれの百姓の持つ田畑の総計にほぼ対応していることがわかる。こうした記載はこれまで発見された検地帳にはなかったものである。後筆の可能性もあるが、この検地が使用された期間中、まさに中村氏の支配時代になんらかの必要から書き込まれたことは明らかである。それは横田村詮法度に見られる夫役の賦課と関連して、検地の主眼が屋敷地名請人の役負担の確定にあつたことを推測させる。

第二節 慶長九年の沼津藩検地

(一) 残存検地帳の原本特定

関根氏は慶長九年検地について残存検地帳の一覧表を作成した上で、幕領と沼津藩領に分けて検地役人と検地帳の記載様式を分析。その結果沼津藩の検地については「中村氏の検地基準を一部踏襲しつつも、さらにこれに独自一年の駿河幕領検地においてもみられないという意味においての方式を加味して行われたもの」とその方法の特徴づけられた。関根氏は以上の指摘について、その前半については半10・5歩制の採用、豎・横の間数記載を、後半については一筆ごとの分米記載のないこと、品位は四等級のものがないこと、分付記載のあることをその具体例として挙げている。

氏はさらに慶長九年検地の代表として御宿村の検地帳を分析。名請人階層表を作成した上で、①三町以上の名請地を擁し、高品位田地の集中率も高い二大百姓②屋敷地を名請し六反以上を有する百姓③五反以下であるが屋敷地を名請している百姓④五反一一反で屋敷地を持たない百姓⑤一筆しか名請しておらず名請地も一反未満の百姓にその階層性を見いだすことができるとされた。氏は無屋敷名請人については何人かに入作の可能性を指摘。さらに分付記載の理解については「被官・隸属関係とは考えにくい同族関係の擬制的表現が多くみられる。」として分付記載のある新屋敷名請人の何名かが有力農民の分家であること

を示唆されている。以上の理解の上で「この検地帳に記載された直接耕作人の人数は、同族者を除いた場合かなり限定された数にならざるをえない。」として、慶長九年検地の意図については最終的に「主眼は政策基調としての小農自立政策は否定できないものの、むしろ役負担Ⅱ屋敷地名請農民の確定にあつたといえよう。」と結論づけられている。また一連の近世初期検地における慶長九年検地の位置づけについては「駿河国においては徳川氏の五カ国総検地・中村氏の太閤検地を通じて徐々に浸透していった近世的地方支配をさらに徹底化するもの」と総括されている。

ところで関根氏が利用された四点の御宿村検地帳はいずれも同村内の湯山芳健氏所蔵の文書である。ところが慶長九年の検地帳は同村の湯山博氏も四点を所蔵されている。私はこの計八点の検地帳を比較検討した結果、セツトと思われる湯山博氏所蔵の「慶長九年御宿村田方検地帳」「慶長九年畑方検地帳」の二点と他の検地帳六点の間に、小字名の表記・分付記載・入作記載・下田の総計・頁数・荒畑の表記等についていくつかの相違点があることを発見した。具体的には小字表記については前者が「まいた」「ちそうのまい」「水口田」等となっているのに対し、後者では「前ノ田」「じぞうノ前」「見の口田」等となっている。分付・入作記載については前者のほうが後者に比して詳しい。下田

の総計については前者の二町四反二畝十五歩に対し、後者は二町四反一畝十四歩半である。頁数については前者の表紙にはその頁数を示す「墨付拾式枚」の表記があるのに対し、後者にはこうした記載はなく、しかも双方の頁数に違いがある。荒畑の表記については前者が「子荒畑」「永荒畑」の二通りに表記が分かれているのに対し、後者は全て「永荒畑」に統一されている。この場合の「子」は慶長四年と類推できることから、「子荒畑」は慶長四年検地当時の「当荒畑」と推定される。以上比較検討を行ってきたが、特に分付・入作記載の数や頁数、荒畑の表記等から前者の検地帳は検地当時作成された控に相当する文書で、後者の検地帳群の最終的な原本にあたるということが確認できた。

ところで関根氏は検地帳が本来田方・畑方検地帳と荒畑を記載した永荒帳の三冊から成り立っていたと指摘されたが、今回原本とされた畑方検地帳は畑地のあとに続けて荒畑を掲載していた。また関根氏の利用された永荒帳をよく観察したところ後から表紙を付した形跡が見られた。以上のことから慶長九年の検地帳の本来の文書構成は田方と荒畑を含んだ畑方の二冊であり、永荒帳は後世検地帳が筆写された段階で畑方検地帳から意図的に分離されて成立したものと見える。

以下新たに原本と確認された検地帳を利用して改めて御

宿村の慶長九年検地帳の分析を試みた。

(二) 検地帳の分析

今回原本と確認された検地帳は関根氏の利用されたものと比べて、一筆ごとの名請人・反別にはほとんど違いはない。しかし入作・分付についての情報はより豊富であるため、名請人の実態がより明らかになれると思われる。ところで名請人中の「次郎左衛門」と「二郎左衛門」、「神右衛門」と「甚右衛門」、「神蔵」と「甚蔵」は他の検地帳の中で「次郎左衛門」「甚右衛門」「甚蔵」に統合されていた。

これについては原本からの筆写の際に訂正されたと考え、今回の分析にあたっても同一人物と見なした。以上のことを踏まえて改めて作成したのが表5の名請人階層表である。

ところで他の検地帳の中に一筆ごとに延宝検地時の名請人を併記したものが⁵⁾ある。これによって田畑の相続関係が明らかになった。さらに延宝期の検地帳の名請人は家系、特に姓がわかるものが多く、そのことから逆に慶長九年当時の名請人の先祖を類推することができた。

検地帳において屋敷地の表記は「新屋敷」と「居屋敷」の二つがある。両者の相違についてあらかじめ若干の検討を加えておくと、「居屋敷」という表記は慶長四年検地帳の

〈表5 慶長九年検地帳名請人階層表〉

名 請 人	反別 (筆数)	屋敷
宮内 左衛門	401.15半 (63)	居
助 十 郎	311.17 (58)	居
新 甚 善	110.05半 (19)	居
次 右 衛門	119.12半 (23)	居
庄 左 衛門	104.18半 (23)	居
甚 次 郎	141.07 (28)	居
甚 左 衛門	98.03半 (9)	居
五 右 衛門	90.11 (13)	新
四 左 衛門	67.29 (9)	居
七 右 衛門	54.00半 (15)	新
右 近 主	49.17 (12)	新
神 助	48.14 (8)	新
五 右 衛門	38.26半 (7)	居
左 兵 衛門	27.11 (4)	新
与 左 衛門	24.05半 (7)	居
与 左 衛門	22.16 (4)	居
与 左 衛門	20.09 (8)	居
六 高 助	16.03 (2)	居
七 甚 善	14.16 (3)	居
七 甚 善	12.17 (1)	居
七 甚 善	1.25 (1)	居
七 甚 善	0.10 (1)	居

屋敷表記と同じであり、しかも慶長九年検地帳の「居屋敷」数と慶長四年検地の「居屋敷」数は等しい。このことは慶長四年検地帳に記載された屋敷が、慶長九年検地帳で「居屋敷」と表記されたことを示している。逆に言えば「新屋敷」の方は慶長四年検地より後、新たに高請された屋敷の表記といえる。

以上の情報にさらに別の史料を加えて、以下名請人個々についてその実態に迫るべく検討を加えた。検討にあたっては名請人を慶長四年検地帳への記載の有無でまとめて扱った。

(慶長四年検地帳に引き続いて名請している「百姓」)

①宮内左衛門

湯山家。村内最大の百姓。品位の高い水田を多く名請し、

耕地は散りがかり的に村内外に広く所持。分付主としてのみ登場。

②甚右衛門

勝又家の祖。仙年寺檀家であることは宮内左衛門家(莊園寺)・助十郎家(普明寺)とは別系統の来歴を推測させる。慶長四年検地当時同様な名請地は広範囲に分布し、水田が多い。分付関係はない。

③善右衛門

「入作百姓」との記載があるものの、延宝期段階で耕地の大半と屋敷地を文右衛門(外川家)が相続していることから、外川家の祖である可能性が高い。一部の耕地において五郎右衛門の分付百姓となっている。

④庄左衛門

真田家の祖。名請地の分布状況については既述の慶長四年当時と同様。一筆のみ分付主として表れる。

⑤五郎右衛門

肩書きに「うせ人」「うせ跡」「うせ」の記載有ることは本人が村から欠落したことを示している。こうした記載は後筆とも思われるが、宮内左衛門名請地の一筆の肩書きに「五郎右衛門うせあと」とあることから、欠落は検地前であったことがわかる。田方については全て分付百姓(六郎左衛門・五郎兵衛・善左衛門)によって名請されているが、畑

方には分付記載がない。こうした記載は、五郎右衛門欠落後、田方が新しい耕作者によって名請されているのに対し、畑方が放置されている状況を示していると思われる。

⑥与兵衛

入作百姓ながら「居屋敷」名請。他帳では「かすもり」の一筆が宮内左衛門の分付百姓。

(慶長四年検地帳に名請地が見られなかった百姓)

①助十郎

治左衛門の後継(中川家)と思われる。宮内左衛門と並ぶ大高持で、品位の高い水田を多く名請。しかし分家相続の影響からか慶長九年検地に比べ名請地が激減。分付主としてのみ登場。

②新助

「居屋敷」を名請していることから慶長四年検地帳の屋敷持の後継の可能性が高い。延宝期には屋敷地と名請地の多くが中川家の分家である物兵衛に引き継がれている点と助十郎と近接した屋敷地を所持している点から治左衛門家(中川家)の分家の可能性が高いと思われる。分付関係は無し。

③次郎左衛門

「居屋敷」を名請していることから慶長四年検地帳の屋

敷持の後継の可能性が高い。分付関係なし。来歴不明。

④甚蔵

「新屋敷」所持。全筆助十郎の分付百姓。正保期名寄帳^⑤では八郎兵衛や九右衛門(いずれも西川家)と屋敷・耕地を分割した形跡を示す文言があり、延宝期には一筆以外全て西川家一党によって引き継がれていることから、西川家の祖である可能性が高い。西川家は菩提寺(長教寺)が御宿村の他の百姓と異なり、また独自の先祖伝説を持つことから、近世初期までに他の百姓とは別系統で来村した可能性が高い。そのため助十郎家との関係も、請作的なものではなかったかと思われる。主に屋敷地周辺の畑地を名請していることから来村間もない状況であったのではないか。

⑤四郎左衛門

入作百姓で、屋敷の名請もない。耕地は村の西部に多い。七右衛門・五郎兵衛の分付主である一方で、助十郎・宮内左衛門の分付百姓でもある。

⑥七右衛門

上田一筆を除き、四郎左衛門の分付百姓。そのうち三筆の名請人の肩書きに「四郎左衛門手前」と有ることから、四郎左衛門との隷属関係も推測される。この後の村内史料には現れない。

⑦右近

その来歴については宝永四年（一七〇七）二月二十七日付の「湯山安右衛門家由緒覚書」⁽¹⁸⁾に、村の草創期よりの名主の家柄で、慶長九年検地段階では宮内左衛門と並んで名主役をつとめ、しかも宮内左衛門とは義兄弟の關係にあつたとある。関根氏もこの覚書の内容をそのまま採用されている。しかし右近の名請地は少ない上に、それも用水東側の水田地帯から離れた村内南部の屋敷周辺に集中。さらに全筆が宮内左衛門の分付百姓で、名請している屋敷の表記も「新屋敷」である。また新発見の慶長四年検地帳に名請地は見られない。以上の検地帳からの情報に加え、覚書が名主役をめぐる対立の中で、自らの名主としての正統性を主張する目的で作成された⁽¹⁹⁾という政治的な背景を考えれば、その内容は極めて疑わしいものといえる。結論として右近は関根氏の指摘通り湯山家の一族ではあるが、覚書に見られる来歴は誤りで、慶長九年段階ではじめて宮内左衛門家から自立した百姓と考えるのが妥当であろう。右近は子孫がいなかったようで、一代限りでその家系は絶えた。

⑧ 助左衛門

庄左衛門の分付百姓。来歴不明。この後の村内史料にも現れない。

⑨ 神主

全筆について宮内左衛門の分付百姓で「新屋敷」を名請

している。この神主は村内八幡宮の神主と思われる。宮内左衛門家は元々神主として来村しており、慶長十二年九月十日の八幡宮棟札にも「平照山円水寺代々之心信神主渡辺宮内左衛門靈主也」とある。また慶長七年に領主井出志摩守より御宿村神主宛に除地の認可を示す文書⁽²¹⁾が下されており、それが現在も宮内左衛門の末裔の家に継承されている。さらに後に宮内左衛門より子息の半右衛門に祿宜役が継承されている⁽²²⁾。こうした事実が「神主」が極めて宮内左衛門と縁の深い者であることを暗示している。

⑩ 五郎兵衛

「新屋敷」を名請。二筆以外は分付百姓で、分付主は異なる。子孫は勝又姓を名乗ることから甚右衛門の分家とも考えられる。しかし村内では勝又家を来歴から三系統に区分する説もあり、甚右衛門とは全く別系統との可能性もある。名請地は一筆を除き畑地である。子孫は自作農として村内に定着する。

⑪ 左衛門五郎

入作百姓。他帳では畑地の二筆について宮内左衛門の分付百姓。

⑫ 六郎左衛門

入作百姓で、五郎右衛門の分付百姓。

⑬ 高西寺

慶長四年検地帳では「こうさいはた」の小字名が見られることから当時より存在していた可能性がある。二筆が宮内左衛門の分付であるが、両者の関係を示すものは他にない。

⑭七郎左衛門

宮内左衛門の分付百姓。この後の村内史料には現れない。

⑮甚七

入作百姓。

⑯助右衛門

一名請地の一部について宮内左衛門の分付百姓であるが、他の検地帳では全筆宮内左衛門の分付百姓。正保期の名寄帳でも宮内左衛門分として名請地が集計されている。宮内左衛門家と血縁関係もないため、隸属関係が推定される。

以上の分析からまず指摘できることは無屋敷名請人について入作百姓が多い点である。実に無屋敷名請人九名中四名が入作百姓であることが確認された。次に分付の理解であるが、異なる分付主を持つ例、また分付主でありながら分付百姓である例、また分付百姓の何人かが入作百姓である例はいずれも分付関係が一对一の固定的な隸属関係ではないことを示している。むしろ分付百姓の主体性に基づいて分付主と取り結ばれた関係、つまりは「請作」関係を想

定した方が適切であると思われる。また五郎右衛門の分付は、分付主の欠落によって分付関係が現実には消滅している事例である。この場合の分付は過去の関係を示す以外の何ものでもない。こうした例については他にも永荒畑内の「ちやくくう分 宮内左衛門」がある。「ちやくくう」は慶長四年検地帳にのみ見られた名請人である。しかし四郎右衛門・助右衛門・神主等については分付主との隸属関係の可能性が強い。以上のことから分付についてはその意味を一元化することは難しいものの、実態から見れば、基本的に「請作」における耕作者の権利を積極的に認めていこうとする政策のあらわれととらえることができる。

以上の結果から、この検地は隸属的百姓を擁する有力百姓の土地支配を現実的対応から黙認する一方で、分家や移住によって成立した新興の小百姓の立場を積極的に認めていこうとするものであったといえる。その際彼らの屋敷を検地帳に「新屋敷」として登録しているのは当地の検地の意図が役負担の賦課にあつたためと思われる。

むすびにかえて

以上御宿村の近世初期検地について慶長四年検地と慶長九年検地帳を分析してきたが、分析結果とそれぞれの検地

の主眼については各節でふれたので、ここでは近世初期検地の一連の流れの中での両検地の関係について検討してみたい。

まず検地の方法について見た場合、両検地は品位・石盛・単位・分付記載等においてかなりの相違があるものの、関根氏も指摘したように検地帳の様式上の共通点も見られる。さらに既述した慶長九年検地帳の荒畑や屋敷表記から、慶長九年検地施行の前提として慶長四年検地帳が検地奉行もしくは農民によって利用されていたことが推定できた。

次に両検地の名請人を比較した時、主要な名請人についてはかなりの連続性が見られ、両検地の階層構成の傾向も分付の理解に関わらず近似した傾向が見られた。しかしその一方で、屋敷数や名請人数は慶長九年時の方が多かった。これは時代の経過による農民側の実態の変化と考えることもできるが、両検地がわずか五年間の差しかないことを考えると、政策的な変化をより感じさせる。

以上のことから両検地には政策的な一貫性が認められるが、慶長九年検地において新興小百姓を取り立てていこうとする姿勢が、より強まったと見る事ができる。

注

(1) 本多隆成『近世初期社会の基礎構造』(吉川弘文館、

一九八九年)第二章

(2) 関根省治『近世初期幕領支配の研究』(雄山閣、一九九二年)五一―五二頁

(3) 本多氏は前掲書の中で検地帳の残存状況からこの検地の施行範囲が限定的であったことを示唆されているが、関根氏は前掲書の中で他の関連史料の分析から、より広範囲での検地の施行を主張されている。

(4) 中村氏の検地については、本多氏前掲書の分析が最も体系的なものであり、本稿での中村氏検地の通説的評価は主にこれに拠っている。

(5) 『静岡県史』通史編三(一九九六年)二四―二七頁によれば完全な形で現存する慶長四年検地帳は駿東郡二点(棚橋村)、安倍郡四点(内足久保村の枝郷谷沢村三点・中河内坂本村一点)、志大郡二点(地名村・文蔵之村)、庵原郡清見寺領承源寺村一点にすぎない。検地帳の分析については本多氏による地名村・承源寺村(前掲書)、宮本勉氏の谷沢・中河内坂本村(『静岡市史』一九七九年、近世第二編一章)がある。本多氏については承源寺村の天正十八年と慶長四年の検地の比較において新たな視点を出されているが、慶長四年検地のもつ固有の特徴についての指摘はあまり見られない。宮本氏は小農自立政策の強行を指摘されているが、土

豪的農民の支配の強い僻遠部の事例であり一般性に乏しい。

(6) 関根氏前掲書第一部第二章二

(7) 葛山氏元の弟で武田氏に仕えた御宿監物が、天正八年(一五八〇年)に家督を若丸に譲った書状に御宿の名が見える。(『御殿場市史』第八卷)

(8) 湯山博氏所蔵文書

(9) 関根氏前掲書五五頁

(10) 『小山町史』第一卷(一九九〇年) 八五二―八五四頁

(11) 拙稿「近世初期の村政について―御宿村を事例として―」(『裾野市史研究』八号、一九九六年) 一六―一七頁

(12) 湯山博氏所蔵文書

(13) 湯山博氏所蔵文書

(14) 湯山芳健氏所蔵文書

(15) 湯山芳健氏所蔵文書

(16) 姓の特定については、村内の石造物、「元禄十六年反別名寄控帳」(湯山芳健氏所蔵文書)、「湯山安右衛門日記」(湯山芳健氏所蔵文書)、家系図、墓碑等を参考にした。

(17) 湯山博氏所蔵文書

(18) 湯山芳健氏所蔵文書

(19) 前掲拙稿二〇―二二頁

(20) 湯山博氏所蔵文書

(21) 文政九年写「御宿村宮内左衛門所持書物写留並湯山半右衛門所持書物之類写」(湯山悦氏所蔵)所収

(22) 延宝二年三月「御宿村寺社領之事」(湯山芳健氏所蔵文書)、寛文十年三月「御尋ニ付差上ケ申口上書事」

(湯山芳健氏所蔵文書)

付記

史料収集にあたっては文書所蔵者の方々・裾野市史編纂室にご協力を頂き、フィールドワークにあたっては濱田明氏・勝又茂美氏に特にご助言を頂いた。記してお礼申し上げます。

(しば まさふさ・調査委員・県立中央図書館)

小田原藩の村足輕について

軍役負担を中心に

厚地 淳司

はじめに

一、村足輕の軍役負担

(一) 稲葉時代の役負担

(二) 大久保時代の役負担

二、組織編成

(一) 村足輕のはじまり

(二) 村足輕の組織編成の変遷

(三) 箱根関所警衛体制との関連

むすびにかえて

はじめに

江戸時代、小田原藩領のうち箱根山系の六関所に隣接する相模小田原領、駿河御厨領、伊豆東浦領の村々には、鉄砲を所持し、関所警衛などの軍役を負担する、村足輕ない

しは村筒とよばれる人々が存在した。

従来、豊臣政権の刀狩りなどの兵農分離政策の結果、農民の武装解除がなされたがゆえに、近世の農村には村足輕のような鉄砲所持者は本来的には存在しないものにとらえられてきた。ところが塚本学氏は、江戸時代の村々に大量の鉄砲の存在したことを指摘した上でその背景として、つぎの二点をあげている。第一に、江戸幕府による人民の鉄砲所持統制が、寛文二年令を最初とし、綱吉政権期に全国にひろがったことをもとに、江戸幕府がとりわけ初期において鉄砲所持統制を行わなかったことをあげている。第二に、村において人々が鉄砲を所持したケースとして、在郷足輕や地侍など各村の民兵的な存在の鉄砲所持、鳥獣害を防ぐ農具としての威鉄砲の所持、獵師の鉄砲所持、治安維持のための用心鉄砲の所持をあげ、このうち鉄砲が持つ農民や獵師の生産用具としての側面が、大量の在村鉄砲を必

然化したため、幕府による鉄砲所持統制を通じた兵農分離―領主武士団による武器独占―が進みつつも、徹底されなかったことをあげている。⁽¹⁾ところで、本稿で取り上げる村足軽は、農具としての鉄砲、獵師鉄砲といった性格を持ちつつも本質的には民兵的な存在の鉄砲所持、いいかえれば軍役負担者としての性格を持つ。

さて、村足軽の軍役負担のごとき農村から軍隊への人員や物資の徴発は、佐々木潤之介氏の軍役論において注目されるようになった。佐々木氏の軍役論によれば、近世初期の各藩の軍役は、農民の陣夫役を基礎とし、しかも過重な軍役は、農民からの夫役徴収とこれを負担すべき役家の設定を必要化し、「小農」自立に阻止的に作用したという。⁽²⁾その後、軍役論に対しては様々な批判がなされた。⁽³⁾このうち、高木昭作氏は、近世の軍隊が、騎馬隊、足軽隊、小荷駄により構成されること、したがって農村から徴発された農民の陣夫役からなる小荷駄が軍隊の中で不可欠の要素をなしていたこと、騎馬隊を構成する武士の従者が農村からの徴発や雇用労働力により供給されていたことなど、農村から徴発された労働力の軍隊の中での編成をより具体的に明らかにした。さらに、兵糧米や従者の調達を、軍役負担者任せにせず藩当局すなわち軍役を负担させる側の責任においておこなっている点で戦国期の軍隊と異なることを明らかに

にした。⁽⁴⁾

また、久留島浩氏は、長州戦争への百姓の動員について検討を加え、この時の百姓の動員には、非戦闘員たる陣夫役と戦闘員たる農兵・「兵賦」の二通りの方法が存在したと、このうち陣夫役への動員については村請制が機能していること、また、農兵・「兵賦」への動員には百姓から武士への身分変更をとまなうことから、戦闘員としての動員が本来的に武士身分に対応するもので百姓身分に対応するものでないことを明らかにした。⁽⁵⁾

ところで、これらの諸研究については、本稿との関連で次の問題点を含むものと考えられる。すなわち、高木氏や久留島氏らの研究は、農民が軍隊へ動員されるケースを中間以下の奉公人や陣夫役といった非戦闘員としての動員に限定してとらえており、農民の戦闘員としての動員については十分に触れられていない。高木氏の場合、農民の陣夫役が軍隊において非戦闘員である小荷駄隊として編成されている点を強調している。また、久留島氏は百姓が戦闘員として役を負担する場合には、武士身分に変更されて動員されているとして、戦闘員としての動員Ⅱ武士身分の役という原則的側面ばかりが強調され、農村の人々が戦闘員として動員されるという実態の側面にあまり目が向けられていない。一方で、近世を通じての農村からの軍役への動員、と

りわけ戦闘員としての動員については、塚本氏が、先述のごとく在村鉄砲必然化の要因として各地の在郷足軽や地侍の事例を取り上げた成果が注目されよう。本稿で村足軽を取り上げることの意義として、かかる問題点をあげておきたい。すなわち、本稿において村足軽の軍役負担の状況を明らかにすることにより、近世を通じて農村の人々を戦闘員として動員することの問題について明らかにしたい。

小田原藩領の村足軽については、『御殿場市史』⁽⁶⁾や塚本氏の著書⁽⁷⁾、平野裕久氏⁽⁸⁾、松尾美恵子氏の諸研究により紹介されている。

塚本氏の著書は、村足軽の存在を在村鉄砲の事例の中でも領主に対する役をつとめる在郷足軽の一例として紹介している。また、平野氏の研究は、小田原藩の鉄砲改めの分析に重点を置いており、鉄砲改めが一七世紀後半から始まったものの、一八世紀には形骸化し、天保期に入り再び厳密になったことを明らかにした。とりわけ、鉄砲改めがなされながらも徹底しなかった要因として、村足軽の軍役負担のための鉄砲所持をあげている。また、松尾氏は、村足軽の役負担の実態とその身分的確立について論じている。本稿は、特に平野、松尾両氏の研究と関連する部分も多いが、個々の問題については該当する箇所で触れることとする。

一、村足軽の軍役負担

本章では、村足軽の役負担が小田原藩の軍役体系に関連するものであることを改めて確認する。

さて、村足軽の負担した役の内容については、平野氏、松尾氏がすでに明らかにしている。平野氏は寛延四年の「上、御免状之写」⁽⁹⁾から村足軽制度を概括し、村足軽の「組の編成は相州では二一人の組が八組、豆州・駿州で二五人の組が、それぞれ一組・五組で」あり、「彼らは箱根山系の関所群（箱根関所を中心に六関）の周辺の村々に居住し、鉄砲を所持する農民で、持高一〇石分まで諸役免除され」たことなどを明らかにした。この中で村足軽の役負担については、「もし『相替義』が出来した場合、最寄の関所に詰める手筈になっていた」と箱根関所群の警衛をその内容としていたことを指摘し、村足軽と小田原藩の軍役体系との関連を重視している⁽¹⁰⁾。一方、松尾氏は、延宝八年の「仁杉村村鑑」⁽¹¹⁾から、①朝鮮通信使通行時の小田原城警備、②御用木の川流し、③藩主の御殿場滞在時の御屋敷警備、④狩りの御供、⑤鹿皮・雉などの献上、⑥年貢金・柿渋・つけ蕨・ゆずり葉等の運搬時の警固役を、また稲葉氏「永代日記」から、⑦江戸城西ノ丸御普請などの公儀普請役への動員、⑧朝鮮通信使通行時の箱根警衛、⑨富士の導者数の調

査を村足軽の役負担の内容としてあげ、小田原藩が負った公儀の役との関係や領主稲葉氏に対する勤めとしての性格を指摘している。⁽¹⁵⁾

平野氏、松尾氏の明らかにした村足軽の役負担の内容、そして軍役体系との関連については、結論的には異論をとねえるものではないが、平野氏は、取り上げた史料が「上、御免状之写」にとどまっているため、村足軽の役負担において箱根関所群の警衛が重要な位置を占めていることを的確に示しながらも、稲葉時代の役負担の内容については、江戸城普請があげられている程度であり、詳細な検討がなされていない。また、松尾氏は、取り上げた史料が稲葉時代に限られているため、大久保時代の具体的な動員状況が明らかにされていない。なお、今回、平野氏、松尾氏の取り上げた以外にも村足軽の動員状況を具体的に示す史料を確認しえた。そこで、本稿では平野、松尾両氏の提示した史料に加え、今回確認しえた史料を合わせて検討しながら、村足軽の役負担の内容の近世を通じての全体像を明らかにしてみたい。なお、幕末期の下田警衛、京都警衛については、葦山代官領や沼津藩領の農兵との関連や近世の身分制度全体に関わる問題を含むため、本稿では考察の対象からは外し、改めて別途考察することとしたい。

〈表1 村足軽の役負担〉

負担すべき役の内容	出典
公儀普請役（江戸城西の九御普請）	「永代日記」慶安元年一月六日条
朝鮮通信使通行時の箱根警衛。	「永代日記」明暦元年一月二六日 「元禄三年鉄砲改め帳」(『小山町史』第二巻)
琉球使節通行時の箱根警衛。	寛政二年「箱根御関所琉球人御馳走小田原二而御先手頭火消廻り之部」(『箱根御関所日記書抜(下)』)
有事の際の箱根などの関所への動員。	寛延四年「上、御免状之写」(『南足柄市史』第二巻、「東海道箱根宿関所史料集」、『神奈川県史』資料編第九巻) 寛政六年一月一日「御関所異変有之候筋、御人出候心得之事」(『箱根御関所日記書抜(下)』)
要害山越え（いわゆる関所破り）の捜索・逮捕。	天保一年「仙石原御関所山越一件」(『神奈川県史』資料編第九巻)
朝鮮通信使通行時の小田原城警備	「延宝八年仁杉村村鑑」(『御殿場市史』第二巻) 「元禄三年鉄砲改め帳」(『小山町史』第二巻)
藩主御殿場滞在時の御屋敷警備	「延宝八年仁杉村村鑑」(『御殿場市史』第二巻)
狩りの御供、勢子役	「延宝八年仁杉村村鑑」(『御殿場市史』第二巻) 「永代日記」(『小田原市史』史料編近世I)、承応二年七月二二日条
御用木の川流し	「延宝八年仁杉村村鑑」(『御殿場市史』第二巻)
鹿皮・雉子などの献上	「延宝八年仁杉村村鑑」(『御殿場市史』第二巻)
御年貢御金・柿渋・つけ藁・ゆずり葉などの上納物の運搬時の警固役	「延宝八年仁杉村村鑑」(『御殿場市史』第二巻)
富士導者数の調査	「永代日記」明暦二年七月一日条

注) 松尾美恵子氏「村足軽の諸役免除をめぐる」(『小山町の歴史』四号、一九九〇)、平野裕久「小田原藩における鉄砲改めについて—御殿場地方の事例を中心に—」(『地方史研究』二一〇号、一九八七)を参考にした。

(一) 稲葉時代の役負担

まず、はじめに稲葉時代の役負担の内容から見ていこう。

〔表1〕のうち、延宝八年「仁杉村村鑑」に見られる村足軽の役負担を列挙してみる。

〔史料1〕延宝八年「仁杉村村鑑」

一村足軽之者四人御座候、是ハ朝鮮人御上下之時分ハ小田原ニ而御城中方々御番仕、或ハ御用木流ニも出申候、又ハ殿様御厨江被為成候時分ハ、御殿場御屋敷方々御番仕、御狩被遊候へバ、狩山へ召出申候、又鹿皮・雉子など御用次第相取差上ゲ申候、御年貢御金・柿洪・つけ蕨・ゆずり葉其外納物小田原へ才領ニ被仰付次第番々罷越申候、「当時相勤メ不申候」

〔史料1〕に記されている村足軽の役負担の内容を列挙すると、朝鮮通信使通行時の小田原城警備、御用木の川流し、藩主御殿場滞在時の御屋敷警備、狩りの御供、鹿皮・雉などの献上、御年貢御金・柿洪・つけ蕨・ゆずり葉などの上納物の運搬時の警固役があげられる。

また、御厨領内には大久保氏入封直後の鉄砲改め帳が残存するが、この鉄砲改め帳の村足軽ないし郷足軽の項目に

も、やはり村足軽の役負担の内容が記されている。これによれば、

〔史料2〕元禄三年「駿州駿河郡御厨領鉄砲御改帳」

一鉄砲一挺 玉目三匁五分持主郷足軽

持高拾三石六斗式升九合六勺 市郎左衛門[㊦]

一鉄砲一挺 玉目三匁五分持主郷足軽

持高九石式斗七升三合三勺 次郎左衛門[㊦]

右之者共ハ平生ハ百姓仕、小田原ニ而御足軽数人御用之時分、小田原江罷出御足軽役相勤、又ハ御関所ニ而急ニ御足軽大勢入申時分ハ、御関所近村之郷足軽共欠付相勤申候、依之前々ら鉄砲御免ニ而所持、常々為渡世獵仕候

とあり、平時には百姓であり、小田原城下や箱根等の関所において足軽の人数が必要な場合に足軽として役負担するという。ところで、鉄砲改め帳において鉄砲所持の根拠を示している中で小田原城や箱根関所の警衛をあげているということは、いくつかある村足軽の役負担の中でも、この両者が本質的に最も重要な負担であったことを物語っている。

いわゆる『稲葉日記』¹⁶の中にも村足軽の役負担状況が散見される。

まず、江戸城西ノ丸普請の記事を見ておこう。

〔史料3〕「永代日記」(慶安元年十一月六日)⁽¹⁷⁾

一西ノ丸御作事二付、中仕切之御石垣被 仰付、依之午ノ下刻加賀守様・対馬守様・豊後守様・伊豆守様・讃岐守様・河内守様・沓岐守様・民部様へ被成御座、夫より曾我又左衛門様・稲葉大助様へ御立寄、申ノ下刻御帰館、

一小田原より御普請奉行田辺権大夫・杉原頼母介為初追々被召出、御足軽・御長柄之者・御中間・御家中役人・村足軽・村々より出人段々参着、関東よりも来ル、

「永代日記」の慶安元年十一月六日条にある江戸城西ノ丸普請の記事では、稲葉正則が西ノ丸仕切の石垣普請を命じられたこと、普請奉行に田辺権大夫・杉原頼母介が任命され小田原より出府したこと、同じく小田原からは足軽・長柄之者・中間・家中役人・村足軽・村々からの夫役により人足が動員され、真岡・柿岡領の村々からも夫役により人足が動員されていることが記されている。なお、『徳川実紀』⁽¹⁸⁾は、この普請について、慶安元年十一月六日条に「稲葉美濃守正則西城中仕切の石垣修築を命ぜらる、願によりてなり」と記している。村足軽は、夫役により徴発された

農民とともに村方より動員されているが、普請場においていかなる役割を分担したのかは判然としない。ただし、御足軽以下の記載状況から判断するならば、この普請における労働力の中核は「御足軽・御長柄之者・御中間・御家中役人」であり、「村足軽」をはじめとして小田原領の「村々より出人」や真岡・柿岡領といった「関東より」の人足、すなわち領内の村々より徴発された労働力は、補助的な増員であつたと考えられる。藤木久志氏によれば、近世初頭より、各大名は、百姓を村々へ定着させ耕作に専念させる事情から人返し令を出しているほどであり、領国から遠隔地における築城をはじめとする普請への領内村々からの動員には消極的であつたため、普請に必要な労働力を現地での日用の雇用にたよる場合が多かつたという⁽¹⁹⁾。このような状況を前提に考えると、小田原藩が村足軽も含めて領内の村々からの動員には消極的であり、領内村々から徴発された人足が労働力の中心的役割を担つたとは考え難い。したがって、江戸城西ノ丸普請における村足軽の重要度は、それほど大きくないと考えられる。

なお、下重清氏は、家中役人について、「この場合の役人とは家中軍役を負担しなければならぬ家臣のことを指しており、知行高一〇〇石以上の家臣がこれにあたる」としているが、この史料上において「御家中役人」は、「御中間」

や「村足軽」にならんで記載されていることから判断すると、家中軍役を果たすべき知行高一〇〇石以上の家臣というより、むしろ彼らの責任において調達された雇用労働力、しかも記載の順序からみて、武士の従者である中間と同格ないしはより下位に位置する存在であったと推察される。

また、「永代日記」には、村足軽が、藩主稲葉氏の鹿狩りに動員されたことを示す承応二年七月二二日付の記事がある。

〈史料4〉「永代日記」(承応二年七月二二日)

一 根府川江御鹿狩二被成御座候付、勢子頭ともへ扇子ニ書付相渡之覚

(中略)

一 村足軽鉄炮一山二放宛、都合一日二三放打せ可申事
一 屯人くち印見知置候間、無油断不紛様ニ可仕候、山之儀付申度者兩人之内を以可申事

(中略)

一 山仕舞候ハ、一組くもの一人も不散様ニまとひ召連可申候、若隠シ候歟又ハ不作法ニ候ハ、足軽・家中之役人・村足軽ニ不依急度下知可仕事候

(中略)

一 御家中役人三百人、土肥筋二而百姓式百八拾五人

一 御足軽百四拾八人、村足軽八拾人

(中略)

右被仰出之趣、今日於評定所夫々ニ申渡候、以上、

六月十日

まず、「村足軽鉄炮一山二放宛、都合一日二三放打せ可申事」という文言より、鹿狩りにおいて村足軽が合図の鉄砲をうつ役割を担っていたことがわかる。また「山仕舞候ハ、一組くもの一人も不散様ニまとひ召連可申候、若隠シ候歟又ハ不作法ニ候ハ、足軽・家中之役人・村足軽ニ不依急度下知可仕事候」とあり、村足軽は、足軽や家中役人とともに組単位に編成され、纏の目印のもと一団となつて行動していたことが、読み取れる。さらに、動員された勢力の人数を記した部分において、「御家中役人三百人、土肥筋二而百姓式百八拾五人」、「御足軽百四拾八人、村足軽八拾人」とあり、村足軽が、単なる夫として動員された家中役人や百姓とは別個に、正規の足軽と一括して記載されており、足軽と同格に位置付けられていることがわかる。ここから、村足軽が鹿狩りにおいて、鉄砲を所持し操作する点で正規の足軽と同様の役割を果たし、それゆえに足軽並みの扱いを受けていたと考えられる。すなわち、この史料からは、少なくとも藩主の狩りの場面においては、

村足輕は単なる陣夫以上の役割を期待されていたことが推察されるのである。

その他、『稲葉日記』において村足輕の動員を示す記事には、次のようなものがある。まず、「永代日記」明暦元年一〇月二六日の記事では、「一御厨村足輕朝日二箱根江遣候様ニ申渡候、小田原村足輕晦日ニ当着候様ニと申渡候事。」とあり、朝鮮通信使通行時の箱根警衛が、さらに「永代日記」明暦二年七月一〇日の記事では、「一富士道者数当年は三千三百三拾七人在之由、須走村足輕之小頭附置、書付させ候事。」とあり、富士道者数の調査が、それぞれ命じられている。

各史料より稲葉氏藩主時代の村足輕動員を示すものを拾いあげてみると、以上のごとくである。これらの内容ごととにまとめると、〈表1〉のごとく、①江戸城西ノ丸普請などの公儀普請役への動員、②朝鮮通信使通行時などの足輕増強が必要な場合の小田原城や箱根関所の警衛、③藩主稲葉氏の狩りへの動員、④藩主御殿場滞在時の御屋敷警備、⑤御年貢御金・柿渋・つけ蕨・ゆずり葉などの上納物の運搬時の警固役、⑥鹿皮・雉などの献上、⑦御用木の川流し、に分類される。

さて、次にこれら村足輕の役負担と稲葉氏の軍役との関連を確認するために、稲葉氏が幕府よりいかなる軍役を課

されたのかについて明らかにしておきたい。平野氏は、小田原藩が在村鉄砲を容認していた要因として、在地の鉄砲所持者を村足輕として軍役を課していたことを重視していた。しかしながら、村足輕の課されていた軍役が小田原藩の軍役全体の中でいかなる位置を占めていたのかに関しては、十分に明らかにされていない。ここで、稲葉氏時代に小田原藩の負担した軍役の全体像を明らかにした上で、その中に占める村足輕の役負担の位置付けを試みたい。さて、稲葉氏時代の小田原藩の軍役負担については、下重氏が『稲葉日記』の記事をもとに概括している²³。そこで下重氏のもとをもちに作成した〈表2〉により、稲葉氏が小田原藩主時代（寛永九年一月～貞享二年一二月）に負担した軍役を概観しておこう。

稲葉氏の公儀に対する負担の軍役には、大きく分類して、①非常時の軍役、②常備軍としての軍役、③御手伝い普請、④参勤、があるが、この分類に応じて具体的な内容を整理すると次のごとくとなる。

まず、非常時の軍役としては、戦場への軍陣参加、将軍の上洛や日光社参への供奉、上使としての出兵や将軍の代参をあげうる。このうち、戦場への軍陣参加、将軍の上洛への供奉は、小田原藩主時代には行われていない。日光社参への供奉は正則四回、正通一回の合計五回であった。寺

〈表2 稲葉氏の軍役負担（小田原藩主時代、寛永9年11月～貞享2年12月）〉

<p>非常時の軍役</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦場への軍陣参加（小田原藩時代にはなし） ・将軍の上洛や日光社参への供奉（将軍の上洛への供奉はなし、日光社参への供奉は計5回） ・上使としての出兵や将軍の代参（将軍家網の日光社参代参5回、寛永寺・増上寺・紅葉山東照宮への代参、幕府を代表する上使）
<p>常備軍としての軍役</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江戸城などの警衛や将軍など要人の警固番（内桜田御門番、大手御門番、二ノ丸御宮火の番、紅葉山東照宮火の番） ・箱根関所など要害の番
<p>御手伝い普請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江戸城諸普請の助役（慶安元年の西ノ丸普請など） ・石切御用（根府川・真鶴産の普請用石材の献上） ・公費扱いの諸普請・作事の担当（稲葉氏関係の寺社、小田原藩領内の古い寺社、小田原城、箱根などの関所、御厨の御殿、橋）
<p>参 勤</p>

注) 下重清氏「稲葉氏小田原藩における財政圧迫要因—軍役負担を中心に—」（『おだわら—歴史と文化—』六号、一九九三）を参考にした。

社への將軍家網に代わつての代参は、日光社参代参五回をはじめ、寛永寺・増上寺・紅葉山東照宮への代参が随時行われていた。幕府を代表する上使は、正則が老中の任にあつたこともあり相当回数行われている。

次に、常備軍としての軍役としては、江戸城などの警衛や将軍など要人の警固番、箱根関所など要害の番があげられる。このうち、江戸城や将軍の警備には、内桜田御門番、大手御門番、二ノ丸御宮火の番、紅葉山東照宮火の番、将軍の寛永寺参詣の辻固めなどがあつた。

また、御手伝普請としては、江戸城諸普請の助役、石切御用、公費扱いの諸普請・作事の担当があげられる。このうち、江戸城諸普請の助役には慶安元年の西ノ丸普請などがあり、石切御用には根府川・真鶴産の普請用石材の献上、公費扱いの諸普請・作事の担当には稲葉氏関係の寺社、小田原藩領内の古寺社、小田原城、箱根などの関所、御厨の御殿、橋の普請があつた。

なお、稲葉氏の軍役には、この他に参勤があるが、これについては補足すべき内容は特にない。

稲葉氏の公儀に対する軍役の内容は以上のごとくである。以下、これらの軍役の内容と先にまとめた村足軽の役負担の内容が、いかに関連するのかを確認しておきたい。稲葉氏の公儀に対する軍役負担のうち村足軽が現実に負担して

いることが明らかなのは、箱根関所などの要害の警備と江戸城西ノ丸普請である。このうち箱根関所などの警備は、稲葉氏の軍役のうち常備軍としての軍役の一つであり、江戸城西ノ丸普請は、御手伝い普請の一つである。一方で、この二つ以外に村足軽の役負担で、稲葉氏が公儀に対して負担した軍役への動員はみられない。村足軽の動員が見られなかった事情としては、非常時の軍役のうちの日光社参への供奉や将軍家綱の代参、常備軍としての軍役のうちの江戸城警備、そして参勤は、小田原領や御厨領から遠隔地への動員であるために、村足軽の役儀にはならなかったと考えられる。軍役を担いながらも、〈史料2〉に見られるごとく、「平生八百姓仕」る農村に緊縛された存在であったため、遠隔地への動員は難しかったのである。だからこそ、江戸城西ノ丸普請も領内百姓とともに補助増員の労働力としての動員と判断されるのである。なお、江戸城以外の普請については、承応二年の川除人足の規定に在方からの動員が半分、家中役人・足軽からの動員が半分とある程度であり、労働力がいかに調達されたのかを史料から確認することは、ほとんどできない。

一方、村足軽が負担した役のうち、稲葉氏が公儀に対して負担した軍役にあてはまらないものについても確認しておく。このうち、藩主稲葉氏の狩りへの動員、小田原城の

警衛、藩主御殿場滞在時の御屋敷警備、御年貢御金・柿洪・つけ蔵・ゆずり葉などの上納物の運搬時の警固役は、稲葉氏の公儀に対する負担ではないが、藩主稲葉氏が家中へ負担を義務付けた軍役に相当するものである。さらに、鹿皮・雉などの献上や御用木の川流しは、軍役に関連する負担ではなく、彼らが山野を生業の場としていたことに基づく負担であると考えられる。

以上、稲葉時代の村足軽の役負担を小田原藩主稲葉氏の軍役に関連させて見てきたが、〈史料2〉「元禄三年鉄砲改帳」や稲葉氏の軍役との直接的な関わりから判断すると、村足軽の役負担の中でも鉄砲所持者としての存在と根幹において最も決定的に関わってくるのは箱根などの諸関所の警衛であったことは明白であろう。以下、諸関所警衛に焦点をあてて大久保時代の村足軽の役負担の状況について見ていくこととする。

(二) 大久保時代の役負担

次に大久保時代の村足軽の動員状況について概観する。大久保時代の動員状況については、先述のごとく平野氏が寛延四年「上、御免状之写」より、「もし『相替義』が出た場合、最寄の関所に詰める手筈になっていた」ことを

指摘している。⁽²⁶⁾

さて、「上、御免状之写」⁽²⁷⁾の根府川関所における増番につ

いて触れた部分には、番頭以下の動員体制をあげた上で、

「其外村々枝郷ニ至迄御足輕有之、左様之節者御下知次第御
関所江相結候筈に申付置候事」という箇所があり、根府川
関所において増番を必要とする場合の村足輕の動員が知ら
れる。また、各関所の警衛体制について触れた部分の最後

において、「口々ニ郷足輕有之候、左様之節者御下知次第関
口江相結（詰）候様ニ心得申付置候事」とあり、やはり関
所の非常時において村足輕の動員されていたことがわかる。

関所警衛に関する規定については、その後、後で〈史料
13〉として取り上げる寛政六年一月一日「御関所異変
有之候節、御人出候心得之事」という小田原藩の目付から
の通達において、「御関所ニ而相替儀有之、差越候節ハ、最
寄村方郷足輕呼寄、御用向可被申付候」とあり、寛延四年

段階では詳細に定められていなかった非常時における箱根
関所への動員が寛政六年段階になると詳細に規定されてい
る。なお、この史料では「六ヶ所関所江」、「残り五ヶ所於
箱根入用無之段畧之」という文言があるので、箱根以外の

諸関所にも非常時には村足輕が動員されたことはいうまで
もない。ところで、この史料に注目し、箱根関所警備と村
足輕との関係について論じたのは渡辺和敏氏⁽²⁸⁾であった。氏

は、箱根関所の軍力を論じる中でこの史料から、有事の
際には、付近の村々から村足輕を徴集したので、直ちに関
所の軍力が増大すると述べている。この通達に示されて
いる箱根関所の有事における軍力がどれほど強固なもの
であったのかを判断することはできないが、少なくとも村
足輕が箱根関所警備の上で不可欠な存在であったことは否
定できない。

ところで、以上に掲げた事例は村足輕がいかなるケース
において動員されるべきかを定めた規定であったが、以下、
現実に村足輕の動員された事例をいくつか取り上げてみた
い。

まず、寛政二年の琉球使節の江戸参府および帰国時にお
ける、村足輕の箱根関所増番への動員状況をみておこう。

〈史料5—A〉寛政二年「箱根御関所琉球人御馳走小田原
二而御先手頭火消廻り之部」⁽³⁰⁾

十一月六日

一、以手紙申達候、然は、近日琉球人参府二付、先例之
通御足輕増番四人差越候様御申付可被成候、此段申達
度如斯二御座候、以上、

十一月六日

五人

長野弥十郎殿

八日

一、手紙致披見候、然ハ琉球人參府二付、先例之通御足輕四人増番差登候様被申越令承知候、則其筋江申付候処、此節御先手御人支二付、先例も有之等二付、村筒之者四人、十二日より其許參着之積申付置候間、右様可被相心得候、此段返報申遣度如斯二候、以上、

十一月八日

長野弥十郎

五人殿

一、以手紙申達候、然は、琉球人參府二付、茲許御足輕増番四人先達而申達候処、其許二而も此節御人支二付例も有之候義二付、郷足輕之者四人、今十二日夕方迄差越候様御申付被成候旨先達而、被仰越致承知候、然る処、今晚四ツ時迄見合候得共、參不申候二付、早々參着致候様御申付被成候、此段村繼ヲ以申達度如斯御座候、以上、

十一月十二日夜

五人

長野弥十郎殿

一、今朝郷足輕之者四人御厨より罷越候、
一、前夜申達候御足輕四人今昼頃罷越候得共、今朝郷足輕之者罷越候二付、直様御用人中江手紙差添差戻申候

事、

(中略)

一、同夕村筒之者罷帰候、

この史料は、琉球使節の江戸参府時の村足輕動員に関するものであるが、史料の内容をまとめると、次のごとくである。①十一月六日の時点で「五人」すなわち箱根関所の番士は、小田原藩用人長野弥十郎に、琉球使節参府にともなう増番の足輕四人を十一月二日に関所へ派遣すること(13)を要請した。②十一月八日に長野弥十郎は、箱根関所の番士に対し、増番の足輕四人の派遣に支障が生じたため、先例もあることから村筒(村足輕)四人を代わりに派遣することを通達した。③ところが、予定の十一月二日の夜になつても、村足輕四人が到着しないため、箱根関所の番士は、長野弥十郎に、改めて村足輕四人を要請した。④一月一三日朝に村足輕四人が到着した。昼ごろになり、足輕が関所に到着したが、村足輕がすでに到着しているので、すぐに帰した。村足輕は夕刻に帰つた。

〔史料5―B〕寛政二年「箱根御関所琉球人御馳走小田原二而御先手頭火消廻り之部」(22)

一、以手紙申達候、然は、琉球人帰国二付、先例之通御

足輕四人増番被差越候様御申付被成候、此段申達度如
斯二御座候、以上、

十二月十一日

五人

杉崎隼太殿

右杉崎殿御用人二有之候、

十二日

一、以手紙申達候、然は、琉球人帰国二付、御足輕増番
四人差登候様被申越令承知候、其筋江申付候処、御人
支候趣申出候、右二付、最寄村筒之者増番相勤候様申
付候、尤琉球人来る十五日当町泊り之儀二付、同日夕
村筒之者其御関所江罷越候之趣申付置候、此段心得申
遣度如斯候、以上、

十二月十二日

長野弥十郎

五人殿

十二日^(五)

(中略)

一、為増番村筒之者四人罷越候、
(中略)

一、琉球人通行相済候二付、同夕村筒之者四人差戻申候、

この史料は、琉球使節の帰国時の村足輕動員に関するものであるが、史料の内容をまとめると、次のごとくである。①二月一日、箱根関所の番士は、杉崎隼太に、琉球使節帰国にもなう増番の足輕四人を関所へ派遣することを要請した。②二月二日に長野弥十郎は、箱根関所の番士に対し、増番の足輕四人の派遣に支障が生じたため、村筒(村足輕)四人を琉球使節が小田原に宿泊する一五日夕刻に派遣することを通達した。③一五日に村筒が到着し、同日夕刻に琉球使節が通過したため、帰着した。

以上、琉球使節の江戸参府や帰国時における村足輕の動員の事例より、次のことが明らかになる。①琉球使節の通行時における箱根関所の増番足輕は、四人であること。②「御先手御人支二付」との文言より、本来、琉球使節通行時に増番を勤めるべきは、先手組足輕であったことがわかる。③琉球使節通行時において、村足輕が関所警衛の増番の代役を勤めていることは、村足輕が本来この増番を勤めるべき足輕と同等の役割を担うべき存在であったことを示している。④村足輕による増番の代行に先例のあることから、村足輕の関所増番が、全くの例外的措置ではなく、半ば慣例化したものであることがわかる。朝鮮使節通行時も同様の警備体制がとられたと仮定するならば、前節において取り上げた〈史料2〉「鉄砲改め帳」や「永代日記」に記され

ている朝鮮通信使の通行時における箱根関所警衛への村足軽の動員も、現実にはこのような足軽の軍役負担の代行と
いうかたちでなされたものと考えられる。

村足軽の動員された事例としてもう一つ、要害山越すな
わち関所破りの逮捕・護送について見ておくこととしたい。

〔史料6〕天保十一年「仙石原御関所山越一件」⁽³⁾

(前略)

右六人之者共五月十五日御要害山越候二付、同日御関所
様ら早速取方二御出被成候由ヲ、早々村役人江御沙汰御
座候而、御取方御役人中様方定御番人石村五郎左衛門様、
御先手原沢金治郎様、富永啓次郎様、外二当村ら村筒壱
人御召徒メ四人御出被成、其跡御関所様江追々村筒相勤
申候処、同月十八日沼津宿川くるわ松原二而被召捕、其
夜沼津泊り十九日御厨佐野村江泊り二而、夫ら廿日神山
村継二而御殿場村昼認メ二而御先触参り候得共、小田原
ら御先手組御間二合兼候故、当村江被仰付筒不残罷出、
御殿場村江参り御取方御役人御同道為堅メ仕参り候、囚
人山籠二而六挺、此人足拾八人、外二雜物持人足共御厨
人足二而当村江持越、廿日七ツ時頃当村二而請取、囚人
宿長安寺江御座候、同日於 御関所囚人壹人宛御呼出し
御吟味御座候、同日小田原ら手がね御持参二而、御同身

方御三人御出被成、并右之御取方衆御式人、外二村筒九
人、其外当村中不残宮城野村不残参り、兩村役人立合昼
夜番仕居候処、同廿一日小田原ら御物頭篠窪虎之丞様御
馬御召御出被遊候、御先手組小頭様共拾人御召徒御仲間
拾壹人、メ廿式人暮六ツ時頃 御関所江御入、御関所江
御泊り御馬共翌廿二日四ツ時右囚人御請取被遊、御引払
二相成申候、

(後略)

史料の内容の要点をまとめると、次のごとくとなる。①
五月一日、「右六人之者共」(さいもん読み 活柳ら)が、
「御要害山越」、すなわち関所破りを行い、仙石原関所を避
けて山中にわけ入って箱根を通過した。②そこで定番人石
村五郎左衛門、先手組足軽原沢金治郎、富永啓次郎、そし
て村筒一人が取方のために出動した。③その後、関所へ村
足軽が終結した。④五月一八日、沼津宿において関所破り
を逮捕した。⑤五月二〇日、佐野村から御殿場村まで関所
破りの囚人が送られたが、小田原からの先手組の御殿場村
到着が間に合わないため、仙石原村より村筒が残らず動員
され御殿場村から仙石原村まで取方役人に同道した。⑥同
日、仙石原村にて関所破りの囚人を受け取った上で、長安
寺に留置し、小田原から到着した同心三人、取方二人、村

筒九人、仙石原・宮城野村中で番をした。⑦二二日、小田原より物頭篠窪虎之丞が先手組足軽一〇人（小頭を含む）、中間一人を引き連れて仙石原関所へ到着した。⑧二二日、篠窪らは、関所破りの囚人を受け取り、引き払った。

この事件における村足軽の役割を改めて確認してみると、村足軽は、取方役人に同道しての関所破りの搜索・逮捕、事件中の関所警衛、逮捕後の囚人の護送、勾留中の囚人の見張り番に動員されていることがわかる。このように、この史料においても、関所役人とともに、関所破りの搜索・逮捕・護送・勾留と広い意味での関所警衛を勤める村足軽の姿が見て取れる。

以上、大久保時代の村足軽の動員状況を具体的にみてきた結果、村足軽の役負担について次の点が言える。まず、村足軽の役負担の主たる内容は、「御関所二而相替儀有之」、琉球使節通行時、関所破りの発生時とるように、関所において非常事態が発生した場合の関所警衛への動員である。関所警衛そのものは、小田原藩が公儀に対して負担した軍役であるので、まさに村足軽は、小田原藩の軍役体系に取り込まれた存在であることがいえる。また、琉球使節通行時の増番や関所破りの囚人護送は、いずれも先手組足軽の代わりの動員であり、関所破りの搜索・逮捕、勾留は、いずれも先手組足軽に同行している。このことから、有事に

においては関所警衛に先手組足軽が動員され、村足軽もこの先手組足軽と全く同様の役割を果たすべく動員されていることがわかる。すなわち、関所警衛における具体的な役割は、先手組足軽の勤めるべきものを内容としているのである。したがって、村足軽が、量的な差こそあれ内容的には足軽と全く同等の役割を果たしており、軍役負担者といっても、一般の百姓の陣夫役や中間以下の奉公人といった非戦闘員としてではなく、戦闘員として動員されていることが明らかとなる。

二、組織編成

前章では、村足軽の動員状況に注目し、村足軽の役負担と箱根をはじめとする諸関所警衛との関連を明らかにしたが、本章では、村足軽の動員されるシステムの側面、具体的には組編成について確認しておきたい。村足軽の組編成については、平野氏は、前章でも取り上げた「上、御免状之写」の内容から組数をあげた程度であり、松尾氏も各組の小頭に注目して小頭を勤める家が固定化されていくことを述べたとどまっている。本章では、両氏の研究においては十分に明らかにしていない村足軽の組編成の推移について、まず概観しておきたい。さらに村足軽の制度的

側面の概観に基づいて、村足軽が諸関所の警衛体制中で占めていた位置を明らかにしたい。

(一) 村足軽のはじまり

村足軽の初見史料として、次に掲げる〈史料7〉を見てみよう。

〈史料7〉寛永一四年極月廿二日、鉄砲打・村足軽の諸役免除につき申し渡し⁽³⁶⁾

鉄砲打村足軽諸役御免二候間、村々江被仰付役候赦免可被申候、面付は庄屋一存候間、不及書付候、已上、

寛永十四年

極月廿二日

稲葉七郎兵衛 (花押)

田辺権太夫 (花押)

畑 覚太夫 (花押)

熊野彦左衛門 (花押)

□葉五左衛門 (花押)

〈史料7〉において村足軽の諸役免除が定められている

ということは、少なくとも寛永一四年段階において、村足軽が軍役負担者として小田原藩により指定され、編成されていたことを示す。さらに、ここに村足軽とともに諸役免除の対象として併記されている「鉄砲打」なる存在は、寛永期に作成されたといわれる次の〈史料8〉においても見られる。

〈史料8〉「小田原領西筋村々高ノ帳」⁽³⁷⁾

(前略)

一 高千式百拾石八斗八升式合

内 五拾九石 鉄砲打四人

四十四間 本百性、鉄砲打共

十六間 半役

家数百八拾壹間内六間 名主・組頭

壹間 かち

百十四間 わき者

(後略)

この史料からは、稲葉氏が寛永期から鉄砲所持者を掌握し、「鉄砲打」として何らかの特定の役負担者に指定していたことが明らかとなる。いかなる役を負担していたのか、軍役体系との関連という観点からは、鉄砲打と村足軽との

関連性を確認することは難しいが、鉄砲所持者の掌握という観点からみるならば、鉄砲打と村足軽との関連性を見出しうる。また、この史料には「鉄砲打」呼称は存在するが、「村足軽」呼称は存在しない。また、「鉄砲打」なる呼称は後年使用されていない。これらのことから、この史料、そして鉄砲打については寛永一四年段階以前にさかのぼりうること、鉄砲打↓村足軽という段階性を指摘しうる。したがって、小田原藩が寛永一四年以前から鉄砲所持者を鉄砲打という役負担者として編成しており、これが村足軽の起源となったことは十分に推測しうる。ただし、軍役負担も含めて村足軽制度の開始を考えた場合には、寛永一四年段階がその始まりとなる³⁸⁾。

村足軽の初見史料(史料7)の出された寛永一四年段階が村足軽制度開始の上で重要な画期であったことはいまでもない。ところで、寛永一四年に村足軽制度が開始されたことには、いかなる意味があるのかという問題について考えてみたい。松尾氏は、鳥原の乱と関所警衛との関連や小田原藩による江戸城普請役との関連をあげているが、やはり前章において明らかにしたごとく村足軽の軍役負担が箱根関所警衛をきわめて重要な内容としていたことが大きく関連してくる。そもそも村足軽制度を開始した小田原藩主稲葉氏が箱根関所警衛を最初に命じられたのは、小田原

入封時であった。そして、寛永一四年段階において(史料7)に示される村足軽の諸役免除がなされ、村足軽制度開始の重要な画期をむかえる。このように、寛永一四年段階に警備体制の整備を改めてせまられた直接的な背景としては、幕府の交通政策があげられる。寛永一〇年代は、家光上洛に始まり、参勤交代の制度化、鳥原の乱など街道の通行量が増大した。この結果、東海道各宿の常備馬数の百正への増加、助馬の指定、各宿への助成金の本格化など街道の制度的整備が進んだ。このような中で箱根関所も寛永一三年には参勤交代の大名の通行規定が定められるなど制度面での整備が進んでいる。箱根関所の警備・運営という小田原藩にとって重要な軍役も、改めてこの時期に整備が求められたものと考えられる。その結果、当然ながら関所警備の人員確保の必要性が増大し、これに応じるかたちで村足軽制度が始められたものと考えられる。

さらに、村足軽の創出された小田原藩側の意図について、ここで触れておきたい。

幕府や諸藩が、人返しなどを通じて農村労働力の確保のため百姓の農村還住をはかりつつ、奉公人や陣夫役の徴発を通じて軍役や普請役に必要な労働力を確保する、すなわち農村と軍団・普請場との間の労働力の供給・還流の循環構造の創出を意図していたことは、周知のところである³⁹⁾。

本稿で取り上げた村足軽もかかる意図のもと創出された制度である。

まず、村足軽が領内から徴発された背景には、次のような事情が考えられる。小田原藩の必要とした関所警衛を勤めるべき人員は、足軽隊という鉄砲の操作や訓練、しかもまとまった人数を要する存在であった。このため、同じ軍役の徴発とはいっても非戦闘員である中間以下の奉公人や陣夫の徴発のように一時的な雇用や銭納・米納による代替が不可能であった。したがって、その徴発方法や対象がかなり限定された。一方で小田原領・東浦領・御厨領が山地を控えた土地柄であり鳥獣害対策や狩猟といった生産活動のための鉄砲所持者が多い地域であった。このような事情から村足軽が領内の鉄砲所持者から徴発されたものと考えられる。ところで、村足軽は、本来ならば城下へ集められ物頭のもと先手組足軽に編成されるべき存在であったが、実際には在村したまま軍役を勤めることとなった。その背景には、関所警衛が軍役とはいえ遠隔地への出陣を伴うものではないために在村したままの勤めに支障が生じなかったこと、あるいは有事の際の迅速な対応という現実の戦略上の目的もあるが、そこには、やはり農村労働力の確保という小田原藩の意図が読み取れる。小田原藩領の地域性からすれば、鉄砲を所持する彼らは村々の生産活動に重要な

意味を持つ。したがって、彼らを村々から完全に引き離してしまうことは生産活動の維持に支障をきたすこととなる。このため、彼らを在村させたまま関所警衛という軍役を負担させたものと考えられる。村足軽を有事の関所警衛という軍役への動員と平時の村々における生産活動という枠組みに労働力の循環を閉じ込めたものが、この村足軽制度と考えられる。

(二) 村足軽の組織編成の変遷

ここでは、村足軽の組織編成、とくに組数の変遷に注目し、村足軽の制度的側面の推移を確認しておきたい。なお、村足軽の組数の変遷については、〈表3〉にまとめたので、これによりながら検討していく。

寛永期に創始された村足軽は、延宝期に稲葉氏の領知加増にともない拡充される。延宝八年四月、駿河駿東郡にあった沼津代官領、蒲原代官領の一部、および伊豆加茂郡にあった三鳥代官領の一部が小田原藩領に編入され、駿東郡に駿河領、加茂郡に東浦領が成立した。駿河領、および伊豆東浦領の編入にともない、これらの地からも村足軽の取り立てられた。このことを示すのが〈史料9〉である。

〈表 3 足軽組編成の変遷〉

貞享三年	享保九年	寛延四年	文政八年	天保四年
見廻部村壺右衛門 (21)				見廻部村半三郎
向原村藤右衛門 (21)		向原村藤左衛門 (21)		川村向原与惣兵衛
皆瀬川村茂右衛門 (21)		皆瀬川村茂右衛門 (21)		皆瀬川村茂右衛門
世付村長十郎 (21)		世附村長十良 (21)		世付村長十郎
久野村六郎兵衛 (21)		久野村六兵衛 (21)		怒田村六兵衛
湯本村与五右衛門 (21)	湯本村与五右衛門	湯本村与五右衛門 (21)		湯本村与五右衛門
底倉村市郎兵衛 (21)	底倉村一郎兵衛	底倉村市郎兵衛 (21)		底倉村市郎兵衛
宮上村弥平治 (21)	宮上村弥五平次	宮上村弥五兵衛 (21)	小頭十四人	土肥宮上村又左衛門
駿州竹下村文左衛門 (25)		駿州竹ノ下村久右衛門 (25)	(村名、人名記載なし)	駿州竹之下村文左衛門
駿州菅沼村拾右衛門 (25)		駿州菅沼村甚五右衛門 (25)		駿州印野村寛右衛門
駿州清後村十兵衛 (25)		駿州清後村七郎右衛門 (25)		駿州清後村治郎左衛門
駿州二枚橋村茂右衛門 (25)		駿州二枚橋村茂右衛門 (25)		駿州二枚橋村又七
駿州神山村久右衛門 (25)	御野神山村宮右衛門	駿州神山村八右衛門 (25)		駿州神山村久右衛門
豆州下多賀村兵藏 (25)	豆州下多賀村兵藏	豆州下多賀村兵藏 (25)		桑原村藤左衛門
	御野中堀村新太郎			

注) 貞享三年は、「稲葉家引送帳」、享保九年は、「小田原藩願席帳」、文政八年は、「小田原家中分限帳」、天保四年は、松屋美恵子「村足軽の役負担をめぐって」(『小山町の歴史』四号、一九九〇)、第一表より作成。()内の数字は組の人数。

〈史料9〉「日記書抜追加」(延宝八年七月十五日)

一 駿河領・伊豆東浦新知行所共鉄炮持候者如何程在之候哉、早々致僉儀可申上候、改之上村足軽五拾人御増可被成候由相心得奉存候事、

この史料には村足軽五〇人の取り立てられたことが記されているが、ここから一組二五人編成として二組の村足軽が増されたことが読み取れる。このうちの二組が「史料10」『稲葉家引送書』に見られる「豆州下多賀村兵藏組」にあたる。また、この史料からは、鉄砲改めを実施し領内の鉄砲の所持者を調査した上で村足軽を勤める家が決定されるという村足軽決定の具体的な手順を窺うことができる。

このように領地の異動等により村足軽の組数に若干の変動がみられたが、稲葉時代には最終的に〈史料10〉に表現されるような体制に整備された。

〈史料10〉「稲葉家引送書」⁽¹⁵⁾

一 在々村足軽都合三百拾八人、銃炮一挺所持小頭拾四人者米式儀充遣候、小頭平之者二持高石迄者諸役引遣候、

三廻部村壺右衛門組 武拾壺人小頭共二

向原村藤右衛門組 武拾壺人小頭共二

皆瀬川村茂右衛門組 武拾壺人小頭共二

世付村長十郎組 式拾壹人小頭共二
 久野村六郎兵衛組 式拾壹人小頭共二
 湯本村与五右衛門組 式拾壹人小頭共二
 底倉村市郎兵衛組 式拾壹人小頭共二
 宮上村弥平治組 式拾壹人小頭共二
 駿州竹下村文左衛門組 式拾五人小頭共二
 駿州沼津村拾右衛門組 式拾五人小頭共二
 駿州清後村十兵衛組 式拾五人小頭共二
 駿州二枚橋村茂右衛門組式拾五人小頭共二
 駿州神山村久右衛門組 式拾五人小頭共二
 豆州下多賀村兵藏組 式拾五人小頭共二

〈史料10〉より、稲葉時代最後の貞享三年段階における村足軽の制度面を概観すると、①小田原藩領の鉄砲所持者三一人が村足軽として把握されたこと、②小頭に二俵の扶持米が支給されたこと、③村足軽一律に所持高一〇石を上限に諸役免除されていたこと、④小田原領では小頭を含め二一人一組、御厨領、東浦領では小頭を含め二五人一組に編成されていたことの四点があげられる。そして、幕末に至るまで、村足軽は、基本的にこの体制に規定されていくことになる。

ところで、大久保時代に入ると、宝永四年の富士山噴火

のため宝永五年より小田原藩領の多くが幕府直轄領に編入され、村足軽の徴発可能な地域が限定された。このため一時的に組数の減少をみる。〈史料11〉により確認しておこう。

〈史料11〉享保九年「小田原藩順席帳」

米拾貳石	但シ小田原米	村筒小頭六人
米貳俵	底倉村	一郎兵衛
同貳俵	湯本村	与五右衛門
内	同二俵	御厨中畑村
	同二俵	御厨神山村
	同二俵	新太郎
	同二俵	下多賀村
	同二俵	伊右衛門
		宮上村
		弥五平次

享保九年段階の小頭と各小頭二俵の扶持米が記載されているが、ここに記載された小頭は六名、すなわち組数は六組であり、貞享三年段階の一四組と比較して減少している。

その後、幕府直轄領へ編入されていた領地が延享四年までに小田原藩領へ復帰すると、ほぼ貞享三年段階の体制に戻っている。次の〈史料12〉により寛延四年段階の状況を見ておきたい。

〈史料12〉寛延四年「上、御免状之写」

(前略)

一箱根 御関所

番人

物頭之者壹人、目附壹人、侍三人、定番之者三人、足輕拾五人之内小頭壹人、

右之通り在番申付置候、若相替儀も有之節者、増番物頭以下侍拾五人、足輕四拾人平生一向ニ申付置候、別而御家老壹人申付置候、右之人數召連早速ニ御関所江相結候筈に申付置候事、

一根府川 御関所

番人

物頭之者壹人、定番之者三人、侍三人、足輕五人、増番物頭侍九人、足輕拾五人平生一向ニ申付置候、番頭之者右之人數召連早速ニ御関所江相結候様、其外村々枝郷ニ至迄御足輕有之、左様之節者御下知次第御関所江相結候筈に申付置候事、

一矢倉沢 関所

一仙石原 関所

一川村 関所

一谷ヶ村 関所

右四ヶ所之御関所侍壹人ツ、其内容ヶ村江者侍式人ツ、定番之者并足輕式人ツ、在番申付置、若相替儀も有之節

者増番物頭壹人、侍六人、足輕拾人、是に平生申付置、

不番之節者早速に御関所江相結候様申付候、口々ニ郷足輕有之候、左様之節者御下知次第関口江相結候様ニ心得申付置候事、在々村足輕都合三百拾八人、鉄炮一挺ツ、所持、小頭拾四人、壹人ニ付米式俵ツ、遣し、小頭共、平之者共二持高拾石迄諸役引遣し候事、

式拾壹人小頭共相州七組小頭

向原 藤左衛門 皆瀬川 茂右衛門

世附村 長十良 久野村 六兵衛

湯本村 与五右衛門 底倉村 市郎兵衛

宮上村 弥五兵衛

式拾五人小頭共

豆州下多賀村 兵藏

駿州竹ノ下村 文左衛門 清後村 七郎右衛門

二枚橋村 茂右衛門 神山村 久右衛門

菅沼村 甚五右衛門

(後略)

この「上、御免状之写」は、村足輕制度の全体像を知るうえで重要な史料である。この史料の内容については、稲葉時代と同内容であるとする見解もあるが、後で明らかにするように、史料の内容を稲葉時代と同じであると判断しがたいため、少なくとも大久保時代以降のものとして取り

扱う。この史料の内容に関する平野氏によるまとめのうち、前章では、諸関所において「もし『相替義』が出来た場合、最寄の関所に詰める手筈になっていた」点を確認した。ここでは、平野氏のまとめのうち、村足軽の制度的側面に関わる次の諸点、すなわち①「組の編成は相州では二人の組が八組、豆州・駿州で二五人の組が、それぞれ一組・五組で」あり、②「彼らは箱根山系の関所群（箱根関所を中心に六関）の周辺の村々に居住し、鉄砲を所持する農民で、持高一〇石分まで諸役免除され」た点について改めて確認する。〈史料12〉より、まず組数を確認すると、相州には二人の組が七組あり、豆州には二五人の組が一組、駿州には二五人の組が五組あることがわかる。平野氏は相州の二人の組を八組としているが、この史料では七組である。したがって、相州を七組とすると、寛延四年段階では、組数は貞享三年段階より一組少ない一三組なるといえる。ただし、この史料の本文中に「小頭拾四人」とあり、裏表紙にある「宮城野村 村足軽 源四良」を小頭として数えるならば、一四組となる。これ以上の判断すべき材料が見つからないが、いずれにせよほぼ貞享三年段階の編成に復活していると思われることができる。また、持高一〇石を上限とした諸役免除については、貞享三年段階と同様である。なお、組数は、この後文政八年「小田原御家中知行高覚」

には、「二給米式拾八俵 村筒小頭拾四人」とあり、小頭の顔ぶれは判然としないものの、貞享三年段階と同じ一四組に復活している、さらに天保期にも一四組であり、基本的に一四組で推移していくことがわかる。

以上、とくに組数を中心に村足軽の組編成について見てきたが、その変遷をまとめると次のごとくとなる。村足軽が明確な形で軍役負担者として編成されたのは、寛永一四年である。その後、稲葉時代には組数が増加するなどし、「稲葉家引送帳」に見られるかたちに整備された。大久保時代に入り、宝永の富士山噴火による小田原藩領の幕府直轄領への編入により組数の減少を見るものの、一八世紀半ば以後、幕府直轄領となっていた村々が小田原藩領へ復帰すると、再び稲葉時代の状態に復帰し、幕末期まで推移するのである。

(三) 箱根関所警衛体制との関連

ここで、村足軽の制度的側面の概観に基づいて、村足軽が諸関所の警衛体制中で占めていた位置を明らかにしたい。まず、箱根の諸関所の警衛体制がいかなるものであったのかについて見ておきたい。箱根関所の警衛体制については、渡辺和敏氏、下重氏の研究がある。渡辺氏は箱根関所

の施設、関所役人の構成や武器、有事の際の警衛体制、関所役人の職掌など関所の運営全般にわたって概括している。下重氏は、先述のごとく稲葉氏の軍役の一つとして関所警衛について検討している。なお、下重氏は貞享三年の「稲葉家引送書」のみを検討したにすぎず、渡辺氏の研究も基本的に、有事の際の警衛体制については寛延四年「上、御免状之写」や寛政六年「御関所異変有之候節、御人出候心得之事」より村足軽の動員について言及した程度であり、通常時の警衛体制については下重氏と同様に「稲葉家引送書」の検討のみにとどまっており、有事の際の警衛体制全般についてはほとんど触れられていない。しかし、寛延四年の「上、御免状之写」には、当時の通常時および非常時における警衛体制全般についての記載があり、しかも通常時の体制については「稲葉氏引送書」と内容的にも若干の相違が見られる。従来の研究では諸関所の警衛体制について稲葉時代と大久保時代との間には相違がみられないと等閑視されてきたが、両者を比較することにより両者の間の時代的な変化を検討することができるのである。

「稲葉家引送書」には、箱根諸関所の警衛体制が記載されている部分があり、稲葉時代の通常時における警衛体制を概観することができる。これによれば、〈表4〉のごとく、箱根関所は、侍四人（うち物頭一人）、定番三人、足軽一

〈表4〉箱根関所警衛体制（貞享三年）

	侍	定番人	足 軽	中 間
箱 根	4 (物頭1)	3	11 (小頭1)	2
根府川	2	3	2	1
矢倉沢	1	3	2	1
仙石原	1	2	2	1
川 村	1	2	0	1
谷ヶ村	1	1	0	0

註）「稲葉家引送書」（『神奈川県史』第四巻、一六七頁）より作成。

人（うち小頭一人）、中間二人、根府川関所は、侍二人、定番三人、足軽二人、中間一人、矢倉沢関所は、侍二人、定番三人、足軽二人、中間一人、仙石原関所は、侍一人、定番二人、足軽二人、中間一人、川村関所は、侍一人、定番二人、中間一人、谷ヶ村関所は、侍一人、定番一人となっている。このうち、侍とは番士のことであり、箱根関所の警衛にあたる侍四人のうちにある物頭とは、先手組足軽を指揮する「御先弓御先筒頭」を指す。したがって、通常時の関所警衛にあたる足軽も前章においても取り上げた先手組であることがわかる。ところで、ここには有事の際の警衛体制が記されておらず、いかなる規定が存在したのかは不明である。ただし、「永代日記」慶安四年七月二四日の記

〈表5 慶安事件時の箱根関所警衛体制〉

	本番	定番	加番	足軽
箱根	6		5	46
根府川	3		4	9
矢倉沢	2		3	7
仙石原		1	3	9
川村		1	2	5

註) 内田哲夫「慶安事件と小田原藩一掃業日記を中心に」(『おだわら-歴史と文化-』二号、一九八七)、および「永代日記」慶安四年七月二四日条(『神奈川県史』第四巻、二一七頁)より作成。

事⁽⁵⁶⁾には、慶安事件による小田原藩領内要所の警衛体制が書き上げられており、ここから非常時の警衛体制の状況がある程度読み取れる。ただし、動員された番士や足軽の数値に解釈の難しい点が多いので、内田哲夫氏の研究に依拠しながら確認しておきたい。これによれば、〈表5〉のごとく、箱根関所は、本番六人、加番五人、足軽四六人、根府川関所は、本番三人、加番四人、足軽九人、仙石原関所は、定番一人、加番三人、足軽七人、矢倉沢関所は、本番二人、加番三人、足軽九人、川村関所は、定番一人、加番二人、足軽五人である。このうち、本番は、四月二〇日の將軍家光の死による関所固めの段階において関所の番に就いたもの、加番が七月二四日段階において関所に派遣されたもの

〈表6 箱根関所警衛体制(寛延四年)〉

	侍		定番人	足軽	
	増番	増番		増番	増番
箱根	5 (物頭1) (目付1)	15 (物頭1) 家老1	3	15 (小頭1)	40
根府川	4 (物頭1)	9 (物頭1)	3	5	15
矢倉沢	1	7 (物頭1)	2	2	10
仙石原	1	7 (物頭1)	2	2	10
川村	1	7 (物頭1)	2	2	10
谷ヶ村	2	7 (物頭1)	2	2	10

註) 「上、御免定之写」(『神奈川県史』資料編第九巻、三五五頁)より作成。

である。
 〈史料12〉「上、御免状之写」の前半部分には、やはり箱根諸関所の警衛体制が記載されている。ところが、渡辺氏⁽⁵⁷⁾も平野氏⁽⁵⁸⁾もこの史料にふれながらも、この史料をもとにして関所の警衛体制を論じていない。したがって、大久保時代の通常時における警衛体制や有事の際の警衛体制の全体像が明らかにされていないので、ここでこの点を明らかにしておきたい。
 この史料に見られる箱根諸関所の警衛体制は、〈表6〉のごとくである。箱根関所の体制は、通常時が、侍五人(うち物頭一人、目附一人)、定番三人、足軽一五人(内小頭一人)であり、有事の際の増番が、侍一五人(物頭以下)と

足軽四〇人を家老一人が召し連れることになっていった。根府川関所の体制は、通常時が、侍四人（うち物頭一人）、定番三人、足軽五人、であり、有事の際の増番が、侍（物頭を含む）九人、足軽一五人であった。矢倉沢、仙石原、川村の諸関所は、通常時が、侍一人、定番二人、足軽二人であり、有事の際の増番が、侍七人（うち一人物頭）、足軽一〇人、であった。谷ヶ村関所は、通常時が、侍二人、定番二人、足軽二人であり、有事の際の増番が、侍七人（うち一人物頭）、足軽一〇人、であった。さらに、有事の際には、これに村足軽三一八人が加わるのである。

これを「稲葉家引送書」の貞享三年段階と比較すると、通常時における警衛体制の変化した点、増番の規定が明文化された点で異なる。

「稲葉家引送書」と「上、御免状之写」との間で通常時の警衛体制の記載に違いが見られるということは、稲葉時代と大久保時代との間で警衛体制に変化のあったことを示している。「稲葉家引送書」の内容が、稲葉氏時代のものとして理解することには、全く疑問の余地はない。問題は「上、御免状之写」の内容を何時のものとして理解するかである。「上、御免状之写」には、末尾に「寛永十四年極月二日改、寛文四亥年改、貞享三年改、元禄四未年改、寛延四辛未年正月改」という記載があることから、「上、御免状之写」の内容

は稲葉時代からのものであり、稲葉時代から大久保時代に至るまで関所の警衛体制には変化がなかったとの見方も可能に見える。ただし「上、御免状之写」の内容が稲葉時代のものであるならば、「稲葉家引送書」と「上、御免状之写」の内容は完全に一致しなければならぬ。ところが、ここで確認されたように両者の間には差異が存在する。そして、この史料に小頭として記載されている神山村久右衛門の名前が宝暦一二年の「駿州駿東郡神山村鉄炮御改帳」で確認されることから、「上、御免状之写」の内容は、最終の日付である寛延四年段階のものであると確定できる。

ところで、通常時の体制の具体的な変化は次のごとくである。箱根関所は、侍が四人から目付が加わって五人、足軽が一人から一五人に増員されている。根府川関所は、侍が二人から物頭一人などが増員されて五人、足軽が二人から五人に増員されている。川村関所は、侍が一人から二人に、足軽が貞享三年段階の配置なしから二人に増員されている。谷ヶ村関所は、侍一人から二人、足軽が一人から二人、定番が一人から二人、足軽が貞享三年の配置なしから二人に増員されている。仙石原関所は、侍、定番、足軽の員数に変化はない。矢倉沢関所は、侍が二人から一人、定番が三人から二人に減員となっている。ただし、文政八年「小田原御家中知行高覚」^⑩では、矢倉沢関所定番人は三

人、谷ヶ村定番人は一人となつてゐる。また、各関所に貞享三年段階では配置されていた中間が配置されていない。

このように、箱根、根府川、川村、谷ヶ村の各関所では警衛体制が強化される一方で、矢倉沢、仙石原の各関所では警衛体制が縮小している。これは、矢倉沢、仙石原の両関所の役割が、時代が下るにしたがつて低下したためであると推測される。

次に増番規定の明文化であるが、「稲葉家引送書」に増番の記載がないこと、右に述べたごとく「上、御免状之写」の内容が寛延四年段階のものであり稲葉時代のものでないことから判断すると、大久保時代になつてはじめて有事の際の動員規定が完成したと見るべきであり、稲葉時代には情況に応じて増番の侍や足軽、あるいは村足軽が動員されていたものと考えられる。この規定により村足軽の具体的な関所警衛における位置付け、すなわち有事において「関口江相結（詰）」ることが明確化した。しかも、「鉄炮一挺ツ、所持」とあり、彼らは鉄炮を操作する戦闘員として動員されるべき存在であつたのである。つまり、村足軽は、単なる陣夫役を勤めるような存在ではないのである。こうして、有事の際の動員規定が、「上、御免状之写」において定められたことにより、以後、〈史料13〉に見られるように、関所警衛の制度的側面の整備が進んでいくことになる。

〔史料13〕寛政六年「御関所異変有之候節、御人出候心得之事」⁽⁶⁾

御関所異変有之候節、御人出候心得之事

寛政六・十一月十一日

一、以手紙得貴意候、然は、昨夕御目付中より呼出二而別紙村方郷足軽被仰出有之、為御心得申達候、以上、

十一月十一日

磯田司馬介

吉田六郎左衛門

別紙之写

一、六ヶ所御関所江

御関所二而相替儀有之、差越候節ハ、最寄村方郷足軽呼寄、御用向可被申付候、尤、別紙村々江は、其筋よりも兼而申付置候間、其旨可被相心得候、

箱根御関所江

六人内 壹人小頭神山村、壹人岩波村、壹人石脇村、壹人佐野村、壹人大杉村、壹人駒門新田村、壹人沼田村、壹人中山村

壹人小頭湯本村、三人畑宿、式人須雲川村、式人風祭村、

壹人板橋村、壹人小頭桑原村、壹人大竹村、

式拾三人内三人小頭

残り五ヶ所箱根入用無之段畧之

史料によると、小田原藩の目付からの通達により、有事の際に箱根関所へ神山村などから二三人の村足軽が動員されるべきことが規定されていたことがわかる。小頭三人に対して平足軽二〇人という編成は前節において取り上げた二二人ないし二五人一組という編成とは異なる体制となっている点の特筆される。さて、先に見た〈史料12〉「上、御免状之写」において村足軽三一人が有事の際に各関口に詰めることが定められたが、この段階において、動員されるべき村足軽と詰めるべき関所との対応が具体的に規定された。これにより、単に村足軽が関所警衛に動員されるという原則的な規定ではなく、より具体的に現実に村足軽を動員することを前提とする、より明確かつ詳細な規定に整備されたのである。なお、この史料は箱根関所に関するものであるが、その他の関所についてもこの時期に同様の規定がなされたことが、「エケ所御関所江」、「残り五ヶ所箱根入用無之段畧之」という文言より明らかである。

また、明文化された規定ではないが、先にもあげた〈史料5-1A〉に「近日琉球人参府二付、先例之通御足軽増番四人差越候様御申付可被成候」と番士たちが琉球使節通行時の足軽増番四人を要請しており、このようなケースで増番として足軽四人が動員されることが慣例化していたことがわかる。

ところで、村足軽はいかなる指揮命令系統により動員されていたのであろうか。このことを直接的に示す史料を現在のところ確認するまでには至っていないが、先に見た〈史料5-1A〉よりある程度推測することはできる。この史料では、寛政二年の琉球使節通行時に小田原藩の用人である長野弥十郎が箱根関所の通常時の警備にあたる番士の足軽増番要請に対し、「則其筋江申付候処、此節御先手御人支二付」、村足軽を派遣する旨を回答している。ここから、通常時の警備にあたる番士や用人である長野弥十郎は、増番に動員される足軽や村足軽とは直接的な指揮命令関係にないことがわかる。それゆえに番士は用人に増番の足軽派遣を要請し、長野弥十郎は「其筋」に要請して増番の足軽あるいは代わりに村足軽を動員しようとしているのである。つまり、増番の足軽や村足軽の指揮命令にあたるのは、「其筋」なのである。ここでいう「其筋」とは、増番を勤める足軽が前章で述べたごとく先手組足軽であることが明らかなので、彼らを指揮する「御先弓御先筒頭」であると推測される。そして、以上より判断すると、関所への増番の派遣は、次のような手順により実現する。通常時の警備にあたる番士が用人に増番の足軽派遣を要請↓用人が「御先弓御先筒頭」に足軽派遣の要請↓「御先弓御先筒頭」による先手組足軽の動員。ここから、関所警衛に実際に動員される

のは、〈史料12〉にもあるごとく、番士、定番人、足軽・村足軽なのであるが、彼らの動員の前提には用人による調整が不可欠であったことが明らかになる。村足軽を動員する指揮命令系統であるが、前章でも明らかのように、村足軽が先手組足軽と連動して動員されていることからすると、村足軽も「御先弓御先筒頭」の命令のもと動員されていたと考えられる。また、〈史料13〉では、有事の際の村足軽の動員の命令を目付が発しているの、目付からの命令系統も無視できない。この場合も、目付が村足軽の動員について直接指示を下している相手は、やはり「御先弓御先筒頭」と考えられる。

以上、動員された村足軽たちが、いかなるかたちで箱根の諸関所警衛を勤めたのが、明らかとなった。特に、従来の研究においては、明らかにされてこなかった、組織の変遷や村足軽の関所警衛の中でいかなる位置を占めてきたのが、具体的に明らかになったことと思う。

むすびにかえて

最後に、本稿の冒頭で提示した農村からの戦闘員の徴発の問題について、まとめることにより、むすびにかえることとしたい。さて、この問題に関しては、従来の研究は否

定的な見解が目立つ。冒頭にもあげた高木氏、久留島氏の見解を改めて取り上げてみよう。

高木氏は、近世の軍隊の編成について検討した中で、近世の軍隊が、武士とその奉公人の集団、足軽の集団、人足・小荷駄からなる集団、より構成されていたことを指摘している。このうち、足軽については、彼らの集団としての訓練が農民を在村のまま武装させて寄親のもとに同心として預ける方式では不可能として物頭の支配下に常時おかれることになったことを指摘し、足軽の在村には否定的である。また、小荷駄が農村から百姓の夫役として徴発されたことを指摘し、農村から軍隊へ供給されるのが陣夫であることに注目し、農村からの陣夫徴発が、農村の荒廃という矛盾をはらんでいたことを検討している。高木氏は、このように農村から軍隊へ徴発されるのは、もっぱら陣夫という非戦闘員であり、戦闘員が徴発されたことについてはむしろ否定的である。

久留島氏は、幕末の「兵賦」や農兵を検討し、幕府の課した「兵賦」、すなわち戦闘員としての戦陣への徴発を百姓が拒否していること、農兵については郷土防衛のために一時的に農兵にされたものであり、あくまでも百姓身分で動員しうるぎりぎりの存在であるとして、武士身分Ⅱ戦闘員としての動員、百姓身分Ⅲ非戦闘員としての動員という原

則を示している。

高木氏の場合は、実態的な側面も含み込んで、農民の戦陣への動員を陣夫役に限定してとらえており、久留島氏の場合は、実態的な側面においては農民が戦闘員として動員されたことを示しつつも、百姓という身分と非戦闘員としての動員という役の種類というように、原則的な側面にしほりこんで、百姓の戦陣への動員を陣夫役に限定してとらえている。⁽⁶⁾

本稿では、村足軽の役負担の内容については小田原藩が公儀に対して負担した軍役、とりわけ箱根の諸関所の警衛がきわめて重要であること、そして現実の関所警衛において先手組足軽と全く同様の役割を果たしていること、村足軽が制度的にスタートするのは寛永期であること、以後幕末に至るまで若干の変化は見られるものの、ほぼ一四組編成で推移することなどを明らかにした。

ここから、少なくとも現実に農村から軍隊への人員の徴発されるというレベルにおいては、騎馬隊に属する中間以下の奉公人や小荷駄隊を構成する陣夫といった非戦闘員に限定されず、足軽という戦闘員として動員されることもありうることを具体的に示すことができた。ただし、久留島氏の述べるような原則的な面における、武士Ⅱ戦闘員、百姓Ⅱ非戦闘員という対応関係を考える場合、村足軽が百姓

といえるのか、という問題を抱え込むことになる。この問題に対しては、村足軽と百姓身分との関連、幕末期における下田警衛や京都警衛への動員の实態などを明らかにする必要があるのである。ただし、これらの点については、今後の課題としておきたい。

また、佐々木氏の軍役論においては、近世初期、とりわけ元和～寛永期における過重軍役の在地への転嫁が問題とされているが、かかる問題が近世初期や久留島氏が取り上げたように幕末に限定されるだけでなく、近世を通じて、常に顕在化しうる可能性をはらんだ問題であったことが、本稿を通じて明らかにしえたと考える。

註

- (1) 塚本学『生類をめぐる政治』（平凡社、一九八三年）
- (2) 佐々木潤之介『幕藩権力の基礎構造』（御茶の水書房、一九六四年）など。
- (3) 高沢裕一「近世の政治経済1」（岩波講座『日本歴史』別巻）に紹介された諸論文。
- (4) 高木昭作『日本近世国家史の研究』（岩波書店、一九九〇年）所収の各論文。

- (5) 久留島浩「近世の軍役と百姓」（『日本の社会史』第4巻 負担と贈与）岩波書店、一九八六年）

- (6) 『御殿場市史』第八卷、(一九八一年)
- (7) 塚本氏註(1) 著書。
- (8) 平野裕久「小田原藩における鉄砲改めについて―御殿場地方の事例を中心に―」(『地方史研究』二二〇号、一九八七年)。
- (9) 松尾美恵子「村足軽の諸役免除をめぐって」(『小山町の歴史』四号、一九九〇年)
- (10) 『神奈川県史』資料編第九卷、三五五頁、『南足柄市史』第二卷、『東海道箱根宿閑所史料集』三。
- (11) 平野氏、註(8) 論文。
- (12) 『御殿場市史』第二卷、三三二頁。
- (13) 松尾氏註(9) 論文。
- (14) 『御殿場市史』第二卷
- (15) 『小山町史』第二卷、近世資料編1、二二八頁。
- (16) 下重清「稲葉氏小田原藩における財政圧迫要因―軍役負担を中心に―」(『おだわら―歴史と文化―』六号、一九九三年)によると、『稲葉日記』とは、「御自分御日記」と称する正則の日記(あるいはその写)と、正則隠居後に「御自分御日記」を元に家老の田辺権大夫が中心となって浄書した「永代日記」、後年「永代日記」より抜き書きした「日記抜書」「抜書追加」、それと江戸・小田原の御用日記より抜き書きしたと思われる
- る「書抜御日記」からなる」という。
- (17) 『小田原市史』史料編近世1、三九〇頁。
- (18) 『徳川実紀』第三篇(『新訂増補国史大系』第四〇巻)五六九頁。
- (19) 藤木久志「雑兵たちの戦場―中世の傭兵と奴隸狩り―」(朝日新聞社、一九九五年)Ⅳ 戦場から都市へ―雑兵たちの行方―、3日用停止令。
- (20) 下重氏、註(16) 論文。
- (21) 『小田原市史』史料編近世1、四〇四頁。
- (22) 『御殿場市史』第四卷、一三七頁。
- (23) 『御殿場市史』第四卷、一四二頁。
- (24) 下重氏、註(16) 論文。
- (25) 「日記書抜」承応二年正月十五日条(『小田原市史』史料編、近世1、藩政、三九九頁)。
- (26) 平野氏註(8) 論文。
- (27) 『神奈川県史』資料編第九卷、三五五頁、『南足柄市史』第二卷、『東海道箱根宿閑所史料集』二、四〇六頁。
- (28) 『箱根御閑所日記書抜(中)』一六頁。
- (29) 『近世交通制度の研究』第三部、第二章、四六九頁―四七〇頁(吉川弘文館、一九九一年)。
- (30) 『箱根御閑所日記書抜(下)』三三六頁。
- (31) 『史料5-1-A』の一月九日付の記事に「御用人長

野弥十郎」とあるので、小田原藩の用人である。なお、「天明二年大久保氏分限帳」(『神奈川県史』資料編第五卷、一一七頁)には、「年寄 高四百石 長野弥十郎」とある。

(32) 註(30) 史料。

(33) 『神奈川県史』資料編第九卷、三九四頁。

(34) 平野氏、註(8) 論文。

(35) 松尾氏、註(9) 論文。

(36) 『御殿場市史』第三卷、一八八頁。

(37) 『南足柄市史』第二卷、四頁。

(38) 原淳二「本百姓と柄在家―相州小田原藩における近世的本百姓体制の成立―」(『国史談話会雑誌』三五号、一九九五年)によれば、ここにあげた、(史料8)は、寛永期のものであるという。また、内田哲夫「相模国小田原領の変遷と初期検地について」(『神奈川県史研究』五号、一九六九年、のち、内田哲夫『小田原藩の研究』、内田哲夫論文集刊行会、一九九六年、所収)によれば、寛永一七年以前のものであるとしている。平野氏、松尾氏ともに(史料8)を取り上げていないため、(史料7)の出された寛永一四年以前については、明言していないが、(史料8)を稲葉氏小田原入封直後のものとする、かなり早い段階から鉄砲所持者を

役負担者(軍役負担者とはかぎらないが)として編成していたものと考えられる。

(39) 松尾氏、註(9) 論文。

(40) 『徳川実紀』第二篇(『新訂増補国史大系』第三九卷)五七四頁。寛永九年十一月二三日条。

(41) 『徳川実紀』第三篇(前掲)三〇頁。寛永一三年八月二日条。

(42) 安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』(御茶の水書房、一九五九年)第二章、第七節、高木昭作「いわゆる「身分法令」と「一季居」禁令」(高木氏、註(4) 著書、第IX章、もと尾藤正英先生還暦記念会編『日本近世史論叢』上、吉川弘文館、一九八四年)、朝尾直弘「兵農分離と戦後の近世史研究」(『歴史科学』一九九六年)。なお、藤木氏、註(19) 著書では、幕府・諸藩の労働力の循環の意図よりも都市への人口流入阻止を強調している。

(43) 「永代日記」延宝八年四月六日『神奈川県史』第四卷、三二五頁。

(44) 『小田原市史』史料編、近世1、五〇七頁。

(45) 『神奈川県史』資料編第四卷、一六七頁。

(46) 『小田原市史』史料編、近世1藩政、二二五頁。

(47) 『神奈川県史』資料編第九卷、三五五頁。

- (48) 平野氏註(8) 論文。
 - (49) 平野氏註(8) 論文。
 - (50) 『小田原市史』史料編、近世1藩政、二二七頁。
 - (51) 松尾氏の註(9) 論文、第1表。
 - (52) 渡辺氏、註(26) 著書。
 - (53) 下重氏、註(16) 論文。
 - (54) 平野氏は、特に稲葉時代と大久保時代との差異についてふれていないが、本稿で明らかのように両者の間には相違が見られるのである。
 - (55) 『神奈川県史』第四卷、二一七頁。
 - (56) 内田哲夫「慶安事件と小田原藩―稲葉日記を中心に」
 『おだわら―歴史と文化―』二号、一九八七年、のち『小田原藩の研究』(前掲)所収)。
 - (57) 渡辺氏註(26) 著書。
 - (58) 平野氏註(8) 論文。
 - (59) 『御殿場市史』第三卷、八八八頁。
 - (60) 註(50) 史料。
 - (61) 註(28) 史料。
 - (62) 高木氏、註(4) 論文。
 - (63) 久留島氏、註(5) 論文。
- (あ) ち じゅんじ・調査委員・県立沼津東高等学校教諭)

大森氏に関わる地名の考察

羽田 勲

本稿は、地名を大森氏との関連で諸資料を基に述べる。

地名の分類では民族学、地理学等の観点より、土地利用の発達段階から発生順に三分するのがよく用いられる。

- 1 利用地名 〓野、大岩等と利用面で目的に生まれた。
- 2 占有地名 堀ノ内、〓庄等個人や一族が土地の占有で、
- 3 分割地名 上下、南北等区画された土地の再細分より。

一、大森ふからに関わるもの

深良字原の上丹古墳は、するがにのみつこ珠流河国造の支配に属した中小首長の墓と推定され、当地に居住した氏族との関わりを示す。『裾野市史資料考古編』。珠流河国は「旧本事紀・国造本紀」に見え、四世紀ごろには遠淡海・素賀・珠流河・久努・いおはら廬原・伊豆に分かれ、成務天皇の時に片堅石命が珠流国造に任じられたのに始まる。

正倉院に伝わる天平九年（七四一）と一三年の「駿河國正税帳」は、奈良時代の地方政治や国民生活の状態を物語り、駿河國は古来、富士山によって史上に現れ「万葉集」には、山部赤人の歌や東歌が数多く収められている。

1 大森ふから

建久四年（一一九三）源頼朝の富士巻狩「曾我物語」に大森・葛山が富士野に屋形を構えた。『裾野市史資料編』屋形は狩りの為に臨時に建設した建物で、『吾妻鑑』に藍沢の屋形が、また、御殿場市印野の「仮宿」が後に「陣場」となり、更に、今の「神場」になると云う。

『駿河記』は御宿みしゆくにつき「右大家宿らせ給うに依って然称せり」と記す。また、須山に御馬平・頼朝本陣跡・頼朝井戸・勢子（狩場などで鳥獸を追い立てたり逃げるのを防ぐ人）辻があり（吾妻鏡・建久四年五月二日・狩倉）、浅黄

塚・平塚（白塚の転化）・罐子山（青塚の転化）は頼朝の將領が立てた旗印の色から起こった地名と云う。

※康暦二年（一三八〇）鎌倉公方御教書に「円覚寺造営要脚（経費）関所事、為大森・葛山関務半分替、所寄付也」と、その後、天正一七年（一五八九）に徳川家七ヶ条が当地に出され、大森ふからと記す（深良村大庭文書）また、

豊臣秀吉の定書

定 駿河内ふから

一、軍勢味方の地をいて乱暴狼藉の輩、一銭きりたる（斬首の刑）べきこと

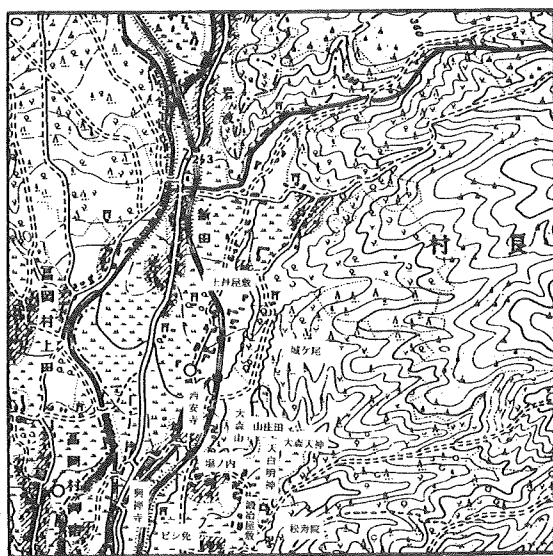
二、陣取りにをいて火を出す族あらば、からめとり出す

べし、自然（万一）逐電ハ其主人罪科たるべき事

三、ぬか・わら・たきぎ・さうし（雑品）以下、亭主に相ことわり可取之事……、もある。

*駿河国は旧国名で、今の大井川以東の伊豆半島を除く地域で、当時の地名は古代人の素朴な農耕社会の基盤である作物・植物の表現や、自然環境を表現したものが多く、駿河は富士川の流れが速く鋭い川であることに由来する。

①堀ノ内、山庄田、山庄田東、上丹屋敷、大森山、鍛冶屋敷、南堀、金山、上原と俗称の城橋、米山、陣山。



旧 深良村の図（明20測29修）

*堀ノ内とは鎌倉期以後に多出する地名で中世の豪族屋敷村の代表的な地名で、館を中心とした集落の周囲を防御的な堀で囲む。『新風土記』に城跡のある里に多く「堀ノ内」の小字あり、それが、東日本に多いと云う。

「堀ノ内は東に堀川、南端は南堀、西は興禪寺前にわたる方一〇〇メートル内外の地域」『日本城郭大系九』と記す。

*和田山（大森山）二一四二に堀ノ内（小見山尚武氏屋号、堀ノ内）の供養塔が二ヶ所あり、五輪塔二基・板碑・地藏

等十七基を氏が陣山の興禪寺墓所に移転した。それに、

三橋大師 菩提也

八憑為

寛文十年庚戌

八月十二日

□春見

□菩薩也

が、三橋大師の供養塔とある。

三橋姓は三河、大和、会津、伊予等に見られ、藤原氏、三浦氏、嵯峨源氏の渡辺氏の流れで、藤原氏流は源頼朝に仕えた三橋太郎信季の後裔で、代々が三河に住む。信久の孫、信宗は家康に仕えて田方郡大平村（おおいづら）（修善寺町）に居住し、その子、弥市右衛信茂も大平に住み御鷹庄を勤める等、三橋氏・大森氏・小見山氏の関連を示している。

（別紙、三橋家譜・寛政重修諸家譜 巻第六六）

* 庄は奈良時代末より中世まで各地に成立した私的土地領有形態である荘園で、神社領の御厨に対応する。

東の山麓「山下」は武家屋敷とされ、その泉川の右岸、鍛冶屋敷は南側の金山と共に鉱物を製錬して武器・農具の制作・修理・保管した金山衆が存在した。ここは箱根山の木炭や、泉川の水量が豊富で金山社も祭られた。

上丹屋敷は堀ノ内の北方約一、二キロにあり、古川の断崖が北、西、南に巡り堀の要害となり、その広さは南北九〇メートル、東西八〇メートルで、『静岡県郷土研究第九輯』

に「館跡北方の屈曲部付近に土塁の一部が残存し……」と述べる。

そこには稲荷が祭られ、屋敷跡は田畑となっている。

* 上丹の丹はタムの変化とみられ、タムはタミで迂回より「たわんだ地形」を称える。

* 大森山は和田山と云い西安寺の裏にあり、屋敷跡の畑は植林されが、初期の城址といわれる。山頂を本丸跡、下段が出丸跡で、山の西に堀川、東に城川（泉川）を巡らせ、樹木が鬱蒼と繁り、泉川の城橋で城ケ尾の砦に続いた。

* 大森とは、高く盛り上った所で「守」と二つの意で、神聖な所と云う意が地名にうかがえる。

葛山とは難解な語で、永禄一一年上野金山城主由良成繁の駿河情勢に関する書状に「かつん山要塞」と見え、同興回国記には「桂・かつら山を越え侍り」として、

冬がれに名のみ残りて桂山 正木も蔦も色ぞまれなる
と歌われ、この地より村山（須山）に向かう。

長野市にも葛山城があり、かつて、落合備中守氏が支配したが信玄の軍に陥落した。本丸跡に城主の祠・馬場・空堀などが残り、戸隠山への旧道が木の間がくれに散見されて、道ゆく人に昔を偲ばせる。

中国浙江省西湖の北に葛山（かっざん）があり、晋の葛洪（かっこう）がこの山で練丹術を行い、庚申の奥義を編むと伝える。

葛生町が足尾山地にあり葛木・葛の生えた小平地を葛目と云い、日本では古来より地上が葛や藤で覆われていた。

『日本地名事典・新人物往来社』
葛山に関連した地名が城の北に「一色原」、上ゲ田に「ヌノ倉・給倉」とあり、葛の「一色別納」と「葛布の貯蔵」に関わる。

*『鎌倉大草紙・応永二三年・一四一六』に爰にて夜を明かし、翌七日午の刻計に箱根別当証實御供申し、是案内者として駿河国大森が館へ落給ひ、爰も分内せまく……と。

『北条五代記』『双林寺伝記』には、大森山と記す。

『裾野市史資料編』

*『鎌倉九代記』に北条早雲（長氏）が興国寺城にあり、竊に半島の形成を觀望しつつあつた際、堀越御所に争が起ころ。政知に二子あり、長子を茶々丸と言ひ前妻の出であり、次子は後妻の子であつた。

延徳三年四月後妻はその子を家督たらしめんとして茶々丸を讒し、発狂と称し、之れを一室に幽閉したため、茶々丸憤慨に堪へず牢室を破り、父政知を殺し……。

早雲は之れをみて機乗ずべしとなし、暗夜に兵を率ゐ興国寺城を出て黄瀬川を渡り、茶々丸は大森山（守山とも）に逃れたが、早雲の兵に追跡され……と記す。

*深良上原の赤子神社に建久元年（一一九〇）の祭文連名

の古書に「堀内源左護門貞治・上原惣兵衛高国の名に花押」があり、『駿河記』。その後、新田義興義兵を起す時、大森・葛山両氏属せり。依つて左兵衛佐義興が武運長久を祈願の為に当社へ永五貫文寄付ありしと記す。

同文書に花押の渡邊半右護門清は、史書にみえる駿河渡邊氏では最古で、鎌倉幕府の御家人で摂津渡邊党の出といわれている。
『静岡県の名字・渡辺三義著』

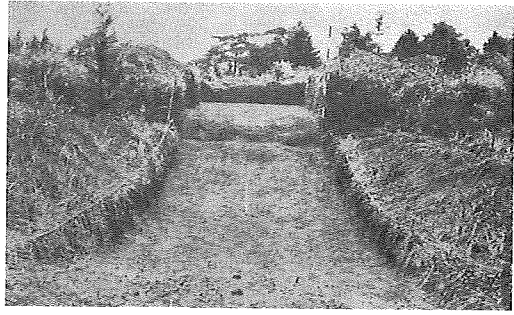
赤子神社は、元文二年（一七三七）に再建され、手力雄命を祭神とする。

*上原は古代姓氏で信濃地方では神原に通じ、信濃国諏訪郡上原村に上原氏が居住する。深良の地名は古川の川上の原で、小高い原を称する。

*大森山西安寺は、古開基天律院殿覚応宗真大居士駿河守惟康で、はじめ菩提寺は原にあり、次いで、西原台地に移り赤子神社の鍵守をかねていた。四百余年前に現在地に移設されたことから、上丹屋敷が初めて、次いで、堀ノ内屋敷が設定されたものか。

*陣山は大森山に鞍部にて続く舌状地で、裾野全域・駿河湾・伊豆佐野などが見渡され、敵の監視や前線陣地として要衝の地とかがえる。

②城ヶ尾、山下、丸山、道城平、松葉、子ノ神



城ケ尾は箱根外輪山の西側丘陵地に位置し、標高二七六メートルで前方を丑ケ洞・谷戸入・姥ケ沢・泉川など、洞と川などの湿地帯と、丸山に囲繞されて自然の要害をなす。

土 (城郭調査こぼれ話・駿

河国深良城ケ尾) 奥田直榮は、「この城は大森山の東方約一キロで西側に続く低地と比高は約五〇メー

トルとなる。南方向に細長くのびた丘陵の中央部に、東西方向に約七五メートルの土塁と堀とが構築されていた。

縄文早期の遺蹟とその上層に中期縄文土器が検出され、また、縄文文化の遺蹟は土塁南部の北端に及ぶ。土塁、空堀も古代のものではないかと思わせたものであった。

城ケ尾を中世頃の城郭的遺構とみる妥当性がある。中世ないし近世初頭と目される土器、和物天目などより城ケ尾遺蹟を大森氏の遺蹟とする人が一部にある。

また、城郭に関係のある堀の内、鍛冶屋敷……。中世の

城館と関係する小字名も近くに「等」と述べる。(写真)

*山下は「もと、城山の下という意『柳田国男集』」といわれ、後藤正信家の屋号で家はその後、三反庄に移住した。

道城平は武士らの武芸の修練場に、松葉は的場の転化で射場として、子の神は米倉に米を貯蔵した時に、鼠を予防する古来の神で、葛山では城北の田場沢の「子ノ神」で、石製祠の子ノ神を中野好久氏が管理し、子の日に祭る。

また、水源地にも祭られ大巳貴命おのおむちを祭神とし、庚子年に命が勧請され社が建てられることもある。

深良のこの地は城ケ尾と丸山(円形の山で古川の曲流部に、城の外郭陣地としての要衝地)とに挟まれて、格好な場所に位置する。

二、大森家

天児屋根尊二二代の後胤、鎌足は天智天皇白鳳八年(六六九)に、中臣姓を改め藤原の姓を賜る。

鎌足の第二二世、道隆六世の孫、大森親家は駿河国鮎澤大森深良に住して大森を称した。

『日本姓氏総覧』

①藤原北家より

康平三年三河国高橋庄より甲駿両国司

鎌足―不比等…大森道隆―伊周―忠親―惟康―親康―大森親家―

頼を頼朝より 盛忠の弟 小田原城主 弟長親

頼忠 | 行頼 | 経頼 | 惟頼 | 頼頭 | 頼明 | 頼朝

弟、証實は箱根別当 権大僧都 持氏の氏を

| 頼春 | 憲頼 | 氏頼 | 以下略

※惟康は乗光寺系図、統群書類從、大森葛山系図では雅康と称す。甲駿両国司となり駿州鮎澤庄を領す。西安寺を開基し墓を大森天神と称す。

信濃権守親康は駿河郡を領し大森郷に住し、姓を平氏に改め、また、新勅撰集歌人となる。弟の惟兼が分家して葛山に住した。その子孫から御宿・近沢氏・黄加野氏や上田氏の諸家を生じ、夫々の地名を負う。また、大森氏と子孫が縁組などして家を支えた。弟の定康が大沼五郎で頼朝に支える。

尊卑分脈によると、はじめ大森を称した親家は駿州大森に住したと注記され、更に、室町期の頼春の注記も当地に住しその拠点が深良の堀ノ内、上丹とする。

親家は頼朝に仕え子供も奉公させるなどして、鮎澤荘を給され、大森館に住して興雲寺を開基する。

②親 康

鮎沢惟兼 四郎 惟忠 葛山二郎

| 頼朝の拳兵に參画 |

大沼定康 五郎 女子 棚頭領主妻

上野領主妻 湯舟領主妻 古沢領主妻

弟の大沼親清より大沼氏、菅沼五郎後の蓮心より小山の菅沼（菅の生えた沼地）氏、菅沼三郎忠茂は吉久窪領主に神山親茂より神山（上山で神の山に通ず）氏、沓間親隆より沓間氏（後裔の守親は甲斐國久津間に移住し武田氏に仕える）、更に、頼忠の次男忠季は藤曲（藤は淵の転化で音淵を圍繞する地）郷に住して藤曲氏を称する。

③親家 | 頼忠 | 盛忠

上野忠康 次郎 藤曲忠季 三郎

女子 深沢領主二郎右衛門妻

大沼親清 四郎

山僧也

菅沼五郎 蓮心 | 菅沼快円 三郎

武藤家祖 伝吉久保殿

神山親茂 七郎 菅沼忠茂 三郎入道 | 忠伴 菅沼二郎

神山茂纒 八郎 女子 古沢三郎妻

一 鎌倉殿に仕官

鎌倉殿に仕官

武田氏に仕官

香間親隆

十郎 一 親房 二郎 一 親俊

守親

一 承久合戦於京死

甲斐國久津間

(忠盛の子) 承久三年沼津安野合戦被討

深沢時季 又二郎

『群書類本部集・ほか』

このように大森九分家は駿東一帯の地に土着して城を築き、夫々の地名を負い繁栄したが本家の主力は居城を変えていった。頼忠も頼朝に仕えて「頼」の一字を下賜され、与一と云い家督すると信濃守と称し事後の例とした。

行頼は鎌倉殿に仕え栃木・結城の合戦で討ち死にする。

頼忠の孫、時季は又二郎を称し楊佐深沢領主(御殿場市深沢)にて、承久三年(一一二二)安野合戦に討たれる。

※行頼は信濃守で大森六郎兵衛入道、法名を行阿弥とし鎌倉殿に仕えう。経頼は信濃守で次郎右衛門と称す。

惟頼は信濃守与一と称し大森葛山系図では惟時とする。

頼忠も小山に移り竹ノ下の城の腰に城を築き、竹下孫八衛門を称した。伊藤裕親父子の安元二年に伊豆の奥野で狩鞍の催しに相撲で名を馳せ、更に、生土城を築城する。

*城ノ腰は中世豪族の城を圍繞して一族郎党の居住した地で、葛山城では愛鷹山側の大洞にあり、同じく、こしまき

(腰巻・仙年寺田)が御宿の台地にある。

生土とは湿地帯の生き生きした様で隣接地の谷嶽と共にかつての海底が隆起し、古代にシラスゲ・ヤガミスゲ等が繁茂した土地を云う。

頼頭は葛山家より入り信濃守となり、鎌倉侍所となる。

藤頼は式部大輔と称し父の頼頭らと共に生土城に拠点を移し、相模地方への進出をうかがう。慶正元年に関東公方足利持氏方として戦い、初代の小田原城主となる。

頼明は相模に春日城・丸山城を築き、その弟、長親彦六と称し、円覚寺佐野領の代官なお、応永五年(一三九八)

上野介今川泰範の被官に大森彦六がある。また、同年と応永七年の円覚寺文書に佐野郷に関する大森彦六の押書も。

朝頼は姓を頼春と改め信濃守を称し、岩屋城・河村城を築く。深良の大森は頼春の代より豪族として続き、氏頼の

六代孫の右馬院允は深良の大森山西安寺を再興する。

頼春の弟、箱根別当証實は応永二三年上杉禅秀の乱を平定し氏を補佐して駿東より足柄二郡の箱根山周辺地を手中に納める。頼春が小田原城を築城したのもこの頃である。

*古語では「はこ」は神仏の意味(中野敬次郎)であり、箱根は神靈嶺といわれ、箱(筥)のつく地名は高高麗より渡来した関東人の祖先がもたらした言葉に由来する。

延暦二十一年(八〇二)に富士山の噴火で足柄路が廃止さ

れ、宮筋途が開かれる。

『日本紀略』

箱根原山の宮別当・宮別当山は昔、箱根権現の道筋にあり深良嶽・駿河戸（戸は場所で、相模との境）より駿河戸峠を下り、箱根に向かう。それで、宮別当などは神社の社有地と思える。『箱根町史』に「古代より駿河國の人たちは駿河戸峠を越え、下の湖尻で休み権現に参拝した。その時、食べた残滓で湖尻飯塚ができた。」と記す。（写真）



湖尻飯塚より芦ノ湖を望む

*別当とは僧侶の居住した地を云い、平安時代の役所の長や鎌倉期の公文所の長などのいた所や役職名などを云

う。
湖尻峠は初めは駿河戸で後に、駿河津峠で、津は港を意味する。その後湖尻峠と称して現在にいたる。

※円覚寺毎月四月一日の大斎文（文永八年）の大森右衛門

入道は、氏頼とも云う。氏の代は大森氏の隆盛期で、父・兄に続き足利持氏のために尽くし晩年に入道して寄栖庵と称し、家を実頼に譲り小田原城によらしめ岩原城に移るが実頼が早逝したので、城を次男の藤頼に継がせる。

深良の靈龜山興禪寺に「開基寄栖庵日昇明顕居士明応三年寂（一四九四年）」とあり、顕隆は實頼の子で大森式部大輔とす。小山の乗光寺に塔頭を祭る。

明応二年に氏頼は葛山氏に書状で「早雲の伊豆國討ち入りに際し、堀越公方足利茶々丸が大森山に逃げ……」と記す。『裾野市史資料編』

『駿東郡史』には、大森氏頼所用の鉄製梵鐘形蓋に銅龍頭の形といわれる茶釜が記される。『大平記』に観応三年（一三五二）大森・葛山氏が南朝方の新田義宗らに属して戦う。頼明・頼春ら六名の五輪塔が小山町生土乗光寺にあり、大森家の没後の正保年間に相模より移転された。

明応四年（一四九五）北条早雲が小田原城を攻めた時、城ヶ尾は夜間に牛の背に火の松明をつけ、それに武士が追隨して落しいれたと伝える。

*今、神戸市の大森尚氏は家例により「頼忠」と称し、小田原同族会の代表幹事をつとめる。

三、氏神と墓

1 天白大明神とビシ免

大森天神の西側天神前に天白さんがあり、手の守り神として信仰され、南堀区の年寄が八幡宮の後の九月十六日に祭るが、新地山田の大庭金作氏が管理する。その符札に、

①表

裏

天下泰平 維持 宝永三年三月初四日

南堀 町田

奉請 天白大明神 守護

和田 市場 最寄中

国家清栄 □王 興禪寺六世寿山鑿叟詣誌

遠道原

②文政五年（一八二二）壬午六月二十日の札は、表は前同様の表記だが裏側に、請主 南堀とし、施主が大庭惣衛門に、世話人が定治衛門と幸右衛門（堀ノ内、小見山家の祖、戒名、悟山弓道禪定門）となる。

小宮山家の祖、清七（藤原氏後裔・戒名光山春智恵禪定門）も元禄・宝永年間に明神社に關わっている。

天保十二年辛丑六月一日には、施主が再び五区に戻る。

更に、昭和十二年にはまた施主が南堀区で、世話人が野際多忠次郎ら四名となる等、施主の変遷が御符札に読める。

鎮守森の椎木一本は枯れ、祠脇に樫の木が大空に聳える。

*天白・天伯と云い天白神を祭った所で東海地方に多い。

地名を持つ天白社は、榛原郡勝間田柿ヶ谷天白の祭神は盤裂命、同郡旧初倉村上湯日天白の祭神は武甕鎚神等があ

る。また、豊橋市高師の海岸側も同じように、天伯の社と字や広い地積の天伯原がある。

盤裂神は伊邪那美命と古事記に登場し、盤は巖・岩でそれを裂くような強い神をと伝える。

大森氏ゆかりの地、小山町湯船に延宝八年の『湯船村鑑』

に「天白小社、宮地式間 三間 雜木御座候」とあり、天白は星の神で水害を守る神とする。『地名語源・味完二』

*三島大社の元は三島明神で、足柄峠には矢倉沢明神がある。明神につき「続日本書記」天平二年十月「渤海よりの物を諸国の名神社に」とあり、昔は「名」の字をあてた。また、『古事類苑』の神祇部神号の条で「明神は社格なのに、そうでないのに明神と称するものが多く」と記されている。『野史辞典』

名とは名田のことで中世の國衛領、莊園で所有者の名をつけて□□名と呼ばれる。字の公文名は公文の所在地で地名となり、今、鹿島神社（武甕鎚命・万治一年）を祀る。

※奈良の春日大社（武甕鎚命）は藤原不比等が氏神として鹿島より要請したことで、天白明神も祖先にならない大森氏の氏神として創建されたものと思える。

町田に「ビシ免」があり、毘沙・歩射の転化で、歩射の費用を弁ずるための免となる。『柳田國男集・卷二十』その武勇（やぶさめ）神が後に手芸の神とされ、更に、

素朴な手の神として現在に語り継がれたと思える。

2 大森天神

惟康の墓を大森天神と称し、深良月光山松寿院に靈牌を安置し、南堀の地積二六六五・六六に位置し、周囲を天神前、天神下、天神原と云う。また、堀ノ内と堀ノ内前、山庄田、山庄田東、大森山、城ケ尾に続く。

天神地積の元は一筆で後に二六六五が深良神社々地となる。後者が牛頭天王の祠となり野際茂春氏が管理する。

奉建立 牛頭天王 守護所

亥 五月吉日 願主 栄太郎 大工 伴藏

寛政三歳 祭主 前田筑訪山

や、寛政十年（一七九八）の祭主、増田和泉正等四枚の符札を奉納している。なお、深良神社に「文化五戊辰 和泉正 藤原裕直 代」の灯籠がこの地より移設されている。

和泉は現在の大阪で、先の忠親の母は伊勢の祭主大中臣輔親の女で、上東門院の女房にあたる。それで、深良はその縁で御厨の時代に伊勢に寄進されたと云う。

牛頭天王は藤原氏がインド舎衛国、祇園精舎の荒神を須佐之男命に習合させ、勧請して京都の八坂神社に家の守護神として祭る。奈良時代より平安初期にかけて、疫病など災害を御霊の仕業とする御霊信仰に加え、念仏と結びつき

全国に普及した。そして、七月七日の山鉾巡業をはじめ岩清水八幡宮・今宮神社・北野天満宮などを発達させた。

*奉請 牛頭天王 祭主 勝又星丸

星丸は深良遠道原の禰宜、故熊太郎・屋号「下」、俳人で地域の先覚者であった。今、東京にて「岬」主宰の俳人、一透（輔弼）氏の父親である。

南堀の古老たちは幼少の頃に山鉾祭りに参画したと云う。

・小山町菅沼に天神下・天神原が正保四年よりの檢地帳に記され、郷に蓮心の子、忠茂三郎入道の館跡が「竹の花」にあり、大森天神との縁を思わせる。

※先の八坂神社の社紋は木瓜でこれが胡瓜の元祖となる。

大森天神の地、南堀には平成の今も胡瓜を作らない家が幾軒かあり、野際家を通し、或いは個々に胡瓜を社に納める等とその絆はなお、連綿と続いている。

然し、今や他の地では大森天神は太宰府天神と混用され、その上、とって変わられようとしている。

因みに太宰府天神の創始は天曆元年（九四七）でその社紋は左三階松であり、大森天神とは明らか異なっている。

*八坂神社は近隣の天神社・牛頭天王社・祇園寺の三社が習合合体したものと云われている。大森天神社も行政指導により、大正二年に町田の神明宮に移転し併座された。

別紙

①三橋家譜・寛政重修諸家譜

房前の後胤三橋太郎季頼 頼朝將軍に仕える。これより代々三河國に居住する。信季が末孫を佐助信盛といひ、その次男信久なりといへり。

北条氏に仕う 北条氏直に仕え後東照宮に仕え御鷹師に、元和三年没

・信久 — 盛勝

九左衛門 信次の次男、東照宮に仕え 寛永十一年

鷹師。寛文七年没 家光に仕う

信吉 — 信清

九左衛門、内藏允、寶九年家重殿に拝謁。明和元年大番に列し、

安永六年遺蹟を繼ぐ。妻は小宮山内膳昌國が女

・信清の子孫、信寶

信次の三男、東照宮に仕え鷹師で、米百俵下賜、

田方郡大平に住し、寛文八年没、大平村邑 金竜院に葬る

・信宗

弥市右衛門 鷹庄を務め、寛文十年遺蹟を繼ぎ大平の邑に住す

・信茂

信次の孫、慶長元年東照宮に拝謁し、父に繼ぎ鷹師。

慶安元年没し小石川の善雄寺に葬る

・信勝……………三橋弥市（金竜院現住職）

*このように、藤原系、三橋信寶のぶなの妻が小宮山昌國の女である。また、興禪寺より同寺派の金竜院（修善寺大平）へ慧莫えいこ大和尚が入籍する。

②興禪寺記より

興禪寺の自謙大和尚は同寺派の最勝院（中伊豆町宮上）へ入ったが、興禪寺の和尚が若年で死去したため、急遽、深良に戻り小見山清七家（堀ノ内）に入り興禪寺の諸事を執行する。

註

足利持氏の菩提寺が藏春院（田方郡大仁町田京、田京は伊豆国府の所在地とも）にある。この寺は上杉憲實が春屋州能をして曹洞宗のこの寺を建立した。

以来、七堂伽藍を完備し徳川時代には十萬石の格式を与えられたが、昭和二十一年に全山を消失し、後に、再建されて今にいたる。

私は昭和二十七年に住職に乞い、寺の裏山にある柱状節理の輝石安山岩二本を譲りうけて、通り門の門柱にし設置し、今も、印象に残る。

（はだ いさお・編さん委員）

深良用水に感謝しよう

- 一、深良用水は命綱
- 二、深良用水隧道は当時日本一の大工事
- 三、友野与右衛門のこと
- 四、水神として祀られた元締たち
- 五、箱根神社
- 六、大庭源之丞のこと
- 七、新川の開さく
- 八、井組三郷
- 九、用水堰
- 一〇、富沢穴堰
- 一一、水論
- 一二、芦ノ湖水神社
- 一三、むすび

鈴木 強

一、深良用水は命綱

江戸時代初期、寛文年間、深良村名主・大庭源之丞の悲願により、友野与右衛門らが芦ノ湖を源として箱根外輪山に一二八〇米の長い隧道を掘り抜いて、黄瀬川に水を引き入れてから三二三年の間、休むことなく湖水の水は滔々と流れ続けている。

私達の祖先はこの水によって生きてきたのである。深良用水が流れることになってから、裾野から長泉、清水に亘って縦横に小川が作られ、水田が開発され、畑成田はたなりだといって水がないために畑にしか使えなかった土地が水田に変わっていった。そののみか朝起きると、この小川で顔を洗い、米をとぎ、洗濯をし、風呂の水を汲み、また弛ゆるみなく流れる水が防火用水として部落を守っていたのである。

この水がなくては、空気も同様、私達の祖先はこの土地

での生活はなり立たなかつたとも云えるのである。

この水によつて先祖から營々として引き継がれ、今日あるを思い起こして報恩感謝しなければならぬのである。

水道の敷設された現在においても、この水の重要性には変わりはないのである。

防火用水としての役目は殊に大きく、水路工事等のため、水が止まつた時には消防のご苦労もさることながら、住民は不安を抱くことは勿論であり、さらには家庭排水がこの小川に依存していることや、雨水排水のことなど、この小川の流れによつて私達の生活は成り立っていると云えるのである。

このように深良用水は、ただ単に水田耕作者のためのものではなく、この土地に住む人々の生活に大きな影響を与えていることを十分に認識すべきである。

二、深良用水隧道工事は当時日本一

寛文年間、徳川四代將軍家綱の頃で、駿東の村々は小田原城の大久保加賀守の領地と幕府直轄の沼津代官所の支配に属していた。

箱根の山をくり抜いて芦ノ湖の水を黄瀬川に流入させると云う大工事を引き請けてくれた元締は、甲州流軍法を継

承する友野与右衛門である。

芦ノ湖は、箱根大権現の御手洗の池とされていたので、与右衛門は宮崎市兵衛、松村浄真、三名の連記で先ず箱根神社に立願状を差し出した。これが寛文三年二月十三日である。(この立願状は今も神社に保存されている) 当時は神仏混淆の時代で、箱根権現の別当職は金剛王院の住職が就任する定めであり、その第五十代の別当・快長僧正が与右衛門らの熱意に協賛し、寺社奉行、勘定奉行に対し許可を与えるよう働き掛けを行い、江戸に三年間も滞在して運動したと云われるから、工事着手前の手続きも如何に厄介であつたか窺われる。

漸く許可を得て、寛文六年四月十三日、手形を代官所に差し出して工事が始まり、途中で資金難や難工事に遭遇して、当初の計画より三倍もの歳月と費用を費やして貫通したのが寛文十年二月二十五日である。

箱根神社に立願状を差し出すまでも、調査や話し合いのため相当の日時を要した模様であることから、企画から完成までには十年余の歳月を要したことになる。

開さくした隧道は全長一、三四二米(七三八間)、工費七、三三五兩二分一朱と云うから、現在に換算すると五十億とも六十億とも云われる。人夫八三万三、五八六人が働いた。当時、会津藩主・保科正元が寛文六年滝沢山の隧道を全部

藩費を使って延長五七〇間のものを完成したが、それを凌ぐもので当時としては日本一の大工事であった。

三、与右衛門のこと

このように中駿繁栄の礎を築いたとも云える元締・友野与右衛門について知る必要がある。

友野家は甲州、武田勝頼の家臣であつたが、勝頼が没した後、府中・今の静岡に移り今川氏に仕え、安倍川筋の開田を行つていたが、その一子・与右衛門は江戸浅草に出て札差業を営み名声が高かつた。

深良村名主・大庭源之丞は、その名声と人柄を頼つて強力な懇請を行つた。与右衛門はその熱意に動かされて駿東に赴き、黄瀬川沿いの土地を踏査し、芦ノ湖の周囲を廻り、元締として取り掛かる決意を固めたことが伝えられている。勿論、莫大な工事費を必要とすることは当初から覚悟していたようで、箱根権現に立願状を差し出す時は、宮崎、松村という強力な資本主の応援を得ている。

しかし、幕府の許可を得るために三年有余の月日と相当な出費を要し、着工後は巨大な岩石や頑強な地層に当たつて工事は難渋を極めた。そのうちに、宮崎、松村二人の元締は、その理由は詳でないが脱落して去つた。工事は遅々

として進まず、しかも資金は枯渇してきた。与右衛門は、江戸浅草にある私財を一切処分して、深良に土着する決心をする傍ら、東奔西走して新たに浅井佐治右衛門等四人に元締としての協力を得ることができて、着工以来四年にして心魂を傾けた隧道が開通したのである。この間に、機械を運ぶため湖上を渡る舟が取り押さえられ、与右衛門は二度も幕府に拘禁され、その都度、箱根権現の僧正が出願して保釈されたという記録が、箱根神社に保管されている。「工事咄控」に記載されているが、真偽のほどはわからない。何れにしても、全智全能を傾倒し、全財産を投入して没頭したのである。

元締・与右衛門は今でいう請負業であり、社会奉仕、慈善事業の目的ではなく、当初から採算を考へて取り掛かつたものであり、それによりこの地方が潤い、農民から喜ばれることを期待していたものであつた。つまり、代官所へ差し出した手形をみても、御厨領で七千石、沼津領で一千石の新田を開発し、開発後、幕府に納める上納は七年間免租、従来からあつた干損田については上田一反当たり一斗九升、中田、下田、下々田については何程、畑成田については上田一反二斗、中田、下田については幾らかの水料を農民が元締に納める。なお、御厨領については末々まで十五分の一の報償を支払う、と云うことで幕府の許可を得た

のであり、この七年間に投資した資金の回収を終る目論見であったのである。

ところが、元締にとつて不運と誤算が続いた。つまり、通水した翌年の寛文十一年八月、有名な亥の満水（亥の年の雨台風）で向井田の新土手が決壊し、数百町歩の田畑を押し流した。その後の年は干損で、せっかく開田した土地も富士火山灰土が多いことから水が地下に浸透してしまい、予定の半分も水が掛からなかった。そうこうしているうちに七年余の歳月が流れ、延宝七年には、元締は水支配を幕府に取り上げられてしまったのである。

開田は思うにまかせず、資金は枯渇し、幕府の圧力に屈しながらの仕事は難渋を極めたのであったが、長泉町惣ヶ原がほの現在の芦ノ湖水神社のある土地を元締屋敷として、ここを拠点にして奔走したのである。それも十数年のことで、これほどの大事業を成し遂げた元締のその後の消息は、いつ、どう云う理由で何処へ行かれたのか、柏木家、渡辺家の古文書によっても、それを知ることができない。

富沢・渡辺家古文書の中に「元締等の偉業と徳義を称賛し記録を取め、その芳志を忘却せざるよう二小堂を建立しありたるところ文化五年に子供の弄火が原因で二堂とも焼失したり」との文書がある。若し、この小堂が焼けていなければ、元締関係の文書類が伝えられたであろうことを考

えると、まことに残念でならない。

四、水神として祀られる元締たち

元締たちがこの地を去った後、この大事業によつて、この土地が栄えることになった農民達は、元締らに対する報恩感謝の心から元締地蔵を建立した。これは正徳元年のことである。今、長泉町惣ヶ原の芦ノ湖水神社の奥殿に祀るご神体は人像の石地蔵、隣する石塔は正面に「箱根用水掘抜元締水仁」、左側には「南無阿弥陀仏」、右側面には「三界万霊塔」、その下に「友野与右衛門、浅井次郎兵衛、次崎源右衛門、長浜半兵衛、尼ヶ崎嘉右衛門」と刻まれている。このように、私達祖先は正徳元年から三百年近く、名主・大庭源之丞、元締・友野与右衛門らの遺徳と面影を偲びながら、その霊を慰めてきたのである。

思えば隧道開通の後も黄瀬川まで新川を切り開いて落し、黄瀬川から開田予定地へ水を引き入れるための工事が続き、資金はいよいよ苦しかったようであり、あらゆるさんだんをしたものと思われ、富沢名主・勘兵衛から借入れた借金の返済も思うに任せず、代官へ訴えられたと云うこともあり、元締たちの苦悩のほどが窺われるのである。しかしながら、幕府もなし得なかつた当時日本一と云われる大事業

をやり遂げるための過程には、不都合と思われることも多少はあったであろうことは想像されるのであり、大局から判断して、その微々たる事象をとらえて云々することは人の道義に背くことではなからうか。それが故に、私達祖先はこの偉大なる功績に対し、報恩感謝し、神として祀り続けてきたのである。そして今もなお、その恩恵によつて生活できることを考えれば、神として仰ぐことに何のためらいもなく、とてもなおざりにできることではないのである。

五、箱根神社

箱根権現は由緒も古く、平安時代には多数の僧兵を擁して勢威をふるい、鎌倉時代以降は武將の崇敬も厚く、国司不入の地として領主の権限外にあった。明治維新以後は箱根神社として仏教色を払拭したが、それ以前は神仏混淆であつて、権現は金剛王院の住職が別当職にあつて管理し、京都御室御所の管轄下にあつた。

与右衛門らが立願状を箱根権現に捧げたのは寛文三年二月で、別当金剛王院第五十代の快長僧正の時であつた。快長僧正は、農民の利益のためにと与右衛門らに協力することを決意され、自らも江戸に出て、寺社奉行や老中などを歴訪して運動を続けたのである。この場合、僧正が共鳴さ

れなかつた場合は、この事業は成り立たないのであり、快長僧正の英断がこの工事の最初の鍵を開いたことになるのである。

快長僧正の努力に対しても頑冥な幕府は容易に承認を与えず、月日を浪費した。しかも快長僧正が寺務をすて俗事に没頭したと云うことで、御室御所から隠居を命ぜられることになった。後任として赴任した第五十一代長譽僧正は非常な才子で、先代の意思を受継ぎ渾身の援助をしたのであるが、忽然として急死してしまつた。その後には就任したのが聖政僧正である。聖政僧正は先二代の僧正の志を継いで奔走し、遂に許可を取り付けたのである。寛文六年のことである。

思えば、箱根権現三代に亘る僧正のお骨折りによつて、深良用水は工事を始められることになつたのである。

以来、用水の恩恵を受ける駿東農民は、箱根神社に対する感謝の念を忘れず参詣を怠ることがないのである。殊に、毎年一月の初祈禱祭と八月の例大祭には用水組合のための神事が執り行われ、関係市町長を始めとして、区長、部農会など代表者が必ず参列している。

芦湖水利組合は、毎年、献上物や初穂料を予算に計上し奉納を続けてきたのであり、これからも、永代続けられるものであろう。

信教の自由をとかく云々される昨今であつても、こと箱根神社に対しては全く趣を異にするもので、この御恩に報いる心を決して忘れてはならないものだと思う。

六、大庭源之丞のこと

深良村名主・大庭源之丞は、深良南堀に代々居住する旧家である。この頃、深良村は駿東の村では一番の大村であつたことと、隧道の出口であるとともに、村の全域に引水できる水上の村でもあつたことから、心魂を傾倒して最初からこの事業に取り組み、与右衛門に工事施工を頼むとともにあらゆる協力をしたのである。

即ち、この用水に関係する三十ヶ村は、昔から黄瀬川やその支流などを用水として、少ないながらも田を作つていた永い慣行があつた。与右衛門らの計画は、湖水を一旦黄瀬川に落して村々に配水するのであるから、旧来の用水路も当然合流することになる。また、御厨領と沼津御料所の村が入り混んでいるので、支配関係も複雑で色々の利害関係が山積した。こうした複雑な地元の村々の合意を取り付けなければならぬ。このような厄介な仕事を解決するのは元締らでは到底できるものではなく、地元の実情に詳しく、また信望の厚い源之丞であつてこそなし得ることであつ

た。

待望の許可が下り、愈々、この大事業に着手するに先立つて与右衛門ら元締は、源之丞に対し感謝のため指入れ証文を出している。この証文によれば、この事業を思い立ったのは貴殿が草分けで、そのお手引によつて私共が工事を計画し、幕府や御代官に出願しようやく許可になり、用水を使用する村々の相談も纏つたので、来る八月二十五日に着工の運びになつたと今迄の経過を述べ、これと云うのも貴殿が誠意を尽くしてご苦勞されたお蔭であり、その恩謝として工事が完成したあかつきには、村々から私共へ納める米の中から年々五石宛開發期間中、貴殿方へ差し上げたいので御承知願いたい。このことは私共四名の元締が証文に連印して堅く御約束しますと、述べている。なお、宛名の源之丞には「御発企」と記して、源之丞がこの事業の発起人であることを明示している。

大庭家の系図によれば、古くは大場と称し武田氏に仕えて武功があつたと云う。

現在の当主は、大庭重一氏で連綿として続いている。旦那寺は曹洞宗興禅寺であるが、墓地は町田の浄土宗松寿院の裏山の杉木立の中に一段高くしつらえた墓壇があり、数基の石碑が並んでいる。その碑の一つに笠石のある古い墓碑がある。それが源之丞の墓で、三百年近い風雪によつて

表面も風化され、刻まれた文字もさだかでないが、「任王一運上座」と記されている。

七、新川の開さく

隧道によって導かれた湖の水は、従来の谷川を流下させた。しかし、この川は山中では西流しているが、麓に来てからは、大きく南に方向を変えて上丹須釜から上原に向っている。そこで、屈曲点にあたる須釜の馬坂尻から西に向って水路を開き、黄瀬川を結ぶ計画を立てた。つまり、深良川の流路を変更するわけで、以後、この水路が新しい深良川で新川、もとの深良川を古川と呼ぶことになった。新川の開さくは隧道工事とともに深良用水の眼目であつて、この水路が開かれなければ、中郷下郷の大半は湖水を引くことは不可能だつたと思われる。

この工事は、寛文十一年三月十九日から四月九日までの二十日間の日程で行われ、出勤人員三、四三四人のうち、茶畑の堰工事に二二八人があたり、残りが新川工事にあつている。その人足は全部小田原藩領の村々から出役し、遠くは印野、陣場、板妻村などからも来ている。

深良村役場の調査書によると、延長七二〇間（一、二九六米）川巾三間余あり、両岸は高さ九尺余の石垣を以つて固

め、且、巾二間の堤塘つとを築くと述べているが、寛文十一年のこの工事はもつと素朴な構造だつたと思われる。それはその後の台風で何度か決壊し、殊に宝永二年の満水には家や家財など数軒が押し流されて、震橋、さいかち橋辺りまで押し出している。

安永の頃ともなると水田は多く開発されたが、水不足が続き水論が絶えなかつたので、代官所の許可を得て四ツ留水門の床下げ普請を行うことになったが、水量が増えることによつて、また新川土堤が潰れる恐れがあると云うことで深良村が承諾しなかつた。そこで、水下二十八ヶ村がこの土堤の水損については引き受けることを条件として、床下げ工事が行われた。この時の条件が「永代預り金」の制度である。即ち、金四〇両と米百五十俵を拠出し、米は深良村へ渡し、金は二十八ヶ村で永代預り金として積み、その利息を年々深良村へ支払うということになった。この規定は寛政三年以後固く守られ、三郷の内それぞれ二ヶ村が年番で利息を取り立てにあつた。

明治維新後も従前の慣例にしたがつて行われたが、明治十四年用水掛り改正とともに反別割とした。この預り金の制度は、時代の変遷により形が変わってきたが、その精神は引き継がれ、今では年額六万円が水利組合の予算の中から支出されている。

八、井組三郷

旧幕時代には、芦ノ湖湖水掛りの村々を総称して井組と呼んでいる。井は堰の当て字で、当時、用水組合をそう呼んでいた。元締たちが用水を支配していた元禄元年までは、村々から水料を徴収する代りに用水を管理する責任を負っていたので、村々自体が用水に関して共同で処理しなければならぬ問題は内在していたけれども、表面上はなかったわけである。したがって、この時代は村々の結合も極めて緩やかなものであった。

当時の湖水掛りの村数は四十五ヶ村であったが、元禄元年、元締たちが水支配を免ぜられ、沼津代官小長谷勘左衛門の支配になると、用水を管理する諸経費はすべて村々が負担することになり、必然的に井組が結成されることになった。この時に長泉町牧堰から沼津の南小林、岡ノ宮、石田など十五ヶ村は、黄瀬川の水が少なく引水する価値がないと云うことで脱退した。残り三十ヶ村で三郷による三組が構成された。つまり上郷（岩波、神山、深良、上ヶ田、金沢、葛山、御宿、千福、定輪寺、富沢、一色の十一ヶ村）は深良新川とカラウト、大洞、御宿、千福、富沢穴堰の黄瀬川から直接引水する。中郷（石脇、佐野、久根、公文名、稲荷、茶畑、平松新田、二ツ屋新田、麦塚の九ヶ村）は佐

野堰から引水する。下郷（伊豆島田、水窪、納米里、上土狩、中土狩、下土狩、竹原、本宿、伏見、新宿の十ヶ村）は堰原の大堰から引水する。

その後、宝永四年本宿村が、明治三年麦塚村がそれぞれ水下のため水量不足を理由に離脱した。以後二十八ヶ村となり、町村制施行以後は二十八大字となって現在に至っている。

元禄時代以後、沼津代官所の支配の下に水配人が選ばれていたが、元文の頃からは上、中、下の三郷から選ばれるようになった。現在も三郷から正副二人計六人が選出され、毎年堰および隧道内点検等が行われている。

九、用水堰

隧道の完成によって湖水を灌漑用として使用できることになったが、新田や畑成田を開発するためには、さらに用水堰の整備が必要であった。隧道を流下する水を最初に取り入れる堰を豊後堰といい、現在は第三発電所の排水口の下方に移されたが、移築前には現在の場所から三〇〇米も上流にあった。この用水路は山の中腹を掘廻して作られているが、廃止後は山林の中に荒廃し水路も埋って痕跡だけを留めている。

豊後堰を始めとして新川筋に九ヶ所の堰が設けられ、深良耕地を潤している。

黄瀬川に合流してからの大きな堰は七ヶ所ある。先づカウト堰で、金沢、上ヶ田、葛山に引水され、次いで大洞堰は深良中部・南部に、御宿堰は御宿耕地に、次いで中郷全村の用水となる佐野堰は石脇・三島神社の北側にあつて、田植え時の水の必要時には殆どの水を呑み込む仕組みになっている。

また、洪水時に備えて強固な護岸堰堤と水門が構築され、近くに所在する消防署が三門からなる水門の操作を担当している。上、中郷で取り入れられた水の流末は再び黄瀬川に流れ込むことになり、これから下流に千福堰があり、富沢穴堰がある。その下流、堰原部落の黄瀬川に大堰があつて下郷全部の用水となる。黄瀬川の水もここまで来ると水量も極く少なくなるので、流水を漏さず引き入れる必要があつたので、毎年、春の苗代時には年中行事として農民総出の補修が行われた。引き入れられた水は堰原部落の中で三方に分水される。これが三俣堰である。

堰原部落は元来伊豆高田であるが、大堰、三俣堰の要衝にあるのでこの呼称が生まれたのではなからうか。

このように、引き入れられた水はさらにそれぞれ配水され、上郷で十五ヶ所、中郷は六十六ヶ所、下郷は六十三ヶ

所の堰が水配に登録されて管理されてきたのである。

一〇、富沢穴堰

大畑河原の南端・黄瀬川右岸に富沢穴堰がある。ここを堰口として桃園部落の花園橋手前の四叉路の石像群北側で開渠ひらきになつている。これも寛文十二年に作られたものであるが、普通の用水堰と違い穴堰、つまり疏水隧道である。このことと同じような穴堰は三俣堰から分岐して上土狩の一部および納米里耕地に引水するものと牧堰から本宿に通水するものとが作られた。

富沢穴堰は、大畑山の裾が黄瀬川の右岸に断崖を作つている地下を川に沿つて掘り抜かれ、川に面し数個の窓がかけられている。定輪寺（現在の桃園）、富沢、一色の三ヶ村の掛合堰である。この堰も長い年月の間に所々が崩壊し、その都度改修が行われてきた形跡が多く残つている。

最近、この水路の上が道路となり住宅が建つようになつて危険なため、裾野市の事業として本格的な全面改修が行われている。昭和五十四年から五ヶ年計画で施行され、初年度延長一・一三米、二、二五〇万円、五十五年度一・三二米、三、五六二万五千円、五十六年度一七八米、三、九一八万八千円で、既に完工分は四二三米、九、七四一万三千円となり、

五十七年、五十八年度で残七九五米を約一億三千万円で計画している。さらに堰口の改修を必要とすることから、総事業費は約三億二千万円余になる見込みである。

一、水 論

井組も用水管理上の問題あるいは配水等の慣例をめぐって紛争を生ずる場合があり、内部解決のできない場合には訴訟事件となった。そして訴訟の結果は、以後の紛争を解決する有力な基準として尊重されるので、現在でも裁決状の原本は嚴重に保管されている。殊に水量の少ない年に紛争が多く、宝永四年富士山噴火の前後の年には井組全部が係わる訴訟が起きている。また、安永五年には上郷のカラウト・大洞の堰によって殆ど引水し、中郷、下郷へ水が流れず濁水で田植えもできないと云うことで訴訟が起きている。元禄元年には既に川下の沼津井組十五ヶ村が離脱し、宝永四年には牧堰から穴堰による大工事をした本宿村までが離脱したことをみても、水量は十分でなかったことがわかる。水がなくては田作りはできないことであり、その後も小さな水争いは絶えることがなかったようである。

大正から昭和初期においても、徹夜で堰見張番が立哨して水配を監視することが屢あり、水盗りと争って刺傷事件

を惹起するなど、喧騒な水争いが行われたのである。

水の少ない年には、佐野堰によって中郷の取り入れへ殆ど流入し、僅かに流れる水は千福堰にすべて吸い込まれるので、その下流は一滴の水も流れず、五竜の滝までは乾いた河原となることが例であった。富沢穴堰や大堰の用水は五竜の滝下で瀬名沢と大柄沢川の流末が黄瀬川に流れ込むので、それを主たる用水としていたのである。

一、二、芦ノ湖水神社

旧幕時代は早川筋の村々との間には水論等の紛争をみることはなかったが、明治二十年代になってからは用水施設あるいは水利権をめぐって問題が生じ、しかも次第に深刻化するに至った。遂に明治二十七年四月、逆川堰留施設破壊事件が発生し、当時関係村である深良、富岡、泉、小泉、長泉、清水、富士岡村の七ヶ村の首脳や水利関係者は連日協議を重ね、激昂する村民をなだめて告訴に踏み切った。これが今も名に残る逆川事件である。以来、地方裁判所、控訴院、大審院と五回に亘る裁判の結果、明治三十一年一月、最終判決が宣告された。事件発生以来三年余を費し、祖先の偉業を守り抜いたのである。この裁判の勝訴を機会に関係村々が浄財を募って、芦湖水利組合の基礎作り身に

命を捧げられた、名主・大庭源之丞と元締らを永く守護神と仰ぐため、かつて元締たちが居住していた長泉町上土狩惣ヶ原の屋敷跡を選び、元締地藏四基の石塔を御神体として一堂を創建し、芦ノ湖水神社と名付けた。時に明治三十四年四月であった。

創建以来、毎年八月一日を例祭日として地元上土狩区が世話をとりしきり、水利組合の議員、水配人なども参列して荘厳な祭典が行われている。とりわけ神社創建とともに関係者の努力によって元締・友野与右衛門のご子孫を探し当て、大庭源之丞のご子孫とともに例祭にはお招き申し上げ儀式に参列していただいている。

友野家の現在の当主は、横浜にお住いの友野宏弥氏である。友野家には家宝の刀一振りをお社に奉納された。

私達祖先も、この偉大なる事業を成し遂げられた恩人に対し、片時も報恩の念を忘れてはならないものと心を合わせ、建立に力を合わせたものであろう。神社の周囲の石垣には、数百名に上る浄財寄進者の名前が彫り込まれている。

三、むすび

このように、深良用水は私達にとって切り離せない深い係わりを持っているのである。

なお、深良用水の呼称については往古において統一されておらず、例えば、箱根用水、堀抜水、芦湖湖水など色々な名前で呼ばれていたが、昭和三十四年四ツ留水門と呼んでいた取入口の水門を「深良水門」と呼称すると、組合議会で議決されたことにより、隧道から出た水は在来の深良川に合流するものでもあり、以来、深良用水と呼称することになった。

以上のように寛文年間以来、私達の祖先が十代あるいは家によっては十五代に亘って、この用水を命綱として大切に守り、そしてその恩恵に浴してきたのである。

今静かに考える時、私達はこの有難さを忘れ、水は低きに流れるものと、全くの無頓着で暮らしているのではないだろうか。

ここに改めて先人の偉業を敬仰し、この土地に住いるもの挙って心から報恩感謝の念を忘れないようにしたいものである。

※この「深良用水に感謝しよう」は、市史編さん委員であった故鈴木強氏が昭和五十七年、同名の小冊子（芦湖水利組合事務局発行）に記したものです。

鈴木強氏に哀悼の意を表す

四方一 洸

裾野市史の編さん委員であり、こよなく裾野を愛された鈴木強氏が昨年平成九年三月七日なくなられた。満八〇歳であった。氏には収入役というよりは、裾野市の鈴木育英図書館での勉強会や、裾野市史編さんのお仕事を通してほぼ三〇年にわたるご交誼をいただいた。

鈴木氏の訃報を知ったのは、迂闊にも昨年の末に近い頃であった。誠に慚愧に耐えないことである。謹んでお詫び申し上げ、改めて哀悼の意を表したい。

鈴木氏に初めてお目にかかったのは、まだ木造の古びた静岡県立教育研修所の図書室であった。深良用水の古文書をもって鈴木育英図書館の鈴木芳子館長とご同道された。その古文書のなかに読めない字があるので読んで欲しいとのことであった。鈴木館長とは、以前私が講師を務めていた沼津の図書館の古文書研究会で知己を得ていた関係でそのお導きであった。その時の鈴木氏はあまり古文書をお読

みになれず、仕事の必要から用水関係の古文書を解説したいというのであればかなり膨大な量であろう。行政上の必要からということであったが、正直に申して、この調子でいったならばどのくらいかかるだろう、否それよりもやっていけるだろうかと言ったのが本音であった。

しばらくしてそこに鈴木氏の本領があったことが分かった。それまで古文書の解説とはまったく無縁であり、手に負えないものであったはずなのに、いや、それだからこそ敢然として立ち向かおうとされる気迫と旺盛な研究心の鈴木氏の真骨頂がそこにあった。

そのち再びお目にかかったとき、私の考えがまったくの杞憂であったことを知るとともに、面には笑みと穏やかさをたたえながら並々ならないお人柄の大きさと底知れぬ不撓の努力家に驚いた。数か月前、ほとんど古文書をお読みになれなかったというのは何だろう、読めないフリをし

ていたのではないかと思うほど、素晴らしい読解力で、私
が読めずに困っていると遠慮がちにご自分の考えを述べら
れるが、なるほどと教えられたものであった。その述べら
れ方もまことに謙虚で、この方はほんとうに行政の要職に
携わっている方だろうか、穏やかで物腰の低いのに敬服
し、人生の大先輩としての尊敬の念を抱いた。

そのち鈴木館長のお計らいで、またきつと鈴木氏の建
策もあつたことと思われるが、当時としては珍しい古文書
研究会が図書館の事業として発足した。図らずも私も講師
として月に一回お伺いすることになったが、その会員のま
とめ役と推進力が鈴木氏であつた。

会員の大多数は古文書は初めてという方々であつたが、
熟知した市内の資料のなから適切な教材を選び、懇切で
温かい会の進行をされるとともに、史料に関連する裾野の
歴史を語られ、初心者にも親しめる会へと導かれた。おか
げで私が退くまで退会する会員はほとんどなく、その後も
氏を中心になつて継続された。

鈴木氏は道祖神の研究にも精通し、鈴木育英図書館から
『裾野の道祖神』を昭和五三年に発刊されるとともに、鈴木
館長との協力のもとに道祖神のスライドを作成し、ご自身
の住まわれる石脇に伝わる明治初期の教育資料を発掘され、
公民館に展示してその一つ一つに緻密な解説をつけ、区民

の郷土への関心を高めるなど、多忙な公務のかたわら市民
文化の発掘、啓蒙に尽力された功績は大きい。

平成三年には「深良用水に感謝しよう」を静岡県芦湖水
利組合から発行され、また平成五年には『裾野市史研究』
(第五号)に『市史資料編 深良用水』出版を祝福して」
と題して『裾野市史』の「深良用水編」の刊行をこころか
ら喜ばれた。高橋敏先生の経過説明に「私も胸に込み上げ
る感動を抑えきれないものがありました」と述懐され、か
かわつた用水事業や刊行事業について触れられておられる
が、鈴木氏の文章には本当に愛着というか愛情というか、
そういうものを読む人に与えずにはおかないものがあつた。

鈴木氏は、二三年にわたる裾野市の職員として、さらに
一二年に及ぶ収入役の要職にあられたが、これは氏の潔癖
さと信望を如実に示すものである。その他鈴木育英図書館
理事、富士山資料館運営委員、裾野市史編さん委員などを
勤められ郷土研究に携わられたが、鈴木氏の場合それは個
人的な趣味ではなかつた。それが皆無ではないとしても、
それを個人から地域社会へ、さらに行政の立場にまで高め、
高所から地域社会の権益の擁護と人間における「文化」の
意味と役割を認識された哲学に基づくものであつた。

哀惜の情やみ難く、哀悼の意を表する次第である。合掌

(よも かずみ・専門委員・国士館大学教授)

編さん室日誌(抄)

平成9年

4月1～2日 叢書資料調査

4～6日 近世資料整理

5～7日 民俗編集作業・叢書資料調査

6日 専門委員会・合同会議

7日 近現代駿東文園選択作業

(駿東地区教育会館)

8日 近現代5次選択作業

(県総合教育センター)

10日 石造物一覧表校正作業

14日 石造物点描校正作業

15日 近現代駿東文園選択作業

17日 石造物点描校正作業

17日 中性紙封筒項目打ち合わせ

17日 叢書資料調査

19～21日 近現代5次選択作業

21～23日 民俗編集作業

26～28日 近現代5次選択作業

5月1～2日 近現代5次選択作業

(議事事務局)

10日 民俗編集作業

10～11日 近世打ち合わせ

11日 近現代聞き取り調査

12日 近現代5次選択作業(東京)

17～19日 近現代5次選択作業

19～20日 通史近世資料調査

22～23日 民俗編集作業

26日 近現代5次選択作業(東京)

27～29日 通史近世資料調査

29日 民俗編集作業

30日 市史編さん委員会

6月2日 民俗編集作業

2～3日 近現代5次選択作業

(駿東地区教育会館)

6日 民俗編集作業

7～9日 近現代5次選択作業

8日 専門委員会

16～17日 近現代5次選択作業

17～19日 通史近世資料調査

22日 近現代5次選択作業

(県総合教育センター)

23日 近現代5次選択作業(東京)

26日	民俗校正作業	22～25日	通史近世資料調査
26～28日	通史近世資料調査	25～29日	近現代5次選択作業
28～30日	近現代5次選択作業	9月1日	通史近世資料調査
30日	民俗校正作業	6日	近現代5次選択作業
7月2日	石造物資料整理	6～9日	通史近世打ち合わせ
3～4日	通史近世資料調査	15日	近現代5次選択作業
7日	近現代5次選択作業	21日	通史近世資料調査
	民俗校正作業	21～23日	民俗校正作業
12～16日	近現代5次選択作業	21～23日	近現代5次選択作業
14～15日	民俗校正作業	25日	通史近世資料調査
21日	近現代5次選択作業(東京)	10月11～13日	近現代5次選択作業
	通史近世資料調査	20日	民俗校正作業
26～28日	近現代5次選択作業	25～27日	近現代5次選択作業
8月2日	通史近世打ち合わせ	27～29日	通史近世資料調査
	民俗校正作業・打ち合わせ	11月1日	民俗校正作業
3日	専門委員会・合同会議	8日	歴史講演会(安田常雄委員)
5～10日	「目で見る裾野の歴史展」	8～10日	近現代5次選択作業
11日	民俗校正作業	9日	専門委員会
11～13日	近現代5次選択作業	14～18日	通史近世資料調査
12～15日	通史近世資料調査	21日	市史編さん委員会
18～20日	近現代5次選択作業	22～24日	近現代5次選択作業
		12月1日	民俗校正作業

6 〓 8日 近現代5次選択作業

7日 専門委員会・合同会議

地区協力員研修会

8日 近現代5次選択作業

20 〓 22日 近現代5次選択作業

民俗念校

平成10年

1月10 〓 12日 近現代5次選択作業

25日 通史生活史打ち合わせ(東京)

31日 歴史講座(福田アジオ委員)

2月1日 専門委員会

7日 歴史講座(岩田重則委員)

14日 歴史講座(宮村田鶴子委員)

14 〓 16日 近現代打ち合わせ

19日 近現代調査(県史編さん室)

21日 歴史講座(斎藤弘美委員)

28日 歴史講座(杉村 齊委員)

3月7日 歴史講座(松田香代子委員)

8日 通史生活史打ち合わせ

7 〓 9日 近現代編集作業

14日 歴史講座(新谷尚紀委員)

16 〓 17日 近現代編集作業

17 〓 20日 通史近世資料調査

21 〓 23日 近現代編集作業

27 〓 29日 通史近世資料調査

28 〓 31日 近現代編集作業

裾野市史編さん関係者名簿

(平成10年3月現在)

◆市史編さん委員

杉山 政康 裾野市助役(市史編さん委員長)
勝又 壽 学識経験者(市史編さん副委員長)
羽田 勲 学識経験者
勝田 光信 学識経験者
芹澤 充寛 学識経験者
岡田 憲明 学識経験者
松井 圭子 教育委員長
有光 友學 専門委員代表
芹澤 仁 裾野市教育長(平成九年九月逝去)
三井 満 裾野市教育長
川口 陽市 企画調整部長
渡邊 武彦 総務部長
長田 敏博 財政課長
大庭 章生 企画調整課長
田村 吉章 学校教育課長

◆市史編さん専門委員

有光 友學 横浜国立大学教授
高橋 敏 国立歴史民俗博物館教授
中野 國雄 日本考古学協会会員
福田アジオ 新潟大学教授
安田 常雄 電気通信大学教授
四方 一泷 国士舘大学教授

◆市史編さん調査委員

厚地 淳司 静岡県立沼津東高等学校教諭
井口 俊靖 加藤学園暁秀高等学校教諭
伊東 誠司 一橋大学大学院生
岩崎 信夫 東京都立目黒高等学校教諭
岩田 重則 東京学芸大学助教授
大串 潤児 一橋大学大学院生
菊池 邦彦 東京都立航空工業高等専門学校助教授
齋藤 弘美 日本民俗学会会員
坂本 紀子 早稲田大学大学院生
柴 雅房 静岡県立中央図書館
新谷 尚紀 国立歴史民俗博物館助教授
杉村 齊 三島市郷土資料館館長
瀬川裕市郎 沼津市歴史民俗資料館学芸員

関根 省治 静岡県立富士宮北高等学校教諭
 西川 尚男 沼津市立大岡中学校教諭
 仁藤 敦史 国立歴史民俗博物館助手
 東島 誠 日本学術振興会特別研究員(東京大学)
 松崎 真吾 湘南学園中高等部非常勤講師
 松田香代子 日本民俗学会会員
 宮村田鶴子 日本民俗学会会員
 湯川 郁子 東京外国語大学非常勤講師

◆地区協力員()内は旧村名

植松甲子男 西地区 (石脇村)
 杉山 光正 (佐野村)
 加藤 信雄 (大畑村)
 水口 清文 (二ツ屋新田)
 歌崎 久作 (定輪寺村)
 田口 千秋 (富沢村)
 水口 忠榮 (伊豆島田村)
 関野 政雄 (水窪村)
 中西 保男 (二本松新田)
 勝又 武夫 (久根村) 平成十年一月逝去
 藤原 善次 東地区 (稲荷村)
 芹澤 章 (公文名村)

清水 四郎 (茶畑村)
 芹澤 文 (茶畑村)
 飯塚 政高 (麦塚村)
 星野 直司 (平松新田)
 大庭 三郎 深良地区 (深良村南堀)
 倉澤 秀雄 (深良村町震)
 小林 秀年 (深良村上須)
 高橋 利治 (深良村原)
 一之瀬和雄 (深良村切遠)
 長田 稔 (深良村新田)
 藤森 茂良 (深良村上原)
 増田 一男 (深良村和市)
 小林 一夫 (岩波村)
 西島 秀雄 富岡地区 (千福村)
 西島 義禮 (千福村)
 土屋 誠吾 (御宿村新田)
 勝又 茂美 (御宿村入谷)
 勝又 秋男 (御宿村上谷)
 勝又 常一 (葛山村)
 芹澤 正己 (葛山村)
 八木 政治 (上ヶ田村)
 永田榮次郎 (金沢村)

杉本 隆彦 ♪ (今里村)
眞田 林蔵 ♪ (下和田村)
杉山 末雄 須山地区(須山村)
手網 拓史 ♪ (須山村)

◆事務局

芹澤 仁 教育長(平成九年九月逝去)
三井 満 教育長
鎌野 公種 教育次長
中野 光 市史編さん室長
米山富美子 主席主査
市田 弘志 主席主査
木原 慎也 主事
永野 武信 事務員
今関 裕美 事務員
濱田 明 事務員
山本けい子 事務員
長田 文代 事務員

編集後記

日頃より裾野市史編さん事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。今年度はこれまでに『裾野市史 資料編 第七巻 民俗』を頒布することができました。来年度には『裾野市史 資料編 第五巻 近現代Ⅱ』を刊行いたします。

また、今年度も歴史講演会や歴史講座に多くの方々を受講していただき、本当にありがとうございます。

今回の『裾野市史研究 第十号』に掲載された安田専門委員の歴史講演会は、十一月に行われました。戦後から高度経済成長期にかけて、暮らしがどのように変わり、どのような生活意識が生まれてきたのか、子供の作文をもとにしてわかりやすく説明されています。

仁藤調査委員の研究論文は、駿河郡を中心とした駿河・伊豆地域の古代氏族について、氏族構成の比較・分析等を行い、再検討をしています。

柴調査委員は、新たに発見された慶長四年御宿村検地帳の記載様式と名請人の実態について分析し、近世初期検地の歴史的意義について検討しています。

厚地調査委員は、近世において鉄砲を所持した村足軽について、農村の人々を戦闘員として動員することの問題に

ついて論じ、軍役負担の内容を明らかにしています。

編さん委員の羽田勲氏の歴史随想は、地名に造詣の深い氏ならではの力作で、大森氏との関連から地名についての考察をしています。

また、市史編さん委員の故鈴木強氏が昭和五十七年三月に記された「深良用水に感謝しよう」を全文掲載し、あわせて、四方専門委員から「鈴木強氏に哀悼の意を表す」として追悼随想を寄稿いただきました。

なお、今年度の歴史講座「民俗を探る楽しさ」は、市史研究十一号に掲載いたします。

執筆委員、資料提供者の方々にお礼申し上げます。

これからも、皆様方にご高覧いただけるものを発刊するよう、編集に全力を傾けていきますので、今後とも市史編さん事業へのご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

平成九年九月に編さん委員の芹澤仁教育長、平成十年一月に地区協力員の勝又武夫氏のご逝去されました。生前のご協力に感謝し、心からご冥福をお祈りいたします。

平成十年三月

裾野市教育委員会

市史編さん室 主席主査 市田弘志

裾野市史研究 第10号 (ISSN 0918-1342)

平成10年3月31日発行

編集・発行 裾野市教育委員会
市史編さん室

裾野市茶畑399

電話 0559-93-7170

印刷 大和印刷株式会社

(題字：裾野市長 大橋 俊二)